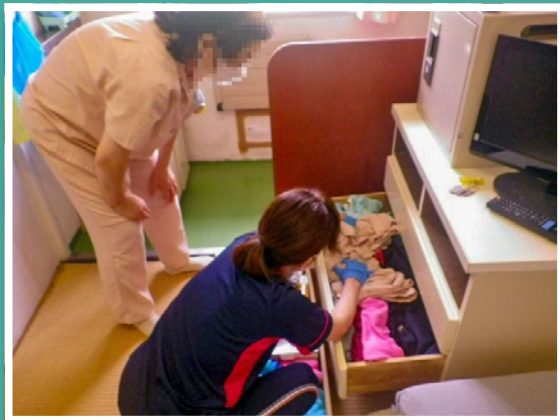




女子施設地域連携事業（介護福祉士による
居室内清掃等指導）の様子

【写真提供：法務省矯正局】



女性の更生保護施設の外観

【写真提供：法務省保護局】

第7編

女性犯罪者の 実態と処遇

- 第1章 はじめに
- 第2章 女性を取り巻く社会状況等
- 第3章 女性による犯罪の動向等
- 第4章 女性犯罪者の処遇・支援
- 第5章 特別調査
- 第6章 おわりに

第1章 はじめに

女性の刑法犯の検挙人員は、平成18年以降減少傾向にあり、令和5年は3万9,370人と、平成17年の約2分の1であった（7-3-1-1図参照）。また、女性入所受刑者の人員は、平成19年以降減少傾向にあり、令和5年は1,486人と、平成18年の約5分の3であった（7-3-3-1図参照）。このように、女性の刑法犯の検挙人員及び女性入所受刑者の人員はいずれも減少傾向にあるものの、他方で平成元年以降の女性入所受刑者の再入者率を見ると、3年まで上昇し49.9%となった後、翌年以降低下傾向となり、16年には28.4%まで低下したものの、翌年から令和元年まで再び上昇傾向に転じ、以降も高止まりの状況にある（5-3-1図参照）。

これまで女性犯罪者に関しては、再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）において、女性特有の問題に着目した指導及び支援を強化することが重点施策の一つとして掲げられていたほか、再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）においては、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組として、女性の抱える問題に応じた指導等を行うこととされ、続く第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）においても、女性受刑者等の困難に応じた指導・支援のほか、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行うことが求められている。

法務総合研究所では、女性犯罪者に関し、平成4年版犯罪白書特集「女子と犯罪」、平成25年版犯罪白書特集「女子の犯罪・非行」等において、公的統計に基づいた動向分析等を行ってきたところであるが、いずれも各調査時点から相応の年数が経過している。各調査時点以降の女性入所受刑者の罪名別人員及び年齢層別人員に着目すると、まず、女性入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合は、平成25年には8割を超え、以降も高止まりが続いている。また、23年までは覚醒剤取締法違反の人員が窃盗の人員を上回っていたものの、翌年以降は逆転している（7-3-3-2図参照）。さらに、女性入所受刑者総数に占める65歳以上の比率を見ると、平成21年までは10%以下であったものの、令和5年には22.7%と大幅に上昇している（7-3-3-1図参照）。このように、各調査時点以降の女性入所受刑者の傾向にも変化が見られる。

そこで、特に女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰に着目し、近年における女性犯罪者の実態及びそのニーズを把握するため、受刑者等（女性受刑者に加え、比較対象のための男性受刑者等を含む。）を対象とする特別調査を行い、男性受刑者との比較による分析に加えて、女性受刑者の入所罪名の多くを占める窃盗事犯及び薬物事犯という二つの犯罪類型に着目し、分析を行うこととした。

本特集は、前記特別調査の結果に加え、各種統計資料に基づく女性による犯罪の動向や、女性犯罪者に対する処遇・支援の現状を紹介することで、女性犯罪者に対するより効果的なアセスメントや処遇・支援の在り方等の検討に資する資料を提供することを目指した。本特集は、女性受刑者に見られる傾向・特徴と女性犯罪者の再犯等との因果関係を示すことを狙いとしたものではない。女性受刑者に見られる傾向・特徴は、女性犯罪者が抱えていると考えられる様々な背景事情と関連し、それが心理面や社会生活に影響を及ぼしているのではないかとの問題意識に立ち、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点を整理することにより、女性犯罪者に対する処遇・支援の在り方を考えるための基礎資料を提供することを目的としている。

本編の構成は、以下のとおりである。

第2章では、女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向及び近年の社会生活の状況を概観する。女性犯罪者の処遇・支援の在り方を考えるに当たっては、刑事政策の動向、すなわち現在の女性犯罪者に対してどのような施策に基づく処遇・支援が行われているかを知る必要がある。さらに、第5章で特別調査の結果を基に女性受刑者の生活状況や周囲との関わりを見るための前提として、近年の社会生活の

状況、すなわち14歳以上の年齢層別人口の推移、年齢層別就業率及び雇用形態別構成比の推移、並びに世帯構造別世帯数及び高齢者の家族形態別構成比の推移等をいずれも男女別に紹介する。

第3章では、各種統計資料に基づき、刑事手続の各段階における女性による犯罪の動向等を概観する。なお、第4編第7章の「女性による犯罪・非行」は、主として令和5年の女性による犯罪・非行の動向を中心として紹介しているのに対し、本章は、近年の女性による犯罪の動向を経年で比較するとともに男女別に見ることで、女性犯罪者の実態を明らかにすることを目指した。

第4章では、女性犯罪者に対する施設内及び社会内での処遇・支援の現状を紹介する。

第5章では、特別調査の結果を踏まえ、主として男性受刑者との比較により、女性受刑者の意識や実情に係る傾向・特徴を明らかにする。その上で、女性受刑者の中でも割合が高く、かつ女性犯罪者に特有の問題点や特徴が見受けられる薬物事犯者及び窃盗事犯者について、それぞれ比較・分析を行った結果等を紹介する。その際、薬物事犯者については、生活状況及び交友関係の二つの側面から、窃盗事犯者については、経済的状況及び周囲との関わりの二つの側面から、それぞれ特徴的な傾向が見られた項目について取り上げる。

以上を踏まえ、第6章では、近年の女性犯罪者の特性等を踏まえた処遇・支援の更なる充実に向けた課題や展望等について総括する。

第2章 女性を取り巻く社会状況等

平成4年版犯罪白書では、特集として「女子と犯罪」を取り上げ、我が国の女性による犯罪の動向及び女性犯罪者に対する処遇の実情を報告するとともに、女性による犯罪の増加と女性の社会進出との関連を否定し、女性による犯罪の大半は、女性の社会進出が進む以前と変わらない犯罪類型であることを明らかにした。かつては、女性の社会進出の進行に伴い、犯罪も男性並みになるのではないかと推測されていたが、実際には、近年のより一層の女性の社会的活躍の中でも、女性による犯罪の動向は、著しい変化を見せるには至っていない。

もっとも、平成22年には女性入所受刑者の人員が4年の約2.4倍となり、女性の再入者の人員も12年から増加傾向にあったことなどから、平成25年版犯罪白書では、特集として「女子の犯罪・非行」を取り上げた。同特集では、女性受刑者の中でも多くの割合を占める窃盗事犯者及び覚醒剤事犯者に焦点を当て、窃盗事犯者については、女性特有の問題の存在がうかがわれることからこれを解明していく必要があると指摘し、覚醒剤事犯者についても、特性に応じた処遇が重要であり、当時、試行されていた薬物依存回復プログラム等の着実な実施と効果検証の重要性を指摘した上で、過剰収容が続く女性刑事施設の状況を踏まえ、民間の支援・助力を最大限に活用するとともに、施設の拡充を含む処遇体制の充実・強化を図るべきであると指摘した。

近年においては、本編第1章でも述べたとおり、女性入所受刑者について、その人員は減少傾向にある一方、女性入所受刑者総数に占める窃盗事犯者の割合は上昇傾向にあり、65歳以上の高齢者の割合も上昇傾向にあるなど、女性刑事施設における状況は更に変化している。このように、女性犯罪者については、その時代ごとに問題とされる点が異なることから、今後の女性犯罪者の再犯防止や円滑な社会復帰のための方策を考えるに当たっては、近年の女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向や、社会における一般的な生活状況についても知る必要がある。

そこで、この章では、まず近年の女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向について見た後、近年の社会生活の状況について概観する。

1 女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向

まず刑法犯の動向について見ると、刑法犯の検挙人員は、昭和25年に戦後最多の60万7,769人を記録した後、緩やかな減少傾向にあり、55年から59年まで増加傾向に転じたものの、再び、緩やかな減少傾向を経て、平成13年から増加に転じ、16年には38万9,027人を記録したが、17年からは減少傾向にある（1-1-1-1図参照）。一方、女性の刑法犯の検挙人員は、昭和25年、39年、58年をピークとする三つの波を描いて推移した後、平成17年に戦後最多の8万4,162人を記録し、18年からは減少傾向にある。刑法犯の検挙人員のうち平成元年以降の20歳以上の女性について見ると、2年に最も少ない2万5,737人を記録した後、翌年からは増加傾向にあり、18年には5万5,537人とピークを迎え、翌年からは減少傾向が続いており、令和5年は3万6,499人であった（4-7-1-1図参照）。

さらに、刑事施設の状況に目を向け、平成元年以降の刑事施設における被収容者の収容率（収容人員の収容定員に対する比率）の推移について見ると、5年以降増加し、13年以降18年までは100%を超えていたものの、翌年から100%を下回り、低下している。刑事施設における被収容者のうち女性被収容者の年末収容人員を見ると、同じく5年以降増加し、23年に5,345人とピークを迎えた後、翌年からは減少に転じ、令和5年は3,502人であった。なお、女性被収容者の収容率の推移を見ると、平成13年以降18年までは収容率が100%を超えており、その後も24年までは既決の収容率が100%を超えていたが、翌年からはいずれも低下傾向にあり、令和5年の収容率は53.1%であった（既決60.3%、未決32.1%）（CD-ROM資料2-5参照）。このように、平成25年以降、女性の刑法犯の検挙

人員及び女性被収容者の年末収容人員はいずれも減少傾向にあり、収容率も低下傾向にある。

平成元年以降の女性入所受刑者の罪名別人員について見ると、23年までは、覚醒剤取締法違反の構成比が最も高く、次いで、窃盗の順であったが、24年以降は、窃盗が覚醒剤取締法違反を上回るようになり、令和5年には窃盗823人、覚醒剤取締法違反359人と、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を大幅に上回っている（4-7-2-4図及び7-3-3-2図参照）。また、女性入所受刑者総数に占める65歳以上の人員の構成比を見ると、平成元年以降上昇傾向にあり、22年には10%、令和4年には20%を超え、5年は22.7%であった（4-7-2-5図及び7-3-3-1図参照）。

このような中、刑事政策の動きについて見ると、平成24年に行われた犯罪対策閣僚会議では「近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。」とされ、女性特有の問題に着目した指導及び支援が再犯防止のための重点施策の一つとして掲げられた。翌25年には、女子刑務所のあり方研究委員会が発足し、26年度から、地域の医療・福祉等の専門家の協力を得ながら女性受刑者特有の問題に着目した処遇を行う、女子施設地域支援モデル事業を開始した。同モデル事業は、29年度から、女子施設地域連携事業として女性刑事施設10庁において実施されるに至った。同年12月には、再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画が閣議決定され、女性の抱える問題に応じた指導等の充実を図るよう求められており、特に、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題等を抱える女性に配慮した指導や、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行うこととされた。令和5年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画においても、女性受刑者等は、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があること、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、依存症・摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いことなどから、これらの困難に応じた指導・支援のほか、矯正施設在所中から関係機関等と連携した切れ目のない社会復帰支援等を行うこととされた。

そして、女性による犯罪のうち多くを占める窃盗及び覚醒剤取締法違反に関連する法律の状況について見ると、平成18年4月、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）が成立し、同年5月に施行された。同法は、窃盗等の犯罪に関する情勢等に鑑み、これらの犯罪に適正に対処するために刑法等を改正したもので、窃盗等の罪に罰金刑が新設されるなどした。また、25年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、刑の一部執行猶予制度が新設され、28年6月から施行された。これにより、薬物事犯者等について、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、その刑の一部の執行を猶予することができるようになった。さらに、女性犯罪者に対する処遇に関する大きな変更として、売春防止法（昭和31年法律第118号）5条（勧誘等）の罪を犯して補導処分に付された満20歳以上の女性は、婦人補導院に収容されることとなっていたが、令和4年5月に成立した困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）により、売春防止法が改正されて補導処分の規定が削除され、婦人補導院も6年4月1日に廃止された。

7-2-1表 女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向等

年 次	刑法犯・特別法犯の動向	刑事施設の動向	刑事政策の動き
昭和25年（1950年）	刑法犯検挙人員 戦後最多（607,769人） 女性の刑法犯検挙人員 戦後第一のピーク（54,278人）		
昭和33年（1958年）			売春防止法（昭和31年法律第118号）施行
昭和39年（1964年）	女性の刑法犯検挙人員 戦後第二のピーク（51,183人）		
昭和58年（1983年）	女性の刑法犯検挙人員 戦後第三のピーク（83,200人） 女性の窃盗の検挙人員 戦後最多（70,487人）		
昭和59年（1984年）	女性の覚醒剤取締法違反の検挙人員 昭和45年以降最多（4,384人）		
平成9年（1997年）	刑法犯検挙人員の女性比 戦後最大（22.4%）		
平成13年（2001年）		刑事施設における全体収容率 100%を超える 女性の刑事施設における収容率 100%を超える	
平成16年（2004年）	刑法犯検挙人員 平成におけるピーク（389,027人）		
平成17年（2005年）	女性の刑法犯検挙人員 戦後最多（84,162人）		
平成18年（2006年）	20歳以上の女性の刑法犯検挙人員 平成におけるピーク（55,537人）		刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）施行
平成19年（2007年）		刑事施設における全体収容率 100%を下回る	
平成22年（2010年）		女性入所受刑者の年齢層別構成比 65歳以上が10%を超える	
平成23年（2011年）		女性の刑事施設における収容人員 戦後最多（5,345人）	
平成24年（2012年）		女性入所受刑者 窃盗が覚醒剤取締法違反を上回る	犯罪対策閣僚会議「再犯防止に向けた総合対策」
平成25年（2013年）		女性の刑事施設における既決収容率 100%を下回る	「女子刑務所のあり方研究委員会」発足
平成26年（2014年）			「女子施設地域支援モデル事業」開始
平成28年（2016年）			刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）施行 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）施行
平成29年（2017年）			女性刑事施設10庁で「女子施設地域連携事業」実施 「再犯防止推進計画」閣議決定
令和4年（2022年）		入所受刑者の女性比 戦後最大（10.7%） 女性入所受刑者の年齢層別構成比 65歳以上が20%を超える	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）成立
令和5年（2023年）			「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

- 注 1 検挙人員及び検挙件数は、警察庁の統計による。
2 入所受刑者の人員は、行政統計年報及び矯正統計年報による。
3 刑事施設の収容率は、法務省矯正局の資料による。
4 刑法犯の検挙人員について、昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含み、昭和40年以前は、業務上（重）過失致死傷を含まない。
5 女性の覚醒剤取締法違反の検挙人員は、資料を入手し得た昭和45年以降の数値で作成した。
6 女性の刑事施設における収容率は、資料を入手し得た平成13年以降の数値で作成した。

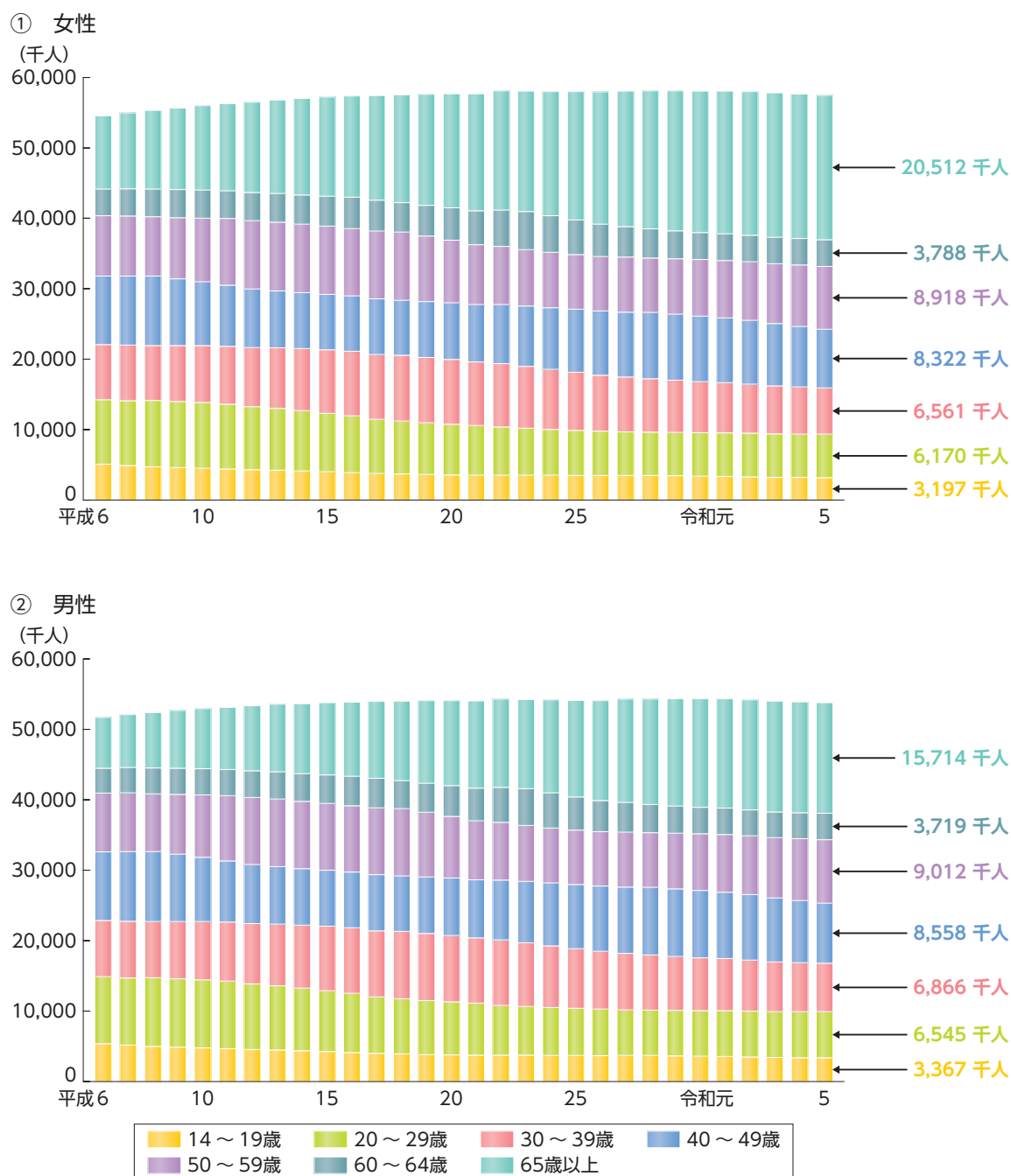
2 近年の社会生活の状況

我が国の総人口は、平成17年に戦後初めて前年を下回った後、20年にピークとなり、23年以降、13年連続で減少している。令和5年10月1日現在の総人口は1億2,435万2千人であり、総人口を男女別にみると、女性は6,385万9千人（総人口に占める割合51.4%）と、前年と比べ33万人（0.5%）減少しており、男性は6,049万2千人（同48.6%）と、前年と比べ26万5千人（0.4%）減少している。人口性比（女性100人に対する男性の数をいう。）は94.7となっており、女性が男性よりも336万7千人多くなっている（総務省統計局の人口資料による）。

7-2-2図は、14歳以上の年齢層別人口の推移を男女別に見たものである。男女共に14～19歳及び20～29歳の人口はいずれも減少傾向にあるのに対し、65歳以上の人口は平成6年以降増加傾向にあり、令和5年は女性が約2,051万人、男性が約1,571万人と、いずれも平成6年の約2倍であった。

7-2-2図 14歳以上の年齢層別人口の推移（男女別）

（平成6年～令和5年）

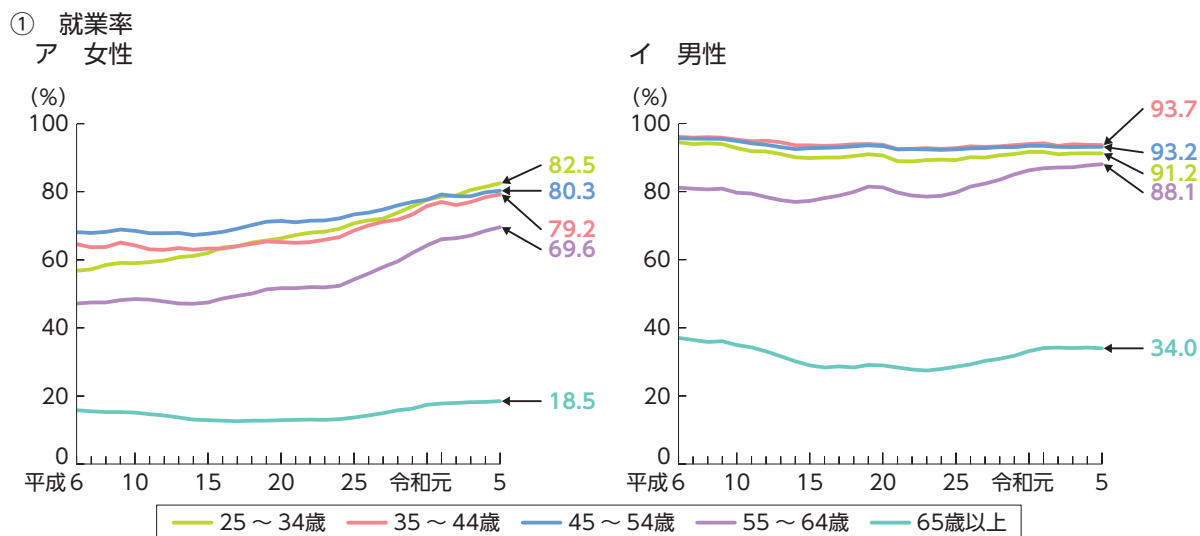


注 総務省統計局の人口資料による。

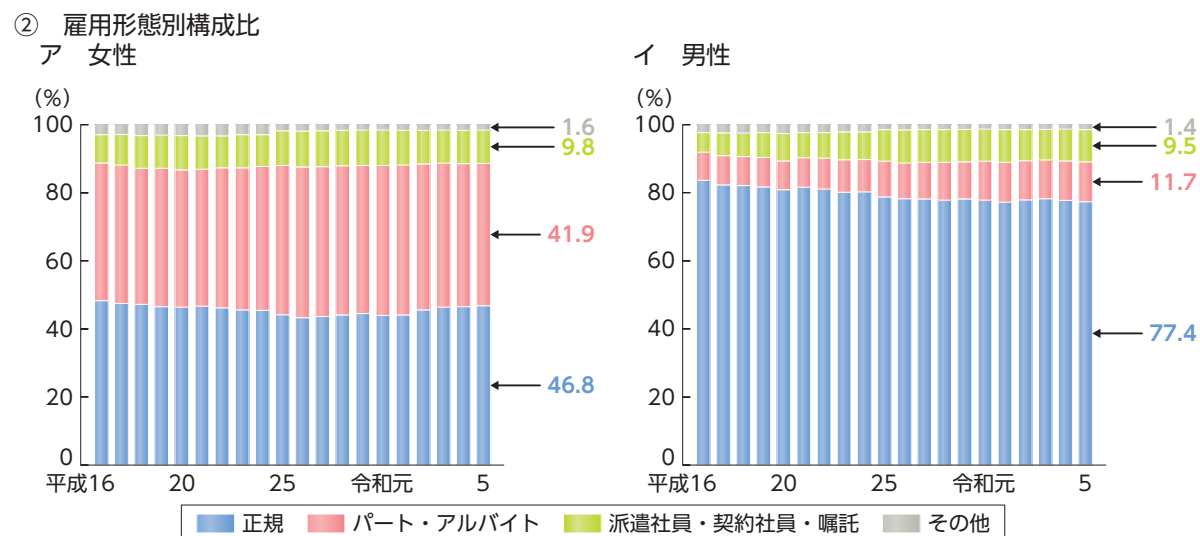
7-2-3図は、年齢層別就業率及び雇用形態別構成比の推移を男女別に見たものである。就業率について見ると、男女共に55～64歳の就業率が上昇している。また、女性はいずれの年齢層においても男性よりも就業率が低く、令和5年では、男性の就業率は25～34歳、35～44歳、45～54歳及び55～64歳のいずれも9割前後であるのに対し、女性の就業率はいずれも7～8割程度となっている。雇用形態別構成比について見ると、平成16年から令和5年までの間に大きな変化はなく、女性では、「正規」及び「パート・アルバイト」がいずれも40%台であるのに対し、男性では、「正規」が70～80%台を占め、「パート・アルバイト」は10%前後である。

7-2-3図 年齢層別就業率・雇用形態別構成比の推移（男女別）

(平成6年～令和5年)



(平成16年～令和5年)



注 1 総務省統計局の資料による。
2 「就業率」は、15歳以上の人口に占める就業者の割合である。
3 平成23年の数値は、補完的に推計した値である。

7-2-4図①は、世帯数の推移を世帯構造別に見たもの、7-2-4図②は、65歳以上の高齢者の家族形態別構成比の推移を男女別に見たものである。

7-2-4図①を見ると、世帯数の総数は、平成10年から増加傾向にあり、令和4年は5,431万世帯であった。単独世帯及び夫婦のみの世帯は、いずれも増加傾向にあり、平成10年はそれぞれ1,062万7千世帯（世帯総数の約23.9%）、878万1千世帯（同19.7%）であったが、令和4年はそれぞれ1,785万2千世帯（同32.9%）、1,333万世帯（同24.5%）であった。他方、三世代世帯は、減少傾向にあ

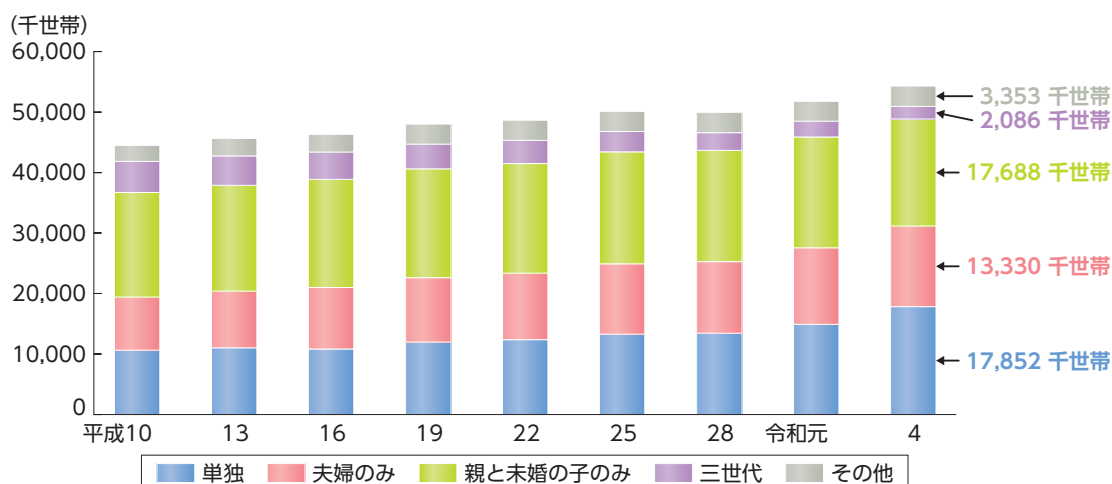
り、平成10年は512万5千世帯（同11.5%）であったが、令和4年は208万6千世帯（同3.8%）であった。

7-2-4図②を見ると、男女共に、単独世帯及び夫婦のみの世帯の者の構成比はいずれも上昇傾向にあるが、子と同居世帯の者の構成比は低下傾向にある。令和4年の単独世帯及び夫婦のみの世帯の者の構成比は、女性ではそれぞれ25.3%、34.8%、男性ではそれぞれ17.2%、47.7%であった。

7-2-4図 世帯構造別世帯数・高齢者の家族形態別構成比（男女別）の推移

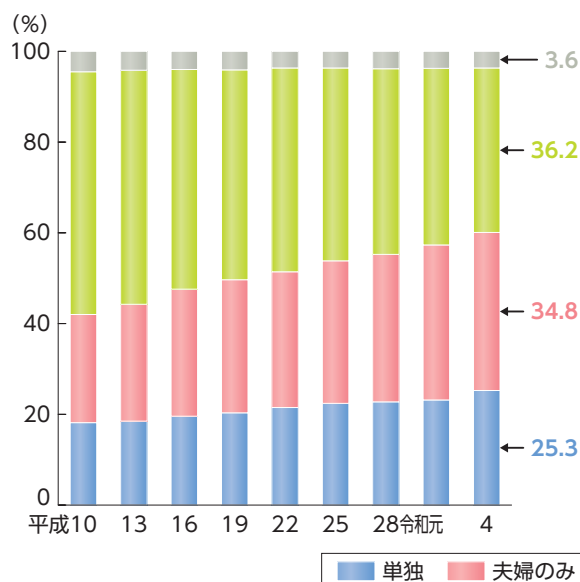
（平成10年・13年・16年・19年・22年・25年・28年・令和元年・4年）

① 世帯構造別世帯数

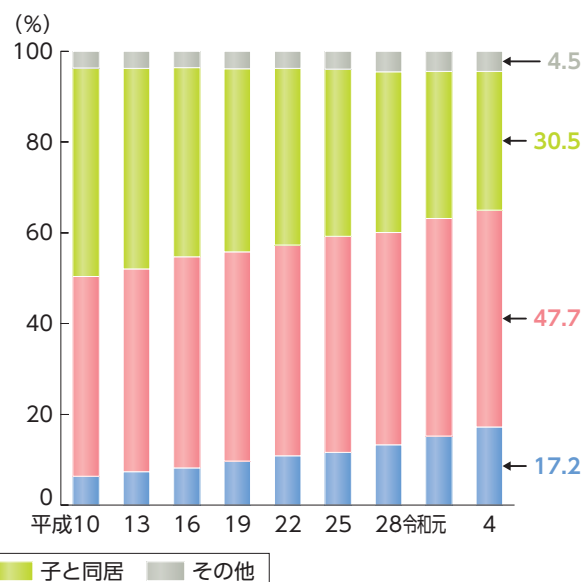


② 高齢者の家族形態別構成比

ア 女性



イ 男性

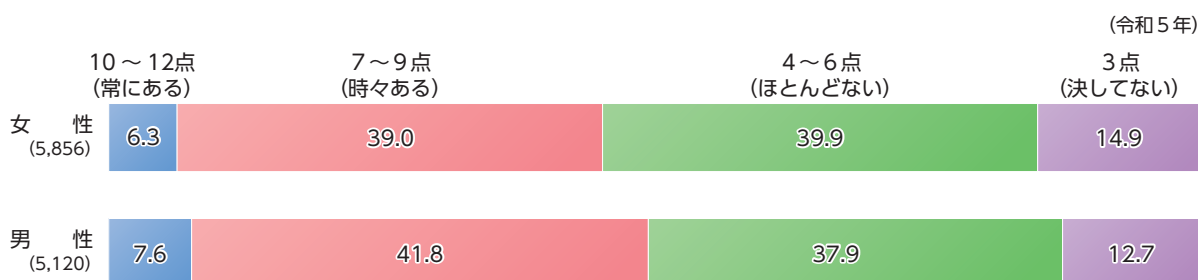


- 注 1 厚生労働省政策統括官の資料による。
 2 「高齢者」は、65歳以上の者をいう。
 3 平成28年は、熊本県の数値を除いたものである。

7-2-5図は、内閣官房孤独・孤立対策担当室（当時）が16歳以上の個人を対象に実施した「人々のつながりに関する基礎調査（令和5年）」の調査結果を基に孤独の状況について男女別に見たものである。これは、孤独という主観的な感情を間接質問により数値的に測定するために考案された「UCLA孤独感尺度」（Russell DW、1996）の日本語版（舩田他、2012）の3項目短縮版（Arimoto A & Tadaka E、2019）に基づく質問で、「あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。」「あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。」「あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。」の3項目に関して、「決してない」、「ほとんどない」、「時々ある」、「常にある」の4件法で回答を求めた上で、回答の結果について、「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化し、その合計スコアについて、「10～12点（常にある）」、「7～9点（時々ある）」、「4～6点（ほとんどない）」、「3点（決してない）」の4区分に整理したものである。

女性は「4～6点（ほとんどない）」の構成比が最も高く、次いで「7～9点（時々ある）」、「3点（決してない）」の順であった。男性は「7～9点（時々ある）」の構成比が最も高く、次いで「4～6点（ほとんどない）」、「3点（決してない）」の順であった。

7-2-5図 孤独の状況（男女別）



注 1 内閣官房孤独・孤立対策担当室（当時）の資料を基に法務総合研究所が作成した。
 2 無回答を除く。
 3 () 内は、実人員である。

7-2-6図は、内閣府男女共同参画局が18歳以上59歳以下の男女を対象に実施した「男女間における暴力に関する調査（令和5年度）」の調査結果を基に配偶者及び交際相手からの暴力の被害経験の有無を男女別に見たものである。なお、暴力とは、「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」をいう。①配偶者からの被害経験は、同調査の対象者のうち、これまでに結婚したことのある人に対し、これまでに配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」の各被害を受けたことがあるかにつきそれぞれ回答を求めたものである。②交際相手からの被害経験は、同調査の対象者のうち、交際相手がいた（いる）人に対し、これまでに交際相手から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」の各被害を受けたことがあるかにつきそれぞれ回答を求めたものである。

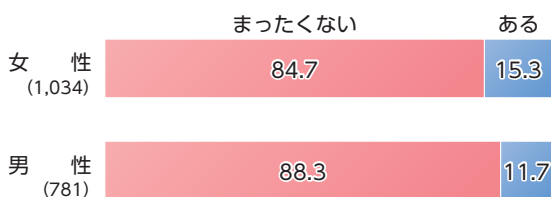
男女共に、配偶者からの被害経験及び交際相手からの被害経験のいずれも、全ての項目で「まったくない」の構成比は8～9割程度であり、女性は男性と比べて「ある」の構成比が高かった。また、各項目について、総じて配偶者からの被害経験の方が、交際相手からの被害経験よりも、「ある」の構成比が高かった。

7-2-6図 配偶者・交際相手からの暴力の被害経験の有無（男女別）

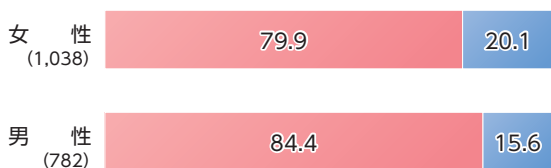
(令和5年度)

① 配偶者からの被害経験

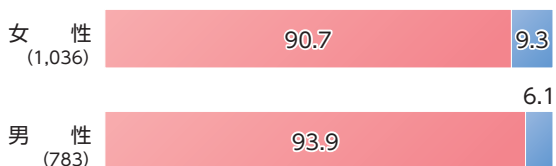
ア 身体的暴行



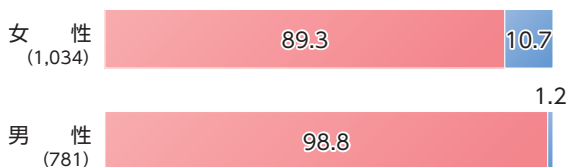
イ 心理的攻撃



ウ 経済的圧迫

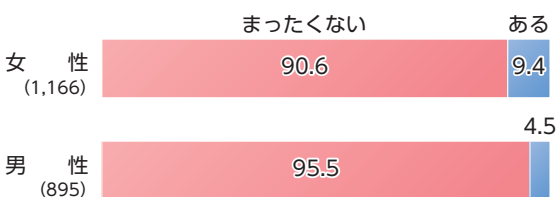


エ 性的強要

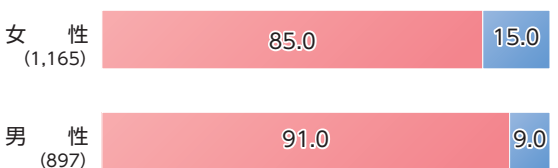


② 交際相手からの被害経験

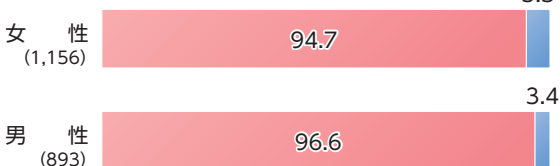
ア 身体的暴行



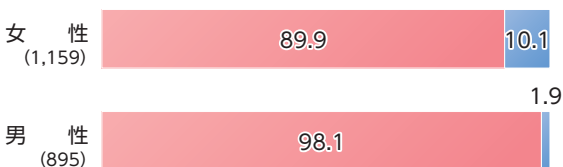
イ 心理的攻撃



ウ 経済的圧迫



エ 性的強要



注 1 内閣府男女共同参画局の資料を基に法務総合研究所が作成した。

2 無回答を除く。

3 配偶者には、事実婚、別居中の夫婦及び元配偶者を含む。

4 交際相手には、同性の交際相手を含み、婚姻届を出していない事実婚は含まない。また、現在結婚している者は結婚前の状況を対象としている。

5 「ある」は、①について「何度もあった」又は「1、2度あった」に回答した者の構成比であり、②について「10歳代にあった」、「20歳代にあった」又は「30歳代以上にあった」のいずれかに回答した者の構成比である。

6 () 内は、実人員である。

第3章 女性による犯罪の動向等

第4編第7章では、各種統計資料等に基づき、主として令和5年における女性による犯罪・非行の動向を示した。この章では、女性犯罪者の実態を探るべく、各種統計資料等に基づき、男性との比較を行いつつ、近年の女性による犯罪の動向及び女性犯罪者の処遇の各段階における人員の推移等について概観する。

第1節 ■ 検挙

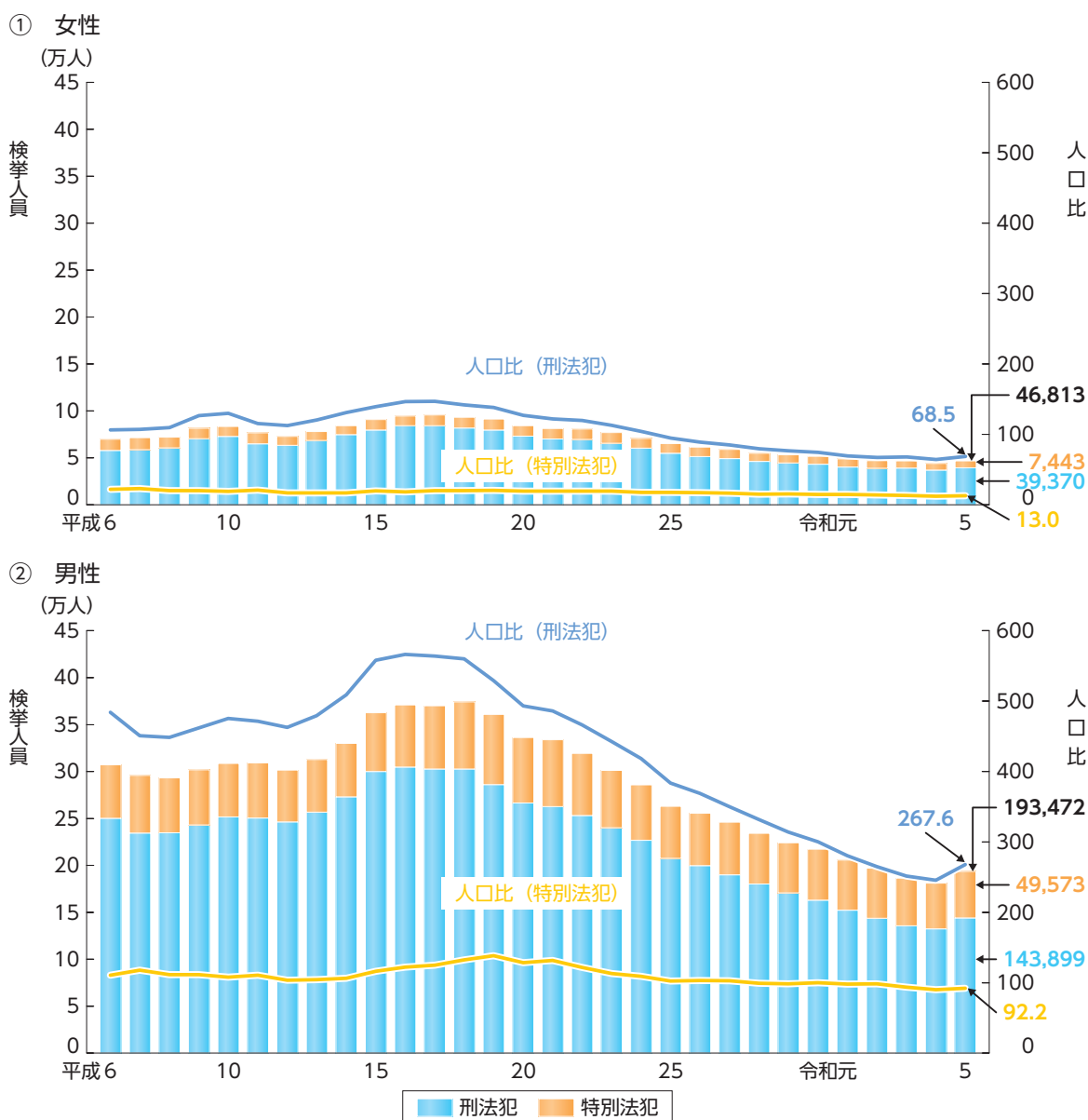
1 刑法犯及び特別法犯の検挙人員等

刑法犯及び特別法犯の検挙人員並びに人口比の推移（最近30年間）を男女別に見ると、[7-3-1-1図](#)のとおりである。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は、女性では平成17年（9万5,760人）、男性では18年（37万4,125人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるところ、令和5年は、女性では4万6,813人、男性では19万3,472人と、いずれもピーク時の約2分の1であった。また、女性は、一貫して男性より検挙人員総数が少なく、令和5年の男女を合わせた検挙人員総数（24万285人）のうち、女性の占める比率は19.5%と、約5分の1であった（CD-ROM 参照。なお、女性の刑法犯検挙人員に占める少年の検挙人員については、[4-7-1-1図](#)参照）。

検挙人員の人口比（14歳以上の男女別10万人当たりの検挙人員をいう。以下この項において同じ。）について見ると、女性は、刑法犯では平成17年の147.0、特別法犯では7年の23.1をピークにその後はいずれも低下傾向にあるところ、令和5年の女性人口比は、刑法犯では68.5、特別法犯では13.0と、いずれもピーク時の約2分の1であった。他方、男性は、一貫して女性より人口比が高く、刑法犯では平成16年の566.3、特別法犯では19年の138.3をピークにその後はいずれも低下傾向にあるところ、令和5年の男性人口比は、刑法犯では267.6、特別法犯では92.2と、それぞれピーク時の約2分の1、約3分の2であった。

7-3-1-1 図 刑法犯・特別法犯 検挙人員・人口比の推移（男女別）

（平成6年～令和5年）



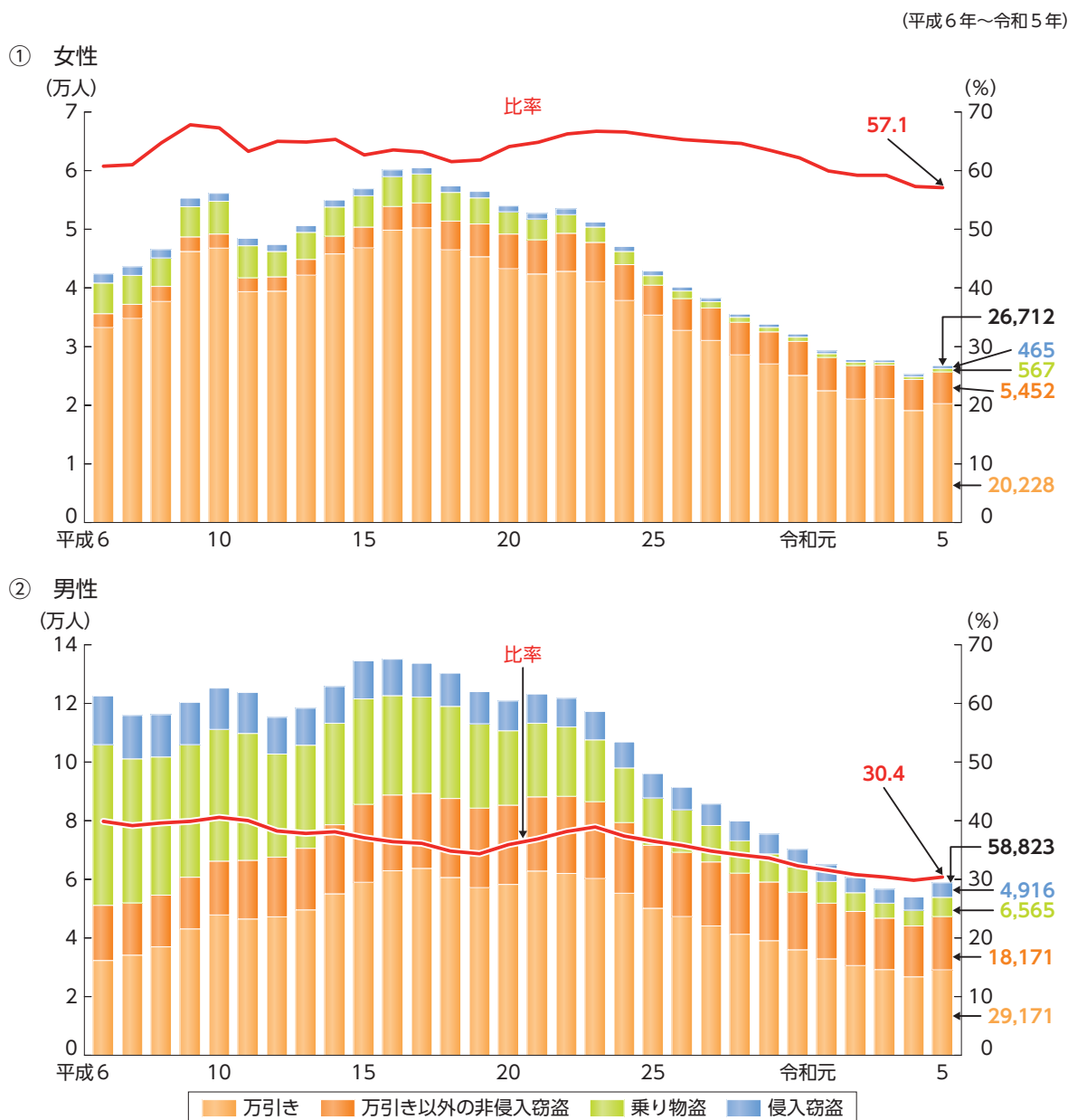
- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 「人口比」は、14歳以上の男女別10万人当たりの検挙人員である。
 3 特別法犯は、平成15年までは交通関係4法令違反を除き、16年以降は交通法令違反を除く。

2 窃盗の検挙人員等

刑法犯のうち窃盗の検挙人員について、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率並びに態様・手口別人員の推移（最近30年間）を男女別に見ると、7-3-1-2図のとおりである。窃盗の検挙人員について見ると、女性では平成17年（6万462人）、男性では16年（13万5,023人）に6年以降で最多を記録したが、その後はいずれも減少傾向にあるところ、令和5年は、女性では2万6,712人、男性では5万8,823人であった。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率について見ると、女性では平成9年（67.8%）、男性では10年（40.6%）をピークにその後はいずれも上昇低下を繰り返していたが、男女共に24年から低下傾向にあるところ、令和5年は、女性では57.1%、男性では30.4%であった。

態様・手口別人員について見ると、万引きは、男女共に平成17年（女性5万249人、男性6万3,704人）をピークにその後は減少傾向にあるものの、女性では、6年以降、一貫して窃盗の検挙人員の75%以上を占めており、令和5年は75.7%に相当する2万228人であるのに対し、男性では、平成20年以降、窃盗の検挙人員の5割程度を占めるにとどまっており、令和5年は49.6%に相当する2万9,171人であった。なお、男性では、平成6年には窃盗の検挙人員で最も多く4割以上を占めていた乗り物盗が翌年以降減少傾向にあるところ、令和5年は6,565人と、平成6年の約10分の1であった。また、20年以降、万引き以外の非侵入窃盗が、窃盗の検挙人員の2割から3割程度を占めており、令和5年は1万8,171人であった（CD-ROM 参照）。

7-3-1-2図 窃盗 検挙人員等の推移（男女別）



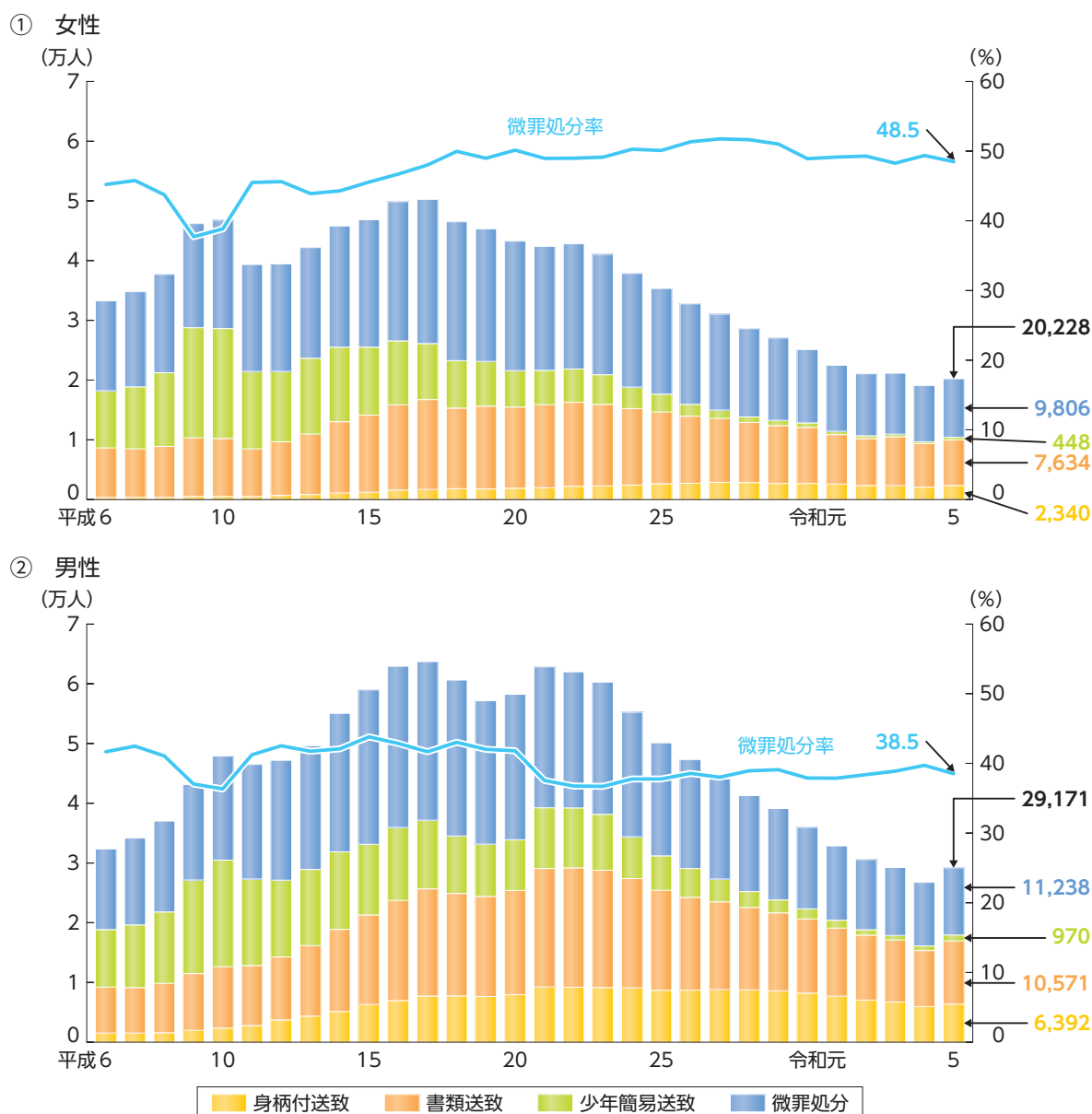
注 1 警察庁の統計による。
 2 「比率」は、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める窃盗の検挙人員の比率である。

窃盗のうち万引きについて、送致別検挙人員及び微罪処分率（万引きの検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。）の推移（最近30年間）を男女別に見ると、7-3-1-3図のとおりである。送致別検挙人員について見ると、微罪処分は、女性では平成17年（2万4,122人）、男性では16年（2万6,980人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるものの、11年以降、男女共に送致別検挙人員総数の中で一貫して最も多く、令和5年は、女性では9,806人、男性では1万1,238人であった。書類送致は、女性では平成17年（1万5,041人）、男性では22年（1万9,986人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるものの、女性では15年以降、男性では14年以降、それぞれ送致別検挙人員総数の中で一貫して微罪処分に次いで多く、令和5年は、女性では7,634人、男性では1万571人であった。身柄付送致は、女性では平成27年（2,873人）、男性では21年（9,248人）をピークにその後はいずれも減少傾向にあるものの、令和5年は、女性では2,340人と、平成6年（349人）と比べて6倍以上に増加し、男性では6,392人と、同年（1,514人）と比べて4倍以上に増加した。

微罪処分率について見ると、女性は、平成6年以降、一貫して男性より高く、17年以降、27年（51.7%）をピークに48～51%台で推移しており、令和5年は48.5%であった。他方、男性は、平成15年（43.8%）をピークにその後は低下傾向にあり、令和5年は38.5%と、女性よりも10.0pt低かった。

7-3-1-3図 万引き 送致別検挙人員・微罪処分率の推移（男女別）

（平成6年～令和5年）



注 1 警察庁刑事局の資料による。

2 「微罪処分率」は、万引きの検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率である。

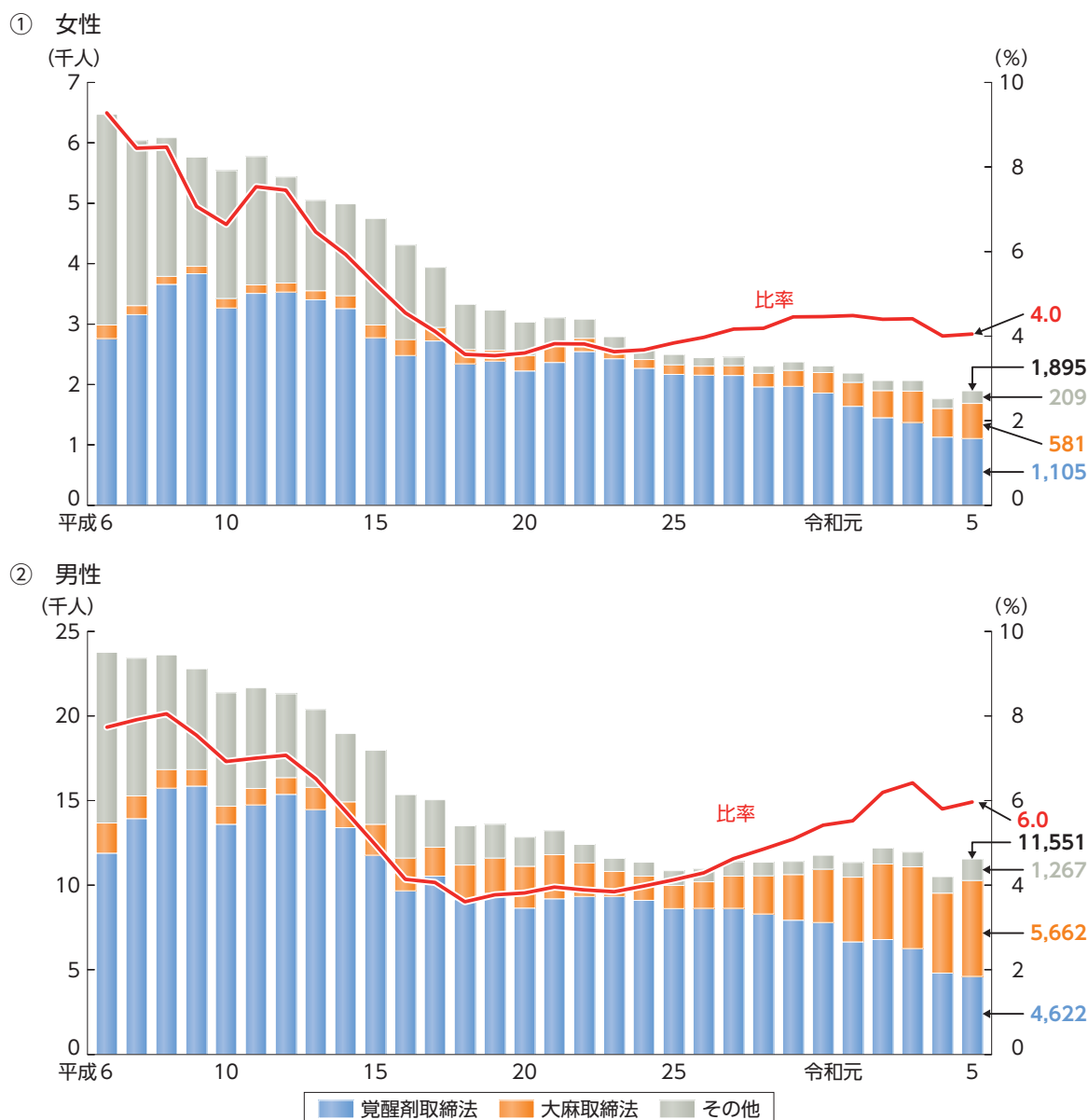
3 薬物事犯の検挙人員等

特別法犯のうち薬物事犯（覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬取締法違反、あへん法違反、毒劇法違反及び麻薬特例法違反をいう。以下この項において同じ。）の検挙人員について、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率並びに罪名別人員の推移（最近30年間）を男女別に見ると、7-3-1-4図のとおりである。薬物事犯の検挙人員について見ると、男女共に平成6年（女性6,474人、男性2万3,760人）に最多を記録したが、その後はいずれも減少傾向にあるところ、令和5年は、女性では1,895人、男性では1万1,551人であった。刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める比率について見ると、女性では平成6年（9.3%）、男性では8年（8.1%）をピークにその後はいずれも低下傾向にあったが、男女共に24年（女性3.7%、男性4.0%）から緩やかな上昇傾向に転じており、令和5年は、女性では4.0%、男性では6.0%であった。

罪名別人員について見ると、女性では、覚醒剤取締法違反が平成9年の3,834人（薬物事犯の検挙人員に占める比率66.5%）をピークにその後は減少傾向にあるものの、7年以降、一貫して最も多く、薬物事犯の検挙人員の5割以上を占めており、令和5年は1,105人（同58.3%）であった。また、大麻取締法違反は、平成6年以降増減を繰り返していたが、27年から増加傾向にあり、令和5年は581人（同30.7%）と、覚醒剤取締法違反の約2分の1にとどまっている。他方、男性では、覚醒剤取締法違反は、平成9年の1万5,857人（同69.6%）をピークにその後は減少傾向にあり、令和4年には薬物事犯の検挙人員に占める比率が5割を下回り、5年は4,622人（同40.0%）であった。また、大麻取締法違反は、平成6年以降増減を繰り返していたが、26年から増加傾向にあり、令和5年は5,662人（同49.0%）と、覚醒剤取締法違反を上回った（CD-ROM 参照）。

7-3-1-4図 薬物事犯 検挙人員等の推移（男女別）

（平成6年～令和5年）



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「その他」は、麻薬取締法、あへん法、毒劇法及び麻薬特例法の各違反である。
 3 「比率」は、刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める薬物事犯の検挙人員の比率である。

第2節 ■ 検察

検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この節において同じ。）について、起訴・起訴猶予人員及び起訴猶予率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-2-1図のとおりである。

起訴人員総数について見ると、女性では、平成16年以降増加し、19年の1万7,785人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和5年は1万2,089人（前年比7.0%増）と、平成19年の約3分の2であった。男性では、17年の16万5,798人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和5年は8万8,876人（同7.3%増）と、平成17年の約2分の1であった。

総数の起訴猶予率について見ると、女性では、平成16年以降、50～60%台で推移しており、令和5年は60.8%であった。男性では、平成16年以降20年まで30%台で推移した後、翌年以降は上昇傾向にあり、令和5年は49.6%であった。女性の起訴猶予率は、平成16年以降、一貫して男性の起訴猶予率を上回っている。

窃盗の起訴人員について見ると、女性では、平成16年以降増加傾向にあったが、24年の6,707人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和5年は5,464人（前年比9.7%増）と、平成24年の約8割であった。男性では、16年の4万863人をピークにその後は減少傾向にあるところ、令和5年は2万4,909人（同11.0%増）と、平成16年の約6割であった。

窃盗の起訴猶予率について見ると、女性では、平成17年に74.7%とピークを迎えた後、19年以降は60%前後で推移しており、令和5年は60.5%であった。男性では、平成16年以降、30%台で推移した後、22年以降は40%台で推移しており、令和5年は45.9%であった。女性の起訴猶予率は、平成16年以降、一貫して男性の起訴猶予率を上回っている。

覚醒剤取締法違反の起訴人員について見ると、女性では、平成17年の3,210人をピークに翌年から増減を繰り返した後、28年以降は減少傾向にあるところ、令和5年は1,087人（前年比1.7%増）と、平成17年の約3分の1であった。男性では、17年の1万6,488人をピークに翌年から減少傾向にあるところ、令和5年は5,523人（同2.9%減）と、平成17年の約3分の1であった。

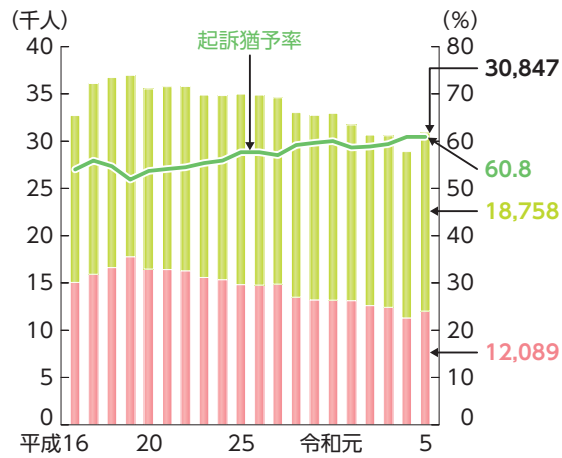
覚醒剤取締法違反の起訴猶予率について見ると、女性では、平成16年以降、6～10%台で上昇低下を繰り返した後、令和2年以降は上昇し続けていたが、5年は11.3%と前年比2.0pt低下した。男性では、平成16年以降、上昇低下を繰り返しながら全体としては緩やかに上昇しており、令和5年は10.0%であった。女性の起訴猶予率は、平成16年以降、一貫して男性の起訴猶予率を上回っている。

7-3-2-1 起訴・起訴猶予人員、起訴猶予率の推移（男女別）

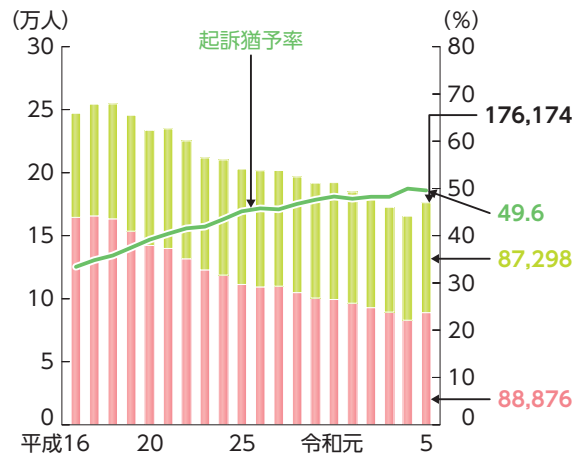
（平成16年～令和5年）

① 総数

ア 女性

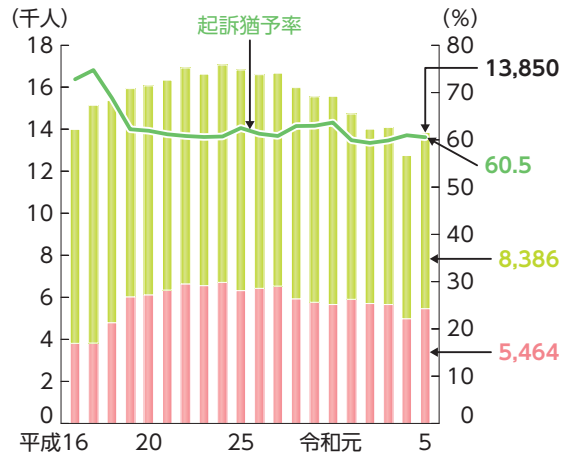


イ 男性

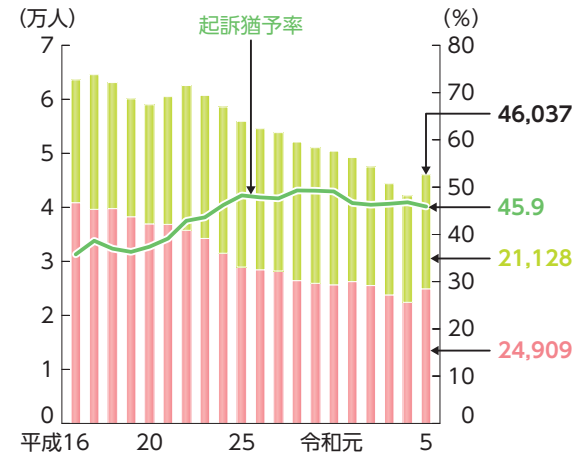


② 窃盗

ア 女性

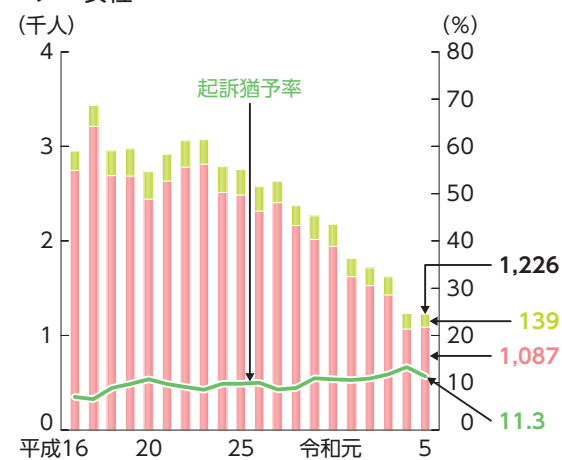


イ 男性

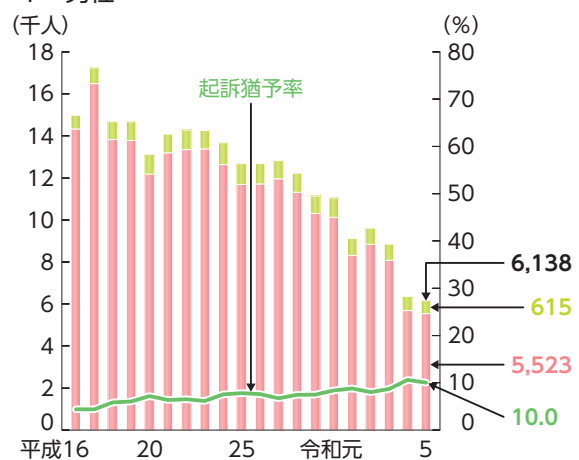


③ 覚醒剤取締法

ア 女性



イ 男性



■ 起訴 ■ 起訴猶予

- 注 1 検察統計年報による。
 2 「起訴猶予率」は、起訴人員及び起訴猶予人員の合計に占める起訴猶予人員の比率をいう。
 3 過失運転致死傷等及び道交違反を除く。

第3節 ■ 矯正

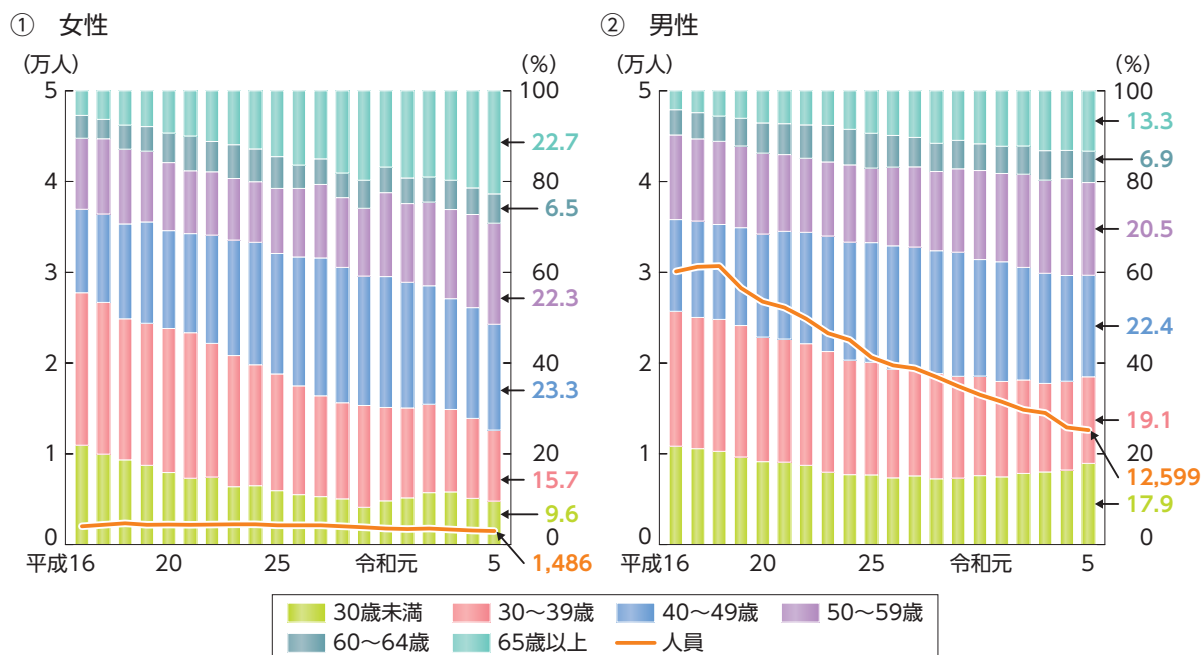
1 入所受刑者

(1) 人員・年齢層

入所受刑者の人員及び年齢層別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-1図のとおりである。女性入所受刑者の人員は、平成18年の2,333人をピークに翌年からおおむね横ばいで推移した後、28年からは減少傾向にあり、令和5年は1,486人（前年比68人（4.4%）減）であった。他方、男性入所受刑者の人員は、平成18年の3万699人をピークに翌年から減少しており、令和5年は1万2,599人（前年比307人（2.4%）減）であった。入所受刑者の年齢層別構成比について見ると、女性入所受刑者では、30歳未満の構成比は平成16年以降低下傾向にあり、令和元年以降は9～11%台と低い傾向にある。また、30～39歳の構成比も平成16年以降低下傾向が続いている。これに対し、65歳以上の構成比は同年には5.4%であったところ、翌年以降上昇傾向が続いており、令和5年は22.7%と、平成16年の約4.2倍であった。50～59歳の構成比は平成16年以降低下傾向にあったが、25年からは上昇傾向にあり、令和5年は22.3%と、平成16年の約1.4倍であった。なお、令和5年における65歳以上の構成比は30歳未満の構成比の約2.4倍であった。他方、男性入所受刑者では、30歳未満の構成比は平成16年以降低下傾向にあったが、令和2年以降は緩やかな上昇が続いており、5年は17.9%であった。30～39歳の構成比は平成16年以降低下傾向が続いており、令和5年は19.1%であった。50～59歳の構成比は平成26年以降緩やかな上昇が続いており、令和5年は20.5%であった。65歳以上の構成比を見ると、平成16年には4.1%であったところ、翌年以降上昇傾向が続いており、令和5年は13.3%と、平成16年の約3.2倍であった。同年以降、女性入所受刑者の65歳以上の構成比は男性入所受刑者よりも一貫して高い。

7-3-3-1図 入所受刑者の人員・年齢層別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和5年）



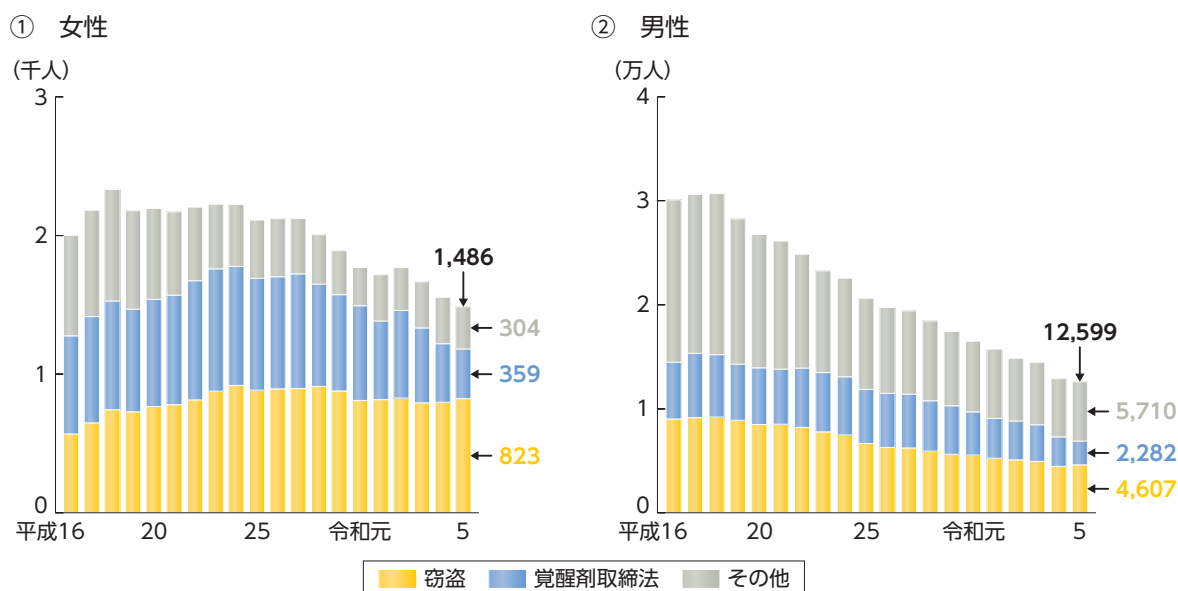
注 1 矯正統計年報による。
2 入所時の年齢による。

(2) 罪名別人員

入所受刑者の罪名別人員の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-2図のとおりである。入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合は、女性入所受刑者では、平成16年以降一貫して6割を超えており、特に23年以降、その割合は8割前後であるのに対し、男性入所受刑者では、16年以降一貫して6割未満にとどまっている。女性入所受刑者では、16年から23年まで覚醒剤取締法違反の人員が最も多かったものの、24年以降、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っており、女性入所受刑者総数のうち窃盗が4～5割、覚醒剤取締法違反が2～4割程度を占めている。男性入所受刑者では、平成16年以降、一貫して窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている。なお、令和5年の窃盗及び覚醒剤取締法違反以外の罪名について見ると、女性入所受刑者では、詐欺（6.7%）、道路交通法違反（2.6%）、殺人（1.5%）の順に構成比が高く、男性入所受刑者では、詐欺（10.1%）、道路交通法違反（5.6%）、傷害（4.0%）の順であった（令和5年における入所受刑者の罪名別構成比（男女別）については、2-4-2-5図参照）。

7-3-3-2図 入所受刑者の罪名別人員の推移（男女別）

（平成16年～令和5年）

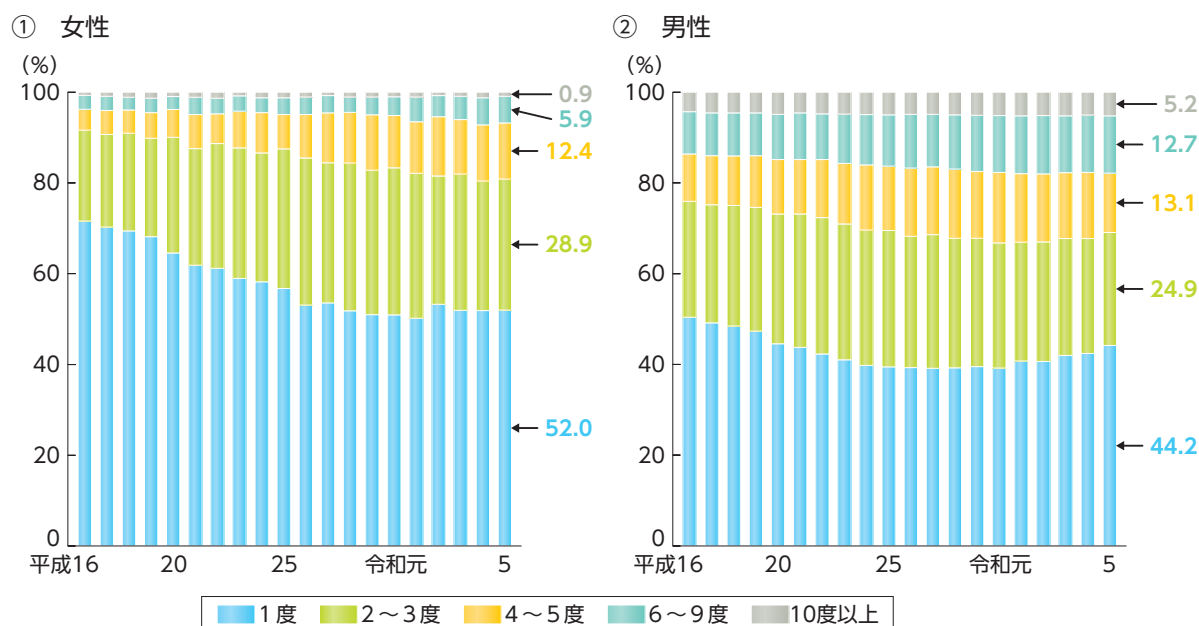


(3) 入所度数

入所受刑者の入所度数別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-3図のとおりである。女性入所受刑者では、「1度」の構成比は平成16年以降低下しているものの、27年からは50～53%台で推移しており、令和5年は52.0%と、なお全体の半分以上を占めている。一方、「2～3度」、「4～5度」及び「6～9度」の各構成比は平成16年以降いずれも上昇傾向にあり、令和5年はそれぞれ28.9%、12.4%、5.9%であった。男性入所受刑者では、「1度」の構成比は平成17年以降50%を下回っており、令和5年は44.2%であった。一方、「4～5度」の構成比は平成16年以降24年までは上昇傾向にあったが、25年以降令和4年までは14～15%台で推移しており、5年は13.1%であった。「6～9度」の構成比は平成16年以降上昇傾向にあり、令和5年は12.7%であった。平成16年以降、男性入所受刑者の「4～5度」、「6～9度」及び「10度以上」の構成比は、いずれも女性入所受刑者よりも一貫して高かった。

7-3-3-3 入所受刑者の入所度数別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和5年）

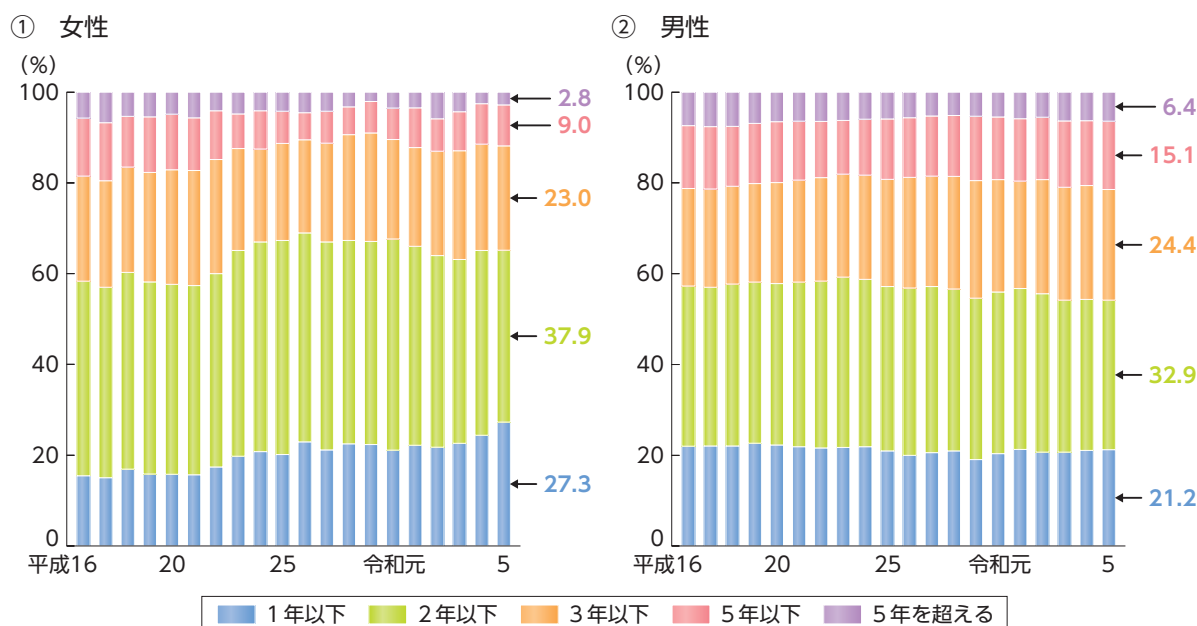


(4) 刑期

入所受刑者（懲役）の刑期別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-4図のとおりである。女性入所受刑者では、「1年以下」の構成比は、平成16年には15.5%であったところ、翌年以降上昇傾向にあり、令和5年は27.3%であった。「2年以下」の構成比は、平成16年から24年までは41～46%台で推移し、25年の47.2%をピークにその後は低下傾向にあり、令和5年は37.9%であった。平成16年以降、「3年以下」の構成比は、20～25%台で上昇低下を繰り返しながら推移し、「5年以下」の構成比は、低下傾向にあり、「5年を超える」の構成比は、上昇低下を繰り返しながら推移している。一方、男性入所受刑者では、同年以降、「1年以下」の構成比は19～22%台、「2年以下」の構成比は32～37%台、「5年以下」の構成比は11～15%台、「5年を超える」の構成比は5～7%台で、いずれも上昇低下を繰り返しながら推移する一方、「3年以下」の構成比は上昇傾向にあったが、29年の25.9%をピークにその後は高止まりの状況にある。女性入所受刑者の「1年以下」の構成比は、26年以降、「2年以下」の構成比は、16年以降、男性入所受刑者よりも一貫して高い。女性入所受刑者は、令和5年の「1年以下」及び「2年以下」の構成比の合計が全体の6割以上を占めているのに対し、男性入所受刑者は6割を下回っている。女性入所受刑者の「3年以下」の構成比は、平成23年以降、「5年以下」の構成比は、16年以降、一貫して男性入所受刑者よりも低く、女性入所受刑者の「5年を超える」の構成比は、同年以降、男性入所受刑者よりも総じて低い傾向にある。

7-3-3-4 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和5年）



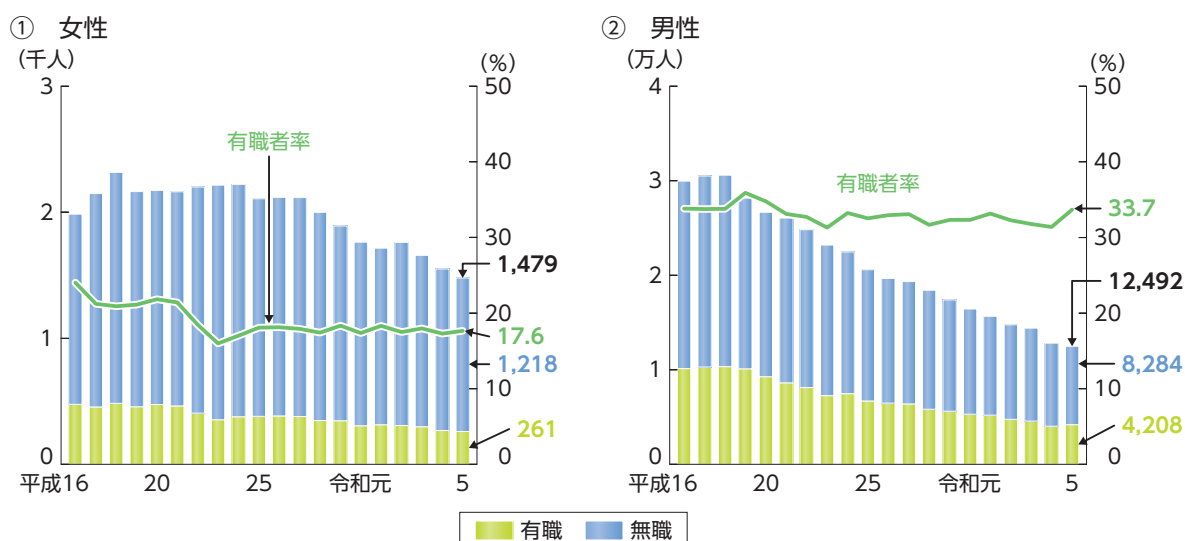
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不定期刑は、刑期の長期による。
 3 一部執行猶予の場合は、実刑部分と猶予部分を合わせた刑期による。
 4 「5年を超える」は、無期を含む。

（5）就労状況

入所受刑者の就労状況別人員及び有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者及び無職者人員の合計に占める有職者人員の比率をいう。以下この項において同じ。）の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-5図のとおりである。有職者率について見ると、平成16年以降、女性入所受刑者は男性入所受刑者よりも一貫して低い水準で推移している。女性入所受刑者の有職者率は、同年以降23年までは低下傾向にあったが、24年以降は17～18%台の横ばいで推移している。男性入所受刑者の有職者率は、平成19年に35.9%とピークを迎えた後、21年からは31～33%台の横ばいで推移している。

7-3-3-5 入所受刑者の就労状況別人員・有職者率の推移（男女別）

（平成16年～令和5年）



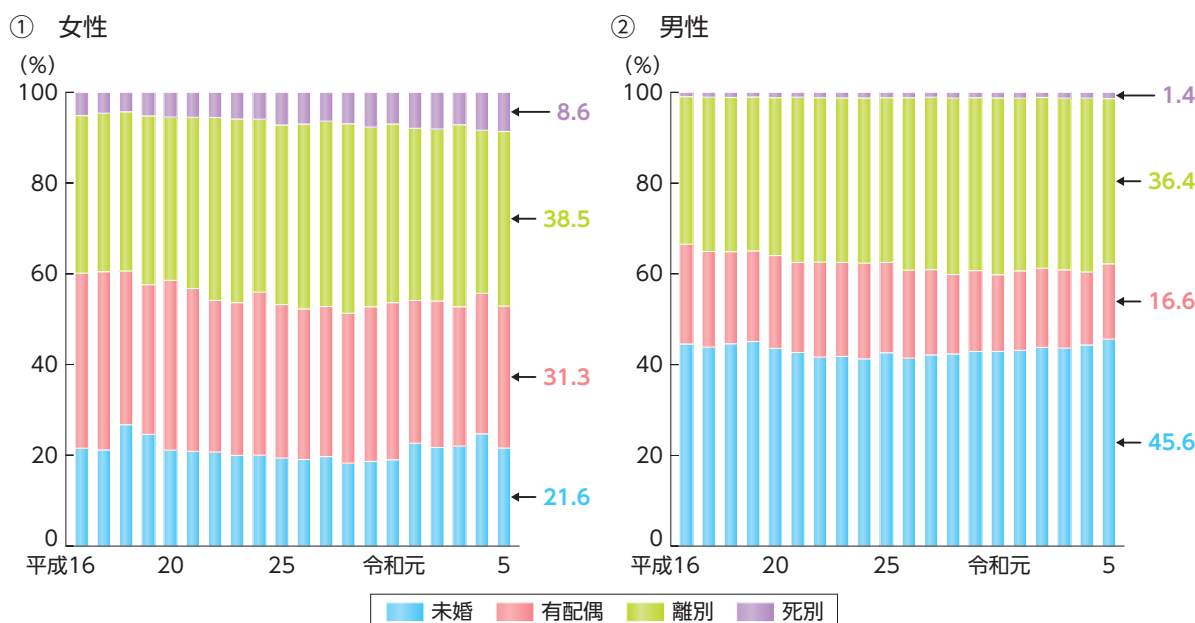
- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

(6) 婚姻状況

入所受刑者の婚姻状況別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**7-3-3-6図**のとおりである。平成16年以降、女性入所受刑者の「未婚」の構成比は18～26%台、男性入所受刑者の「未婚」の構成比は41～45%台で推移しており、女性入所受刑者の「未婚」の構成比は、男性入所受刑者よりも一貫して低い。一方、女性入所受刑者の「有配偶」の構成比は30～39%台、男性入所受刑者の「有配偶」の構成比は16～22%台でいずれも低下傾向にあり、女性入所受刑者の「有配偶」の構成比は、男性入所受刑者よりも一貫して高い。女性入所受刑者の「死別」の構成比は4～8%台で上昇傾向にあるのに対し、男性入所受刑者の「死別」の構成比は1%台で推移しており、女性入所受刑者の「死別」の構成比は、男性入所受刑者よりも一貫して高い。「離別」の構成比は、女性入所受刑者は34～41%台、男性入所受刑者は32～39%台で推移しており、両者に大きな差は見られない。

7-3-3-6図 入所受刑者の婚姻状況別構成比の推移（男女別）

（平成16年～令和5年）



- 注 1 矯正統計年報による。
2 犯行時の状況による。
3 「有配偶」は、内縁関係にあるものを含む。
4 婚姻状況が不詳の者を除く。

2 出所受刑者

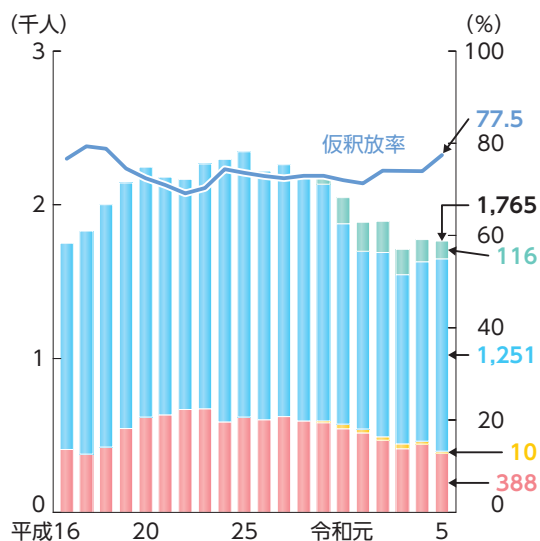
(1) 人員・仮釈放率

出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）の人員及び仮釈放率の推移（最近20年間）を男女別に見ると、**7-3-3-7図**のとおりである。出所受刑者の人員について見ると、女性出所受刑者は、平成25年の2,345人をピークにその後は減少傾向にあり、令和5年は1,765人であった。男性出所受刑者は、平成20年の2万9,388人をピークにその後は減少しており、令和5年は1万4,437人であった。仮釈放率について見ると、女性出所受刑者は、平成16年以降69～79%台で上昇低下を繰り返しながら推移し、令和5年は77.5%（前年比3.5pt上昇）であった。男性出所受刑者は、平成16年以降21年までは低下していたが、翌年からは上昇傾向にあり、令和5年は61.3%（前年比0.5pt上昇）であった。平成16年以降、女性出所受刑者の仮釈放率は、男性出所受刑者（47～61%台）よりも一貫して高い。

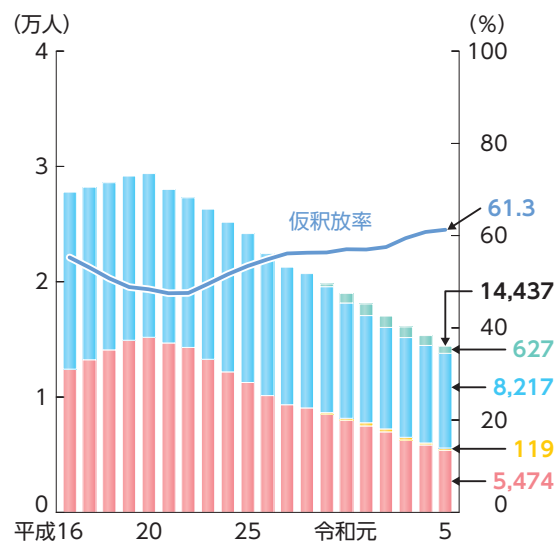
7-3-3-7 出所受刑者の人員・仮釈放率の推移（男女別）

（平成16年～令和5年）

① 女性



② 男性



■ 一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者） ■ 仮釈放者（一部執行猶予者）
■ 満期釈放者 ■ 仮釈放者（全部実刑者）

注 1 矯正統計年報による。

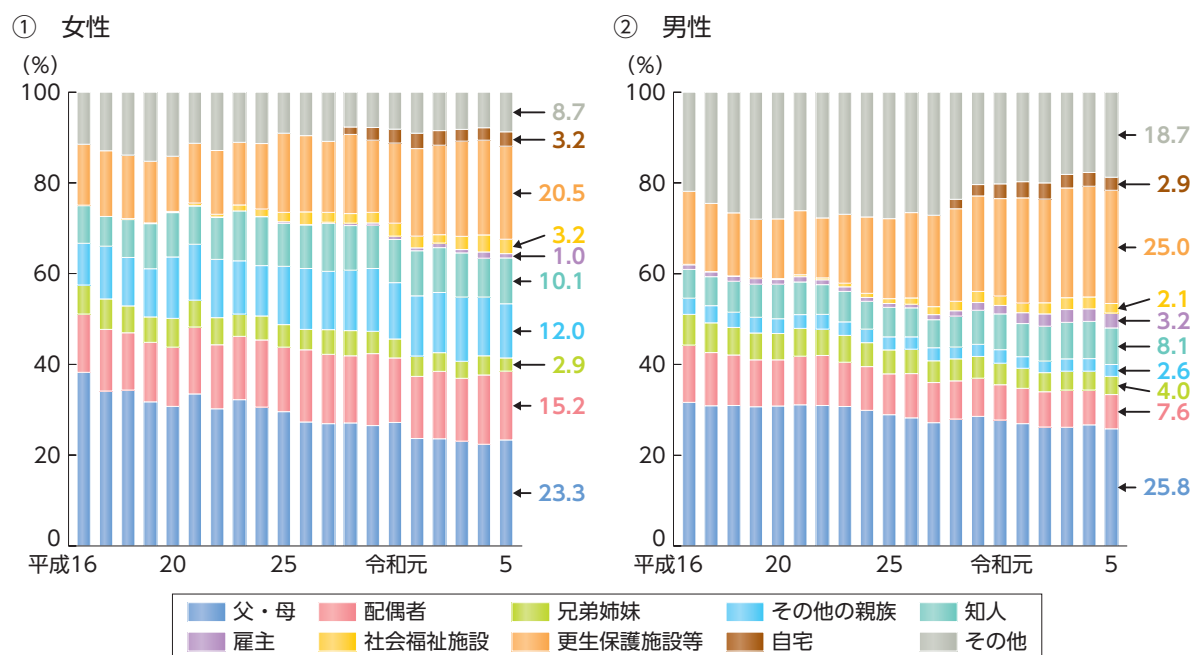
2 「一部執行猶予者（実刑部分の刑期終了者）」及び「仮釈放者（一部執行猶予者）」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

（2）帰住先

出所受刑者の帰住先別構成比の推移（最近20年間）を男女別に見ると、7-3-3-8図のとおりである。平成16年以降、「父・母」の構成比は、女性出所受刑者は22～38%台、男性出所受刑者は25～31%台でいずれも緩やかな低下傾向にあり、26年以降、女性出所受刑者の構成比は、男性出所受刑者よりも低い。一方、女性出所受刑者の「配偶者」の構成比は12～15%台、「その他の親族」の構成比は9～14%台で推移しているのに対し、男性出所受刑者の「配偶者」の構成比は7～12%台、「その他の親族」の構成比は2～3%台で推移しており、女性出所受刑者の「配偶者」及び「その他の親族」の各構成比は、男性出所受刑者よりも一貫して高い。16年以降、女性出所受刑者の「父・母」、「配偶者」、「兄弟姉妹」及び「その他の親族」の各構成比の合計を見ると、53～66%台で推移しており、男性出所受刑者（40～54%台）よりも一貫して高い。

7-3-3-8図 出所受刑者の帰住先別構成比の推移（男女別）

(平成16年～令和5年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者に限る。
 3 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 4 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 5 「更生保護施設等」は、平成19年までは更生保護施設（更生保護会）に限り、20年以降は、更生保護施設のほか就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホームを含む。
 6 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合であり、平成27年までは統計上の項目として存在しない。
 7 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等であり、平成27年までは「自宅」を含む。

第4節 ■ 保護観察

1 保護観察の開始

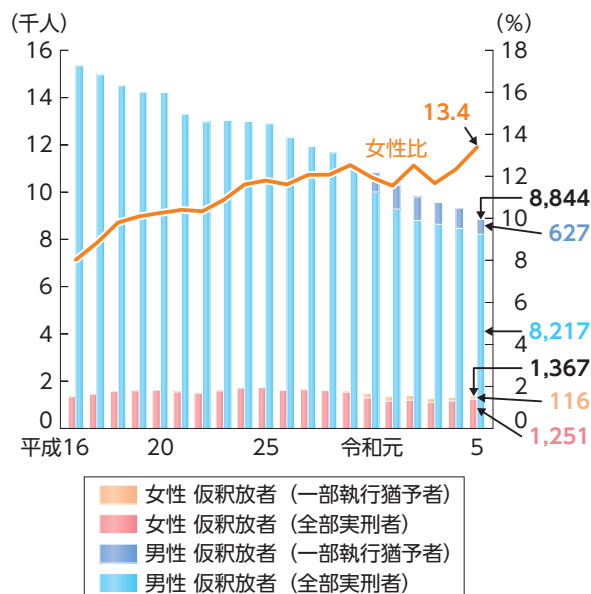
仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員（男女別）並びに女性比の推移（最近20年間）を見ると、7-3-4-1図のとおりである。仮釈放者の人員総数は、平成17年から減少傾向にあり、令和5年は1万211人であった（CD-ROM 参照）。女性の仮釈放者の人員は、平成20年まで増加し続けた後、若干の増減を経て、25年の1,726人をピークに翌年以降減少傾向にあるところ、令和5年は1,367人であった。男性の仮釈放者の人員は、平成16年の1万5,349人をピークに減少傾向にあり、令和5年は8,844人であった。女性比は、平成29年（12.5%）まで上昇傾向にあったものの、その後は12%前後で推移しており、令和5年は13.4%（前年比1.1pt 上昇）であった。また、保護観察開始人員に占める仮釈放者の比率は、平成16年以降、女性では、68～79%台、男性では、76～82%台で推移している（CD-ROM 参照）。保護観察付全部・一部執行猶予者の人員総数は、平成16年以降減少傾向にあり、30年から増加に転じたものの、令和2年からは再び減少に転じ、5年は2,617人であった（CD-ROM 参照）。女性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成16年の623人をピークに翌年以降増減を繰り返した、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加した後、令和2年まで500人台で推移していたが、3年以降減少し、5年は419人（前年比7人減）であった。男性の保護観察付全部・一部執行猶予者の人員は、平成16年の4,628人をピークに29年まで増減を繰り返した後、30年に保護観察付一部執行猶予者の増加を受けて増加したが、2年以降減少し、令和5年は2,198人であった。女性比は、平成23年以降14～16%

台で推移しており、令和5年は16.0%であった。なお、平成16年以降、仮釈放者の女性比は、一貫して保護観察付全部・一部執行猶予者の女性比よりも低い。

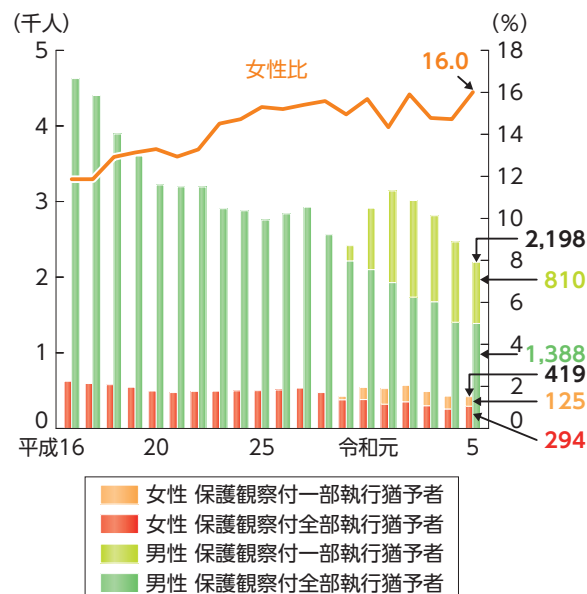
7-3-4-1図 保護観察開始人員（男女別）・女性比の推移

(平成16年～令和5年)

① 仮釈放者



② 保護観察付全部・一部執行猶予者



注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。

2 保護観察の終了

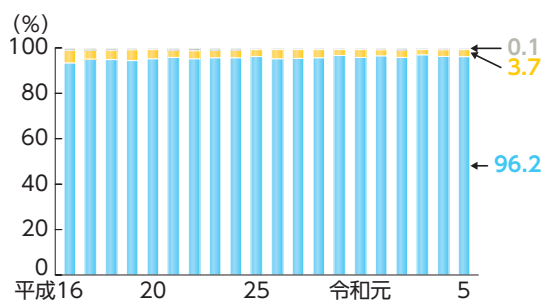
仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察終了人員における終了事由別構成比の推移を男女別に見ると、7-3-4-2図のとおりである。仮釈放者（全部実刑者）の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、男女共に、平成16年以降90%台で推移しており、令和5年は女性が96.2%、男性が95.6%であった。一方、「仮釈放の取消し」の構成比は、男女共に、平成20年以降2～4%台で推移している。仮釈放者（一部執行猶予者）の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、29年以降、男女共に90%台で推移しており、「仮釈放の取消し」の構成比は、30年以降、男女共に2～3%台で推移している。保護観察付全部執行猶予者の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、女性では平成16年以降上昇低下を繰り返しており、令和5年は73.0%であった。男性では平成16年以降緩やかな上昇傾向にあり、令和5年は73.5%であった。「刑の執行猶予の取消し」の構成比は、男女共に、平成25年以降おおむね低下傾向にあり、近年は20%前後で推移している。保護観察付一部執行猶予者の終了事由のうち、「期間満了」の構成比は、男女共に、令和元年以降上昇傾向にあり、5年は女性が82.0%、男性が76.1%であった。「刑の執行猶予の取消し」の構成比は、男女共に、低下傾向にあり、5年は女性が16.3%、男性が21.6%であった。

7-3-4-2図 保護観察終了人員の終了事由別構成比の推移（男女別）

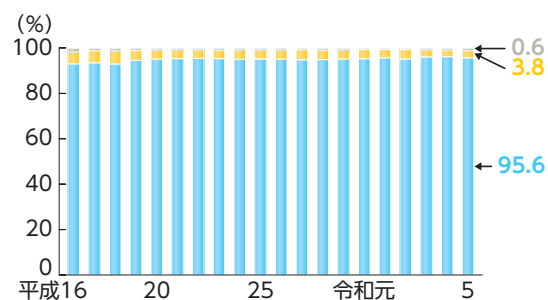
① 仮釈放者（全部実刑者）

（平成16年～令和5年）

ア 女性



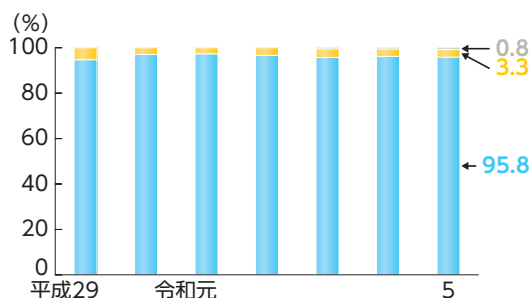
イ 男性



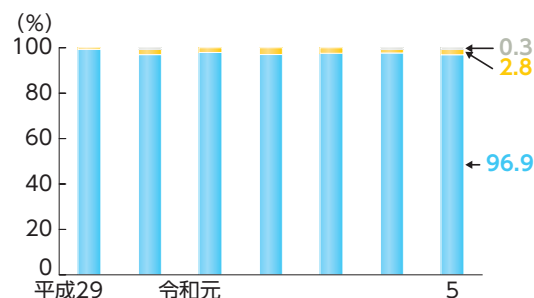
② 仮釈放者（一部執行猶予者）

（平成29年～令和5年）

ア 女性



イ 男性

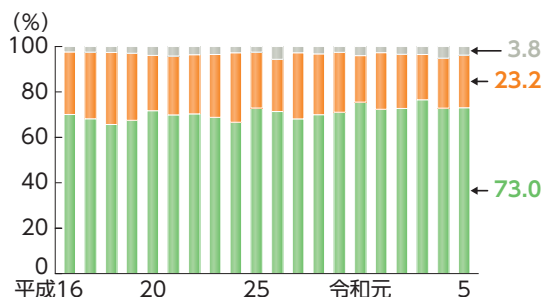


■ 期間満了 ■ 仮釈放の取消し ■ その他

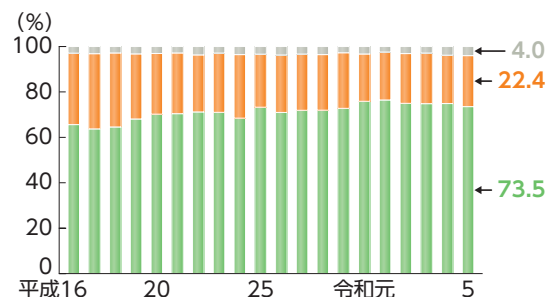
③ 保護観察付全部執行猶予者

（平成16年～令和5年）

ア 女性



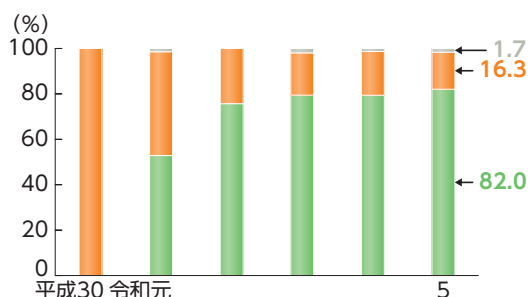
イ 男性



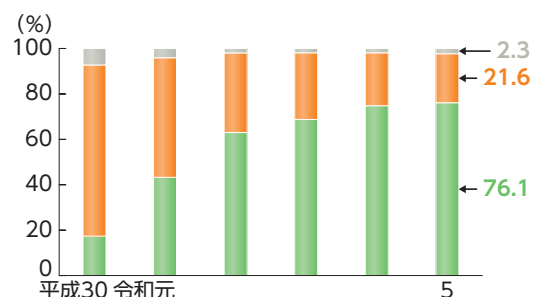
④ 保護観察付一部執行猶予者

（平成30年～令和5年）

ア 女性



イ 男性



■ 期間満了 ■ 刑の執行猶予の取消し ■ その他

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 仮釈放者の「その他」は、保護観察停止中時効完成及び死亡等であり、保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の「その他」は、死亡等である。
 3 「仮釈放者（一部執行猶予者）」及び「保護観察付一部執行猶予者」は、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年から計上している。
 4 平成28年の仮釈放者（一部執行猶予者）及び28～29年の保護観察付一部執行猶予者の該当はなかった。

第4章 女性犯罪者の処遇・支援

第1節 ■ 施設内処遇・支援

女性受刑者の収容施設として指定されている刑事施設（医療刑務所及び拘置所を除く。以下この節において「女性刑事施設」という。）においては、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、様々な取組が積極的に実施されている。そこで、本節では、女性刑事施設で実施されている各取組に着目し、①**女子施設地域連携事業**、②**女子依存症回復支援事業**、③女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラム、④摂食障害を有する受刑者への対応、⑤高齢受刑者への対応及び⑥社会復帰支援を取り上げて概説する。

1 女子施設地域連携事業

女子施設地域連携事業は、各女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会、助産師会、社会福祉協議会等の協力の下、当該女性刑事施設が所在する地域の医療、保健、福祉、介護等の専門家とネットワークを作り、各専門家の助言・指導を得て女性受刑者特有の問題に着目した処遇の充実等を図るものである。令和6年1月1日現在、喜連川社会復帰促進センター及び美祢社会復帰促進センターを除く女性刑事施設において事業が展開されている。

具体的には、女性刑事施設において、地方公共団体、看護協会等の関係機関と定期的に会議を行い、施設の実状やニーズを踏まえた上で、地域の看護師、助産師、保健師、介護福祉士等の専門家を非常勤職員として採用し、当該専門家による職員研修（高齢者、性差医療、摂食障害など）を実施しているほか、女性受刑者への指導として、看護師、保健師による健康管理指導、助産師による妊産婦に対する個別面接、保健師等による母親教育、社会福祉士等による高齢者に対する個別面接、介護福祉士等による高齢者に対する入浴指導などを実施している。

2 女子依存症回復支援事業

刑事施設においては、覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者に対し、特別改善指導の一つとして薬物依存離脱指導を実施している（第2編第4章第3節3項（2）参照）ところ、同指導に関連し、薬物犯罪の女性受刑者に対する処遇の新たな取組として、札幌刑務支所において、女子依存症回復支援事業が実施されている。同事業は、令和元年度から5か年の事業計画により試行された女子依存症回復支援モデル事業での成果を踏まえ、同モデル事業を移行する形で令和6年4月1日から開始された。

女子依存症回復支援事業では、同刑務支所に設置された女子依存症回復支援センターにおいて、女子依存症回復支援プログラムが実施されている。同プログラムにおける指導は、女性特有の問題に着目し、受刑者に自身の薬物使用の背景への気づきを促し、再使用に至らないための具体的な方策について考えさせることを目的としている。その指導の一つである「コアプログラム」は、薬物使用に至った女性受刑者の傾向として、生活環境、異性等との対人関係、家族関係、心身の疾患、不定愁訴、DV等の被害経験等の問題を抱える者が多く、これらが出所後の薬物依存からの回復を困難にしている要因であると考えられるため、このような問題に着目して構成されている。テキストは「回復支援センター編」と「地域生活編」で構成されており、このうち「回復支援センター編」は受刑中に実施される。受刑者は、出所時に同テキストを持ち帰り、「地域生活編」を出所後に実施することができる。さらに、同センターでの処遇環境は、「出所後の生活に近い環境を」というコンセプトの下に整備されており、居室棟の居住等は全て個室で多くの居室が施錠されておらず、棟内を自由に往来できるほか、

共用スペースとして余暇時間に読書や談話ができるホールが設けられている。

3 女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラム

女性刑事施設における女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラムとして、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導（関係性重視プログラム）、③自立支援指導、④高齢者指導及び⑤家族関係講座の5種類のプログラムの中から施設において選択の上、実施されている。

平成24年以降、女性入所受刑者の4割以上を占めている窃盗について、一部の施設では、①の窃盗防止指導を「窃盗による得失」、「自己理解」、「被害者理解」、「自己表現とコミュニケーション」、「窃盗をやめるための具体策」などの項目に基づいて行っており、各項目の具体的な内容は、各施設の状況を踏まえて策定、実施されている。また、一部の施設では暴力事犯者を対象とした感情コントロール指導も実施している。

4 摂食障害を有する受刑者への対応

第二次再犯防止推進計画においては、女性受刑者は摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多い旨指摘されている。刑事施設では、受刑者の再犯防止及び円滑な社会復帰のために、各種教育や改善指導、職業訓練を実施しているが、これらが適切に行われるには受刑者の健康が適切に管理されていることが前提となる。そのため、刑事施設には、医師その他医療専門職員が配置されており、診療等に従事している。また、専門的に医療を行う刑事施設である医療専門施設が全国に4庁設置されているほか、医療専門職員や医療機器を重点的に配置した医療重点施設も9庁設置されている（第2編第4章第4節2項参照）。このように、刑事施設に収容中の受刑者が疾病に罹患した場合には、当該受刑者が、収容されている施設において治療を受け、あるいは病状に応じて医療重点施設又は医療専門施設におけるより専門的な治療を受けることができるよう体制が整えられている。

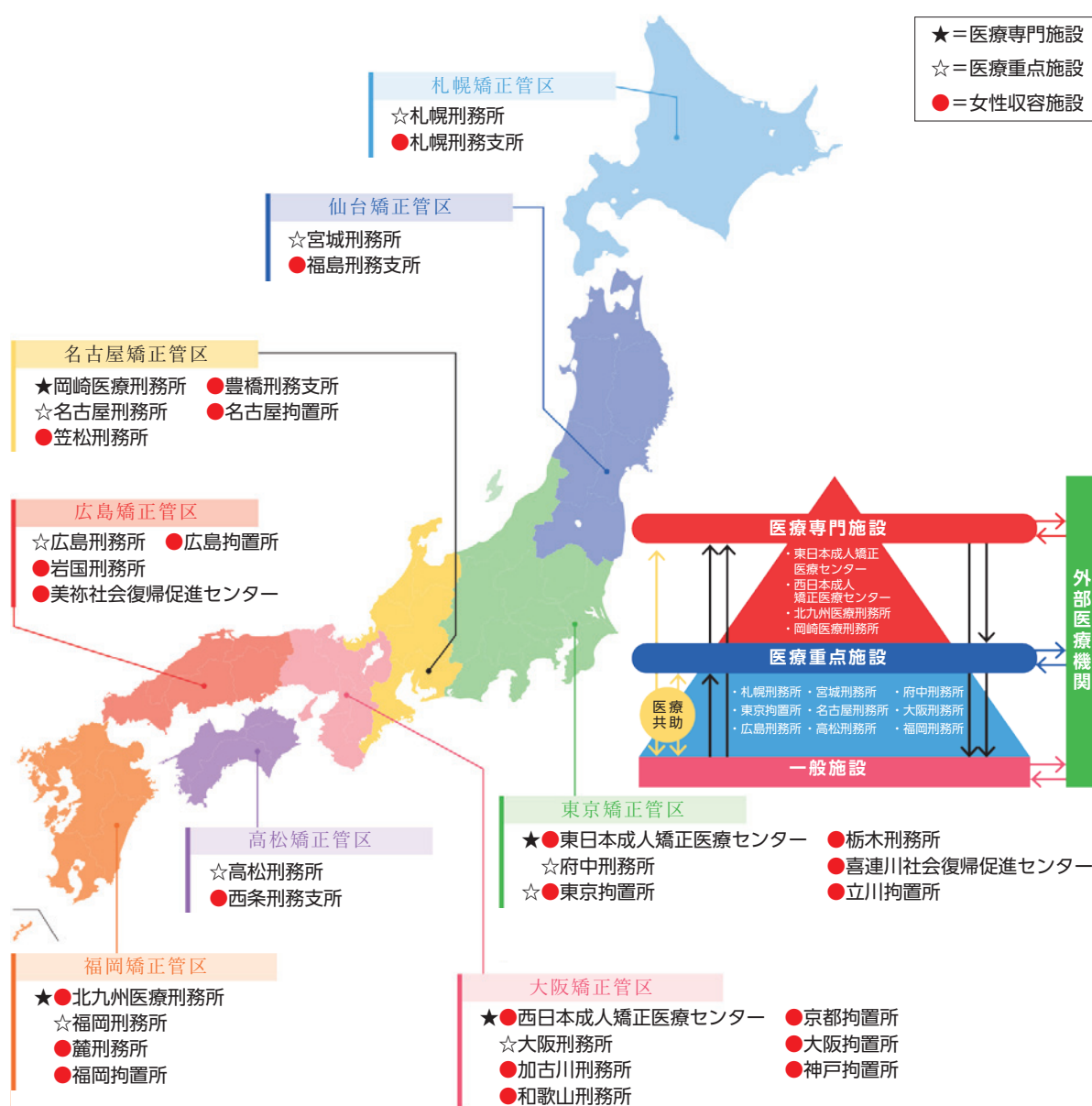
刑事施設では、摂食障害を有する者が収容されると、個別に処遇方針を作成するなどして対応している。例えば、女性刑事施設の一つである西条刑務支所では、医師から摂食障害を有する受刑者に対し、体重減少などの状況に応じて食事や行動制限、経鼻経管栄養等の必要な措置を執る場合があることを説明した上で、定期的な体重測定などを行い、その結果、治療が必要と判断されれば行動療法と食事プログラムを併用した治療を行っている。

摂食障害を有する受刑者のうち、医療を主として行う必要がある者については、東日本成人矯正医療センター、西日本成人矯正医療センター（令和6年3月以前は大阪医療刑務所）又は北九州医療刑務所の各医療専門施設に移送・収容される。一部の医療専門施設では、摂食障害を有する受刑者に対し、行動療法、心を育てる医療、チーム医療といった要素を組み合わせた「摂食障害治療プログラム」に基づく処遇を行っている。

7-4-1-1図は、刑事施設における医療専門施設、医療重点施設及び女性収容施設の所在地を示したものである。

7-4-1-1 図 刑事施設における医療専門施設・医療重点施設・女性収容施設の所在地

(令和6年4月1日現在)



注 法務省矯正局の資料を基に法務総合研究所が作成した。

5 高齢受刑者への対応

各女性刑事施設においては、女性受刑者の高齢化に対応した処遇環境の改善も行われている。一般に、刑事施設では作業、運動、食事、入浴は、それぞれ別の場所で実施しているところ、高齢による身体機能の低下に伴い移動に時間がかかるなど、他の受刑者と共に集団で行動することが困難となる受刑者が増加してきたことから、一部の施設では、一つの工場の中に食堂及び介護用のシャワーを設置するとともに、トイレをバリアフリー化するなどして、高齢女性受刑者の負担を軽減している。

6 社会復帰支援

(1) 就労支援及び就労準備指導

法務省は、厚生労働省と連携し、受刑者等の出所時における就労の確保に向けた取組として、**刑務所出所者等総合的就労支援対策**を実施している。(第2編第4章第3節4項(1)参照)。また、受刑者の刑執行開始時における指導の時点から、当該受刑者に対し、出所後の就労に向けた準備について

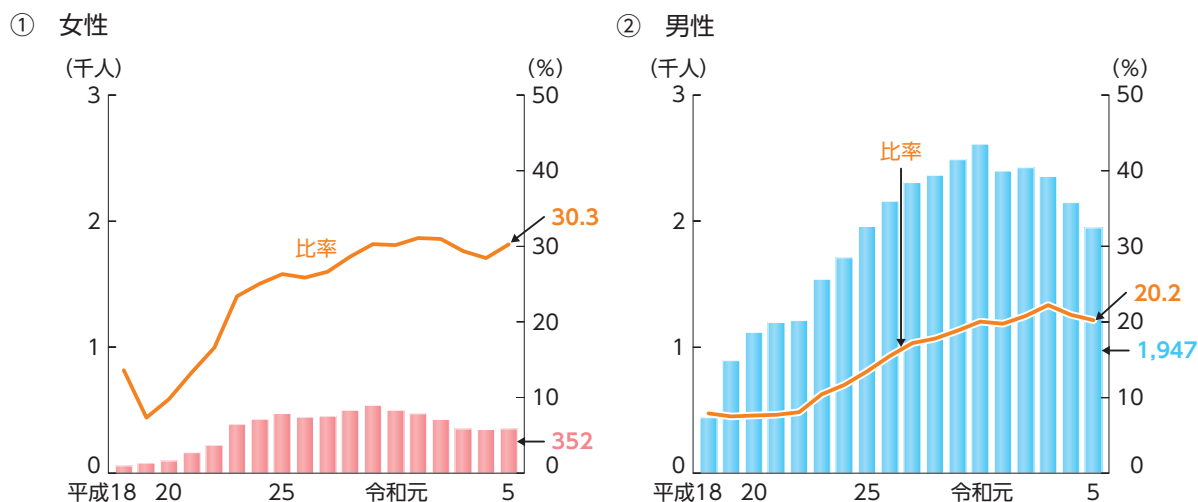
意識付けを行うために、就労支援希望についてのアンケートを実施するなど、様々な機会を通じて就労支援の周知に取り組んでいる。加えて、日本財団職親プロジェクト（第2編第4章第3節4項（1）参照）が、矯正施設内において「仕事フォーラム」を実施し、職親企業の経営者による職業講話などを行っているほか、職親企業による職業訓練の指導等も行っている。これらの就労支援は、女性刑事施設においても行われている。

そのほかにも、刑事施設では、就労意欲を喚起するとともに、職場の人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式を身に付けさせることを目的として、特別改善指導としての就労準備指導（令和5年11月以前は就労支援指導）を実施している。就労準備指導の対象者は、①稼働能力を有し、②円滑な社会復帰のために就労することが必要であり、③同指導を受講することにより、就労意欲の喚起が期待できる者で、かつ④就労に関する知識及び経験の不足等により、就労習慣が身に付いておらず、⑤具体的な就労予定及びその見込みがなく、⑥釈放の見込み日までの期間がおおむね6か月以上の者であり、同指導は、グループワーク、講義、ゲストスピーカーによる講話等を組み合わせて実施される。

7-4-1-2図は、就労準備指導が必要と判定された人員等の推移を男女別に見たものである。各年の出所受刑者のうち、矯正処遇の判定を受けた人員に占める就労準備指導が必要と判定された人員の比率を見ると、ほぼ一貫して女性が男性を上回っており、就労準備指導を必要とする女性受刑者が多いことがうかがえる。

7-4-1-2図 就労準備指導が必要と判定された人員等の推移（男女別）

（平成18年～令和5年）



- 注 1 矯正統計年報による。
2 「比率」は、各年の出所受刑者のうち、矯正処遇の判定を受けた人員に占める就労準備指導（令和5年11月以前は就労支援指導）が必要と判定された人員の比率である。
3 矯正処遇の判定を複数有する場合は、その種類を全て計上している。なお、矯正処遇の種類のうち、一般作業、職業訓練及び一般改善指導は計上していない。
4 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）が施行された平成18年以降の数値で作成した。

（2）特別調整

法務省は、厚生労働省と連携し、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者について、釈放後速やかに適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けられるようにするための取組として、**特別調整**を実施している。（第2編第4章第3節4項（2）、同編第5章第2節2項及びコラム9参照）。法務総合研究所が令和5年6月に実施した栃木県地域生活定着支援センターの職員からの聞き取り調査によると、特別調整の対象となる女性受刑者は、高齢者、再犯者、窃盗事犯者が多いという特徴が見られ、家族がいる者や自宅がある者も多いが、犯罪を繰り返す中で引受けを拒否されるようになったケースも多いという。

第2節 ■ 社会内処遇・支援

保護観察所を始めとする様々な機関・団体においては、女性犯罪者の特性に応じた処遇・支援の充実を図るため、各機関・団体の特色を生かした様々な取組が実施されている。そこで、本節では、各機関・団体に着目し、女性による犯罪の中でも多くを占める窃盗及び薬物に関する再犯防止の取組を軸としながら、①保護観察所、②更生保護施設並びに③薬物依存症リハビリテーション施設及び自助グループについて概説する。

1 保護観察所

女性の保護観察開始人員・女性比は、[4-7-2-8図](#)及び[7-3-4-1図](#)のとおりであるところ、令和5年の開始人員のうち、窃盗が占める構成比は、仮釈放者で44.4%（607人）、保護観察付全部・一部執行猶予者で37.0%（155人）、また、覚醒剤取締法違反が占める構成比は、仮釈放者で35.3%（483人）、保護観察付全部・一部執行猶予者で39.4%（165人）であった（CD-ROM 資料[2-10](#)参照）。

このように、女性の保護観察対象者に多い犯罪類型である窃盗事犯者及び薬物事犯者に対する処遇として、保護観察所では以下の取組を行っている。

（1）窃盗事犯者に対する処遇

保護観察所においては、処分の罪名に窃盗が含まれ、かつ、窃盗を繰り返してきた者のうち、所持金があるのに窃盗をした者、窃盗に至った経緯を自覚していなかった者、窃盗に伴う満足感や感情の高揚を得ていた者、ストレス解消のために窃盗をした者など、財物そのものを得ることのみを目的とせず^しに犯行に及んだ者を嗜癖的な窃盗事犯者としている。嗜癖的な窃盗事犯者は、男性よりも女性に多いことが指摘されているところ、保護観察所では、令和2年に作成された「窃盗事犯者指導ワークブック」を活用するなどして保護観察を実施している（第2編第5章第3節2項（7）参照）。同ワークブックには、保護観察対象者自身に、生まれてから現在までの生活歴の中で経験してきたことや事件当時の生活状況を自由に記載させる部分があり、その記載を基に、窃盗の背景要因や窃盗をしないための具体的な対処方法を考えさせるなどして再犯防止の指導を行っている。また、法務総合研究所が令和5年6月に実施した宇都宮保護観察所の保護観察官からの聞き取り調査では「女性の窃盗事犯者の場合、高齢者が多く、ある程度年齢を重ねてから窃盗をし始めたという者が多い。摂食障害にまつわるものも多いが、金銭的にさほど困窮していないのにやめられないというケースが多い。」との所感を得ているところ、保護観察所では、摂食障害や精神的な問題を抱える者に対しては、必要に応じて通院を勧めたり、医療扶助の申請に同伴するなどの支援を行っている。

（2）薬物事犯者に対する処遇

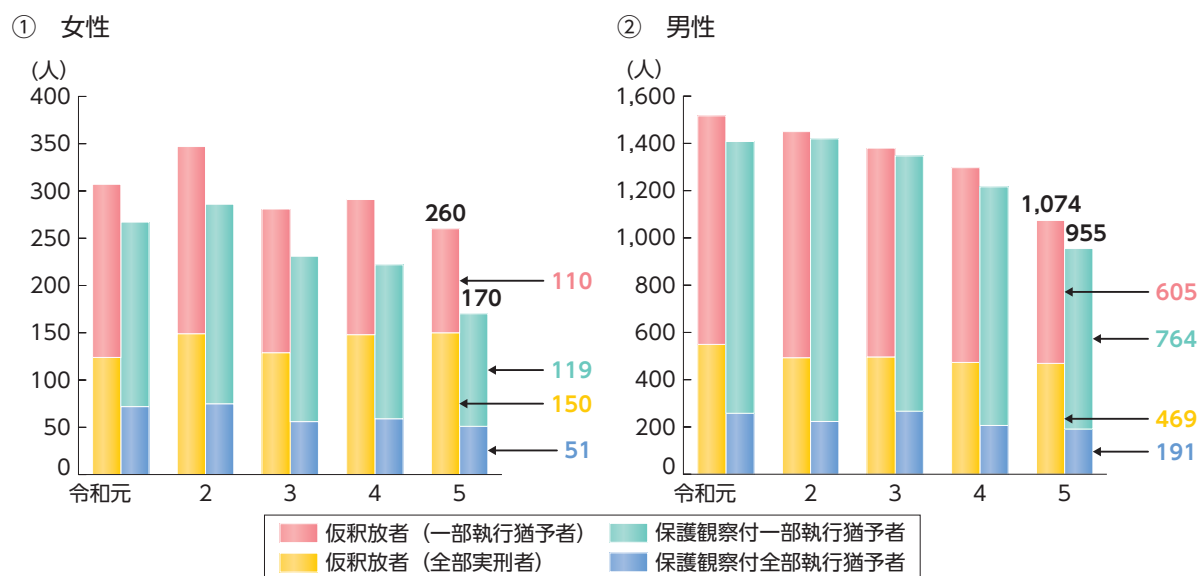
保護観察所では、依存物質の使用を反復する傾向を有する者に対して**薬物再乱用防止プログラム**（第2編第5章第3節2項（3）参照）を実施している。女性の保護観察対象者に対する薬物再乱用防止プログラム実施の際には、女性に限定した集団処遇を実施することで、女性ならではの課題や問題を話題にしやすいよう工夫したり、性別を限定せずに処遇を実施する場合であっても、保護観察官による個別面接を並行して実施するなどして、女性の課題や問題に応じた助言指導を行っている。同プログラムについては、令和5年度に改訂を行い、ステップアッププログラム中の女性の保護観察対象者向けの課程を拡充した。この課程では、セルフケアや薬物と食行動の関係など、女性の薬物事犯者に特に考えてほしい項目について取り扱っている。また、保護観察所において民間の薬物依存症リハビリテーション施設等に委託し、**薬物依存回復訓練**も実施している。さらに、法務省及び厚生労働省は、平成27年に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関と

が定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っており、例えば精神保健福祉センター等が行う薬物依存からの回復プログラムや薬物依存症リハビリテーション施設等におけるグループミーティング等の支援につなげるなどして、保護観察対象者が保護観察を終了した後も、薬物依存からの回復のための必要な支援を受けることができるようにしている（第2編第5章第3節2項（6）参照）。そのほかにも、保護観察所においては、刑事施設等に入所中の者で生活環境調整の対象となっている者の引受人又は家族の協力を得て引受人・家族会を開催し、あるいは保護観察対象者と引受人又は家族との面接を実施する際に引受人又は家族に各支援機関等の情報を提供するなどしている。

薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員の推移（最近5年間）を男女別に見ると、7-4-2-1図のとおりである。

7-4-2-1図 薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員の推移（男女別）

（令和元年～5年）



令和元年度から札幌刑務支所において試行された女子依存症回復支援モデル（本章第1節2項参照）では、更生保護官署も刑事施設と連携して処遇・支援を行っている。具体的には、札幌刑務支所に設置された女子依存症回復支援センターに入所中の女性受刑者について生活環境の調整を行う際、同女性受刑者の生活環境の調整に関わる各機関・団体等が参加して行うケア会議に、札幌刑務支所に駐在する地方更生保護委員会の保護観察官や、保護観察所の保護観察官も参加するなどし、出所後の支援の枠組みの整備を行っている。同ケア会議においては、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の支援体制構築に必要な社会資源等の調査や、各機関・団体が行う支援の調整などを行っている。これに関し、法務総合研究所が令和4年10月に実施した札幌保護観察所の保護観察官からの聞き取り調査では「同センターから出所してきた者は、他の保護観察対象者と比べると、断薬に向けての動機付けが高いように感じる。薬物への脆弱性はあるものの、対処スキルを身に付けているように思う。一方で、中には、保護観察中のプログラムに対して、「もうプログラムは十分にやってきたから。」とあまり乗ってこない者もいる。」との所感を得た。なお、女子依存症回復支援モデルは、令和6年4月1日から女子依存症回復支援事業となったが、保護観察所の参加状況等に大きな変化はない。

(3) アセスメントに基づく保護観察処遇の実施

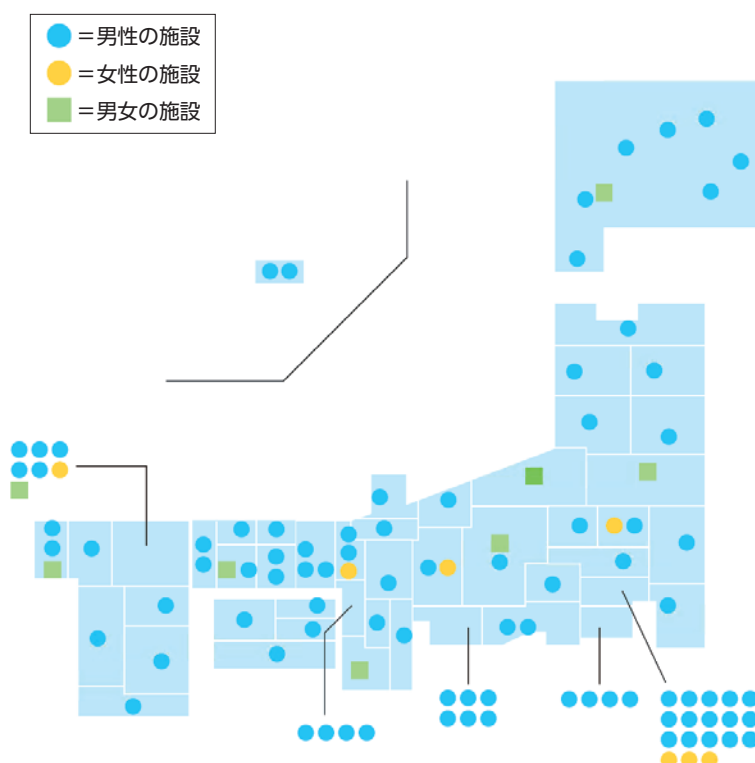
嗜癖的窃盗事犯者や薬物事犯者の女性の中には、過去の傷付き体験から心理的な問題や対人関係の葛藤を抱え、窃盗を繰り返すに至ったり、あるいは薬物依存症となった者も少なくない。そこで、保護観察対象者のうち一定の基準を満たす者については、処遇の実効性を高めるため、**CFP**(Case Formulation in Probation/Parole)を活用した**アセスメントに基づく保護観察**(第2編第5章第3節2項(1)参照)を実施している。アセスメントの結果、専門医による治療が必要と考えられる保護観察対象者については、必要に応じて精神科医療機関や福祉関係機関との連携を図り、治療を受けさせるなどの支援等を行っている。これに関し、前記法務総合研究所が実施した札幌保護観察所の保護観察官からの聞き取り調査では、「女性の保護観察対象者には、薬物依存症の問題と他の精神疾患の問題の両方を抱えている対象者が多く、摂食障害を抱えている者も少なくない。また、男性と比較して、より複合的な問題が多く、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いと感じる。さらに、女性は、トラウマ体験を抱えている者も多いと思うが、トラウマ体験を更生保護施設や社会内処遇で安全に取り扱うのは相当難しいと感じている。」との所感を得た。

2 更生保護施設

7-4-2-2図は、全国の更生保護施設の所在地を男女別に見たものである。令和6年4月1日現在、全国に102施設があるが、そのうち女性の施設7、男女施設8である(第2編第5章第6節2項参照)。また、全国の更生保護施設のうち、25施設が**薬物処遇重点実施更生保護施設**として指定されているところ(第2編第5章第6節2項参照)、そのうち女性の施設4、男女施設3である。さらに、全国の更生保護施設のうち、77施設が特別処遇を実施する**指定更生保護施設**として指定されているところ(第2編第5章第6節2項参照)、そのうち女性の施設6、男女施設8である。なお、平成29年度から、女性を受け入れる更生保護施設においては職員を1人増配置し、女性の特性に配慮した指導・支援を推進している。例えば、薬物処遇重点実施更生保護施設として指定され、かつ特別処遇を実施する指定更生保護施設としても指定されている更生保護施設栃木明德会は、女性20名を入所定員とする施設であるところ、同会では、薬物再乱用防止プログラム及び簡易薬物検出検査のほか、女性の特性に配慮した指導・支援として、寺院住職による法話、作業療法士によるコミュニケーションワーク、更生保護女性会による料理作り等を実施している。また、更生保護施設栃木明德会では、入所者のうち精神疾患を有する者については、近隣の病院を受診させるなどしてその服薬管理も行っている。加えて、同会においては、平成29年度のフォローアップ事業や令和3年度の訪問支援事業が開始される前から、施設職員が退所者の居宅等の訪問をするなどの施設退所後の支援も行っている(フォローアップ事業及び訪問支援事業については、第2編第5章第6節2項参照)。このほか、女性の更生保護施設の一部では、定期的に、民間の薬物依存症リハビリテーション施設の女性スタッフを招き、薬物依存からの回復について実体験を交えての助言を受ける機会を設けているほか、更生保護施設職員が司会となって、様々な依存症や嗜癖問題についてのミーティングを実施し、あるいは精神科医師、保健師、臨床心理士、弁護士、産婦人科医師等を招くなどして、女性の特性に配慮し、心身の健康を維持していくための講義を実施している。

7-4-2-2 更生保護施設の所在地（男女別）

（令和6年1月1日現在）

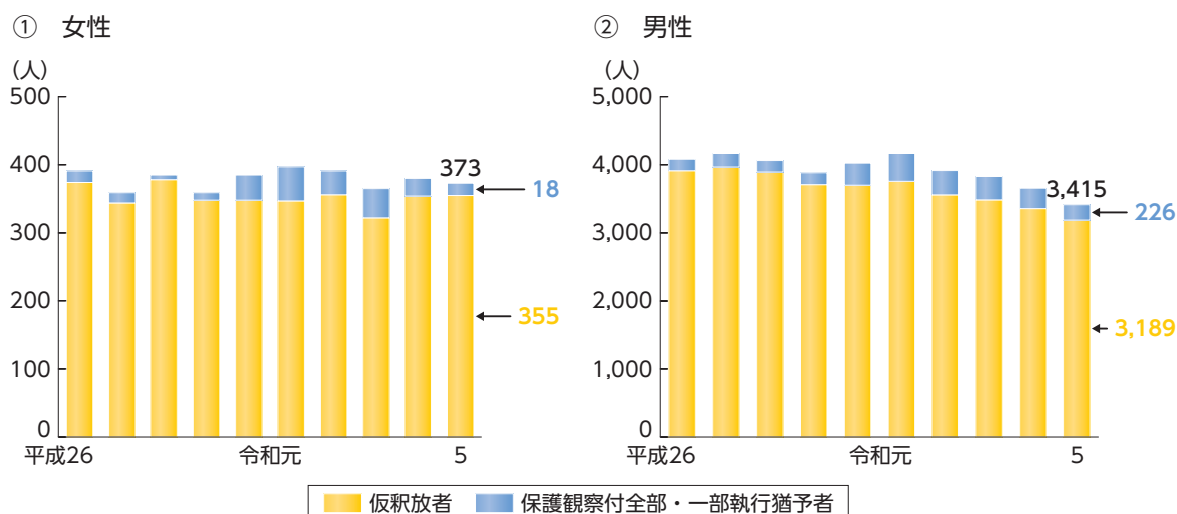


注 法務省保護局の資料による。

保護観察開始時における更生保護施設等（更生保護施設及び更生保護施設以外の委託先（自立準備ホームなど））の居住人員の推移（最近10年間）を男女別に見ると、7-4-2-3図のとおりである。居住人員の多くは仮釈放者であり、令和5年は、女性の居住人員のうち仮釈放者の比率は95.2%、男性の居住人員のうち仮釈放者の比率は93.4%である。

7-4-2-3 保護観察開始時における更生保護施設等の居住人員の推移（男女別）

（平成26年～令和5年）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 保護観察開始時の居住状況による。
3 「仮釈放者」及び「保護観察付全部・一部執行猶予者」には、刑の一部執行猶予制度が開始された平成28年からの一部執行猶予者を含む。
4 「更生保護施設等」は、更生保護施設及び更生保護施設以外の委託先である。

令和5年における更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者について、更生保護施設等入所回数、入所事由、宿泊保護日数及び委託終了事由を男女別に見ると、7-4-2-4表のとおりである。更生保護施設等入所事由について見ると、「親族が引受けを拒否」及び「親族と同居を望まず」の構成比は、女性は男性よりも高く（それぞれ女性が13.2%、8.2%、男性が7.0%、7.6%）、「頼るべき親族なし」の構成比は、女性よりも男性の方が高い（女性が75.9%、男性が81.3%）。また、委託終了事由について見ると、「自立」及び「勧告・無断・事故退所」の構成比は、女性よりも男性の方が高く（それぞれ女性が55.0%、8.6%、男性が55.9%、13.2%）、「福祉施設等へ」の構成比は、女性は男性よりも高い（女性17.3%、男性12.5%）。

7-4-2-4表 更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者の状況（男女別）

(令和5年)

区分	総数	女性	男性
更生保護施設等入所回数			
総数	3,675	219 (100.0)	3,456 (100.0)
初回	2,389	166 (75.8)	2,223 (64.3)
2回	710	38 (17.4)	672 (19.4)
3回	277	10 (4.6)	267 (7.7)
4回以上	299	5 (2.3)	294 (8.5)
更生保護施設等入所事由			
総数	3,710	220 (100.0)	3,490 (100.0)
頼るべき親族なし	3,003	167 (75.9)	2,836 (81.3)
親族が引受けを拒否	272	29 (13.2)	243 (7.0)
親族と同居を望まず	284	18 (8.2)	266 (7.6)
生活訓練を受けるため	75	5 (2.3)	70 (2.0)
その他	76	1 (0.5)	75 (2.1)
宿泊保護日数			
総数	3,710	220 (100.0)	3,490 (100.0)
1月以内	1,171	68 (30.9)	1,103 (31.6)
3月以内	986	64 (29.1)	922 (26.4)
6月以内	1,553	88 (40.0)	1,465 (42.0)
委託終了事由			
総数	3,710	220 (100.0)	3,490 (100.0)
自立	2,071	121 (55.0)	1,950 (55.9)
福祉施設等へ	475	38 (17.3)	437 (12.5)
勧告・無断・事故退所	481	19 (8.6)	462 (13.2)
種別異動	379	23 (10.5)	356 (10.2)
その他	304	19 (8.6)	285 (8.2)

注 1 保護統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。

2 「更生保護施設等」は、更生保護施設及び更生保護施設以外の委託先である。

3 更生保護施設等入所回数が不詳の者を除く。

4 本表における「種別異動」は、保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたが裁判の確定していない者において、裁判の確定後に保護観察が開始される場合等である。

5 () 内は、各区分における構成比である。

女性の保護観察対象者又は更生緊急保護対象者（以下この節において「保護観察対象者等」という。）が更生保護施設から自立する場合、様々な問題が生じることがある。例えば、刑事施設で取得した資格を生かすことができる介護職などは、更生保護施設が現住所になっていると雇用されにくいなどの実情があるほか、保護観察対象者等の女性は、男性と比べて就労先が限られるなどの理由から、就労先が決まるまでに時間がかかることもある。また、保護観察対象者等が自立するための住居を借りる際、保証人がいないために賃貸契約の締結ができないという問題もある。さらに、女性の保護観察対象者等の中には、家族との関係が絶たれており、子供がいたとしても疎遠になっているため、子供との関わりを持っていない者もいる。

このように、女性の保護観察対象者等については、就労や自立を困難にする事情がある場合や退所後に頼ることのできる家族等がいない場合もあることから、とりわけそのフォローアップも重要になってくる。法務総合研究所が令和5年2月に実施した更生保護施設の職員からの聞き取り調査では「女性の保護観察対象者等の社会復帰における課題は、孤独・孤立をいかに防ぐかである。」との指摘があった。

3 薬物依存症リハビリテーション施設及び自助グループ

依存症の当事者が主体となり、グループミーティングを中心とした取組を行う等して依存症からの回復を目指す施設である**薬物依存症リハビリテーション施設**では、薬物依存症の問題を抱える仲間同士で共同生活を送りながら、薬物をやめ続けることに成功している人が、今やめられずに困っている人の手助けをすることにより、共に薬物を使わない生活を目指している。薬物依存症リハビリテーション施設には女性専用の施設があり、就労、子育てに関する支援等も行っている。全国各地にある民間の施設として、**ダルク（DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center）**が知られており、その多くが依存症から回復した経験を持つ職員によって運営されている。

また、薬物やアルコール依存症など同じ問題を抱える人たちが自発的に集まり、相互理解や支援をし合う**自助グループ**もある。薬物依存症者の自助グループとして、**ナルコティクス・アノニマス（NA：Narcotics Anonymous）**が知られている。NAは、全国各地に多くのグループがあり、回復プログラムに基づくミーティング等を行っている。また、女性に限定したミーティングも各地で行われている。

コラム9 特別調整と地域生活定着支援センターの業務

本編第4章第1節で述べたとおり、法務省は、厚生労働省と連携して、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービス等を受けることができるようにするための取組として、平成21年4月から特別調整を実施している。地域生活定着支援センターは、この特別調整において福祉関係機関等との連携の中心としての役割を担っている（第2編第4章第3節4項（2）及び同編第5章第2節2項参照）。

平成20年12月22日、犯罪対策閣僚会議において、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、翌年から、厚生労働省による地域生活定着支援センターの整備が始まった。

各都道府県の設置する地域生活定着支援センターは、犯罪をした者等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とするものに対し、刑事司法関係機関及び地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援している。令和6年

4月1日現在、全国に48の地域生活定着支援センターが設置されている。

特別調整の流れは次のとおりである。まず、①新たに生活環境の調整を実施する対象者となる者のうち、同対象者を収容する矯正施設の長又は同矯正施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会（以下「所在地委員会」という。）が特別調整候補者に選定した者、あるいは②特別調整対象者に選定されていない者で生活環境の調整を実施する対象者となっているもののうち、⑦保護観察所の長及び同対象者を収容する矯正施設の長のいずれもが特別調整候補者に選定すると認めた者又は④所在地委員会が同矯正施設の長と協議して特別調整候補者に選定した者につき、同矯正施設の所在地を管轄する保護観察所（以下「所在地保護観察所」という。）の長において、必要な調査を行った後、特別調整の対象に該当するか否かを判断する。同保護観察所の長が特別調整の対象に該当すると認めた場合、特別調整対象候補者の同意を得た上で、同人を特別調整対象者とする（生活環境の調整については、第2編第5章第2節2項参照）。

特別調整対象者に対しては、以下のとおり生活環境の調整を行う。まず、所在地保護観察所において生活環境の調整を行い、同対象者が釈放後に生活することを希望する地域（以下「帰住希望地域」という。）が矯正施設所在地とは異なる都道府県にある場合には、帰住希望地域に対応する保護観察所においても生活環境の調整を行う。同調整の結果、帰住希望地域において帰住予定地が確保された場合には、確保された帰住予定地を管轄する保護観察所が生活環境の調整を継続して実施する。また、対象者について同帰住予定地での居住が困難となる事情が生じた場合には、所在地保護観察所の生活環境の調整において、再び特別調整の当初の手法から行う。これらの生活環境の調整の際には、各保護観察所の長は、同保護観察所の所在する都道府県に設置されている地域生活定着支援センターの長に対して協力を求める。保護観察所の長から協力依頼を受けた地域生活定着支援センターは、特別調整対象者の退所後に必要となる福祉サービス等の内容を確認した上で、受入先の調整等の支援を行う。

地域生活定着支援センターは、このような特別調整対象者に対する支援だけでなく、一般調整対象者（適当な釈放後の住居があるものの、高齢又は障害により釈放後に当該住居に居住しながら福祉サービス等を受けることが必要であると認められ、そのための生活環境の調整を実施する対象者）や高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする被疑者等に対する支援も行っている。特別調整対象者も含めたこれらの者に対する支援の方法として、現在、地域生活定着支援センターでは、主として以下の五つの業務を行っている。①「コーディネート業務」は、矯正施設を退所する予定の人への帰住地調整支援を行うもの、②「フォローアップ業務」は、矯正施設を退所した人を受け入れた施設等への助言等を行うもの、③「被疑者等支援業務」は、被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な助言等を行うもの、④「相談支援業務」は、犯罪をした人・非行のある人やその家族等からの福祉サービス等についての相談に対する支援を行うもの、⑤「関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等」は、司法関係機関、福祉関係機関、地方公共団体その他関係機関等と連携を保つために、研修や協議会等を開催し、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人について、地域において必要な福祉的支援が受けられるようにするための環境づくりや支援のためのネットワーク構築を行うものである。特別調整対象者に対する支援は、①コーディネート業務及び②フォローアップ業務を中心に、また、一般調整対象者に対する支援も、特別調整対象者に対する支援に準じて①コーディネート業務及び②フォローアップ業務を中心に、被疑者等に対する支援は、③被疑者等支援業務を中心にそれぞれ行われている。そして、これらの業務には、いずれも対象者が必要な福祉サービス等を受けられるよう支援等を行うことが含まれており、

必要に応じて、対象者の介護保険又は障害者自立支援の認定手続に関する支援や、療育手帳又は障害者手帳を取得するための手続に関する支援を行っている。

令和5年度の地域生活定着支援センターによる支援状況は次のとおりである（いずれも厚生労働省社会・援護局の資料による。）。

①コーディネート業務による支援の結果、矯正施設を退所して受入先に帰住した者は790人（うち女性104人）であり、主な受入先は、更生保護施設・自立準備ホーム、自宅・アパート・公営住宅等であった。また、同業務による支援の結果、矯正施設を退所して受入先に帰住した者のうち、矯正施設入所中に、介護保険又は障害者自立支援の認定手続を行った者は男女合わせて335人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同130人であった。他方、コーディネート業務を実施したものの、「福祉を受けたくない」といったことや疾病悪化などを理由として支援を辞退する者もあり、こうして支援を辞退した者は149人（うち女性14人）であった。

②フォローアップ業務を実施した受入施設等における同業務の対象となる被受入者は2,492人（うち女性342人）であり、そのうち支援が終了した被受入者は841人（同126人）、支援継続中の被受入者は1,651人（同216人）であった。また、同業務の対象となる被受入者のうち、支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者は男女合わせて378人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同124人であった。

③被疑者等支援業務による支援を実施した者は486人（うち女性68人）であり、そのうち支援が終了した者は238人（同34人）、支援継続中の者は248人（同34人）であった。また、同業務による支援を実施した者のうち、支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者は男女合わせて49人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同17人であった。

④相談支援業務による支援を実施した者は1,565人（うち女性263人）であり、そのうち支援が終了した者は785人（同137人）、支援が継続中の者は780人（同126人）であった。また、同業務による支援を実施した者のうち、支援中に、介護保険又は障害者自立支援の認定を受けた者は男女合わせて79人、療育手帳又は障害者手帳を取得した者は同31人であった。

第二次再犯防止推進計画においては、高齢者又は障害のある者等への支援等の現状について、矯正施設在所中の段階からこれらの者に対する必要な指導を実施してきたほか、関係各機関が連携して特別調整等を実施するなどした結果、矯正施設から出所する者が年々減少する中であって、特別調整の対象者数や地域生活定着支援センターによる支援の実施件数が増加するなど、福祉的支援に向けた取組は着実に実績を積み重ねている旨指摘されている。今後の課題としては、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合などもあることから、このような場合における福祉的支援の在り方が問われており、また、特別調整を始めとする高齢者又は障害のある者等への支援等の取組については、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の連携が必要不可欠であることから、その更なる充実強化が求められているといえよう。

第5章 特別調査

前章までに、女性を取り巻く社会状況等、女性による犯罪の動向等、女性犯罪者の処遇・支援について概観した。

さらに、法務総合研究所では、女性犯罪者の実態を明らかにし、女性犯罪者に対する適切かつ効果的なアセスメントや指導・支援の在り方等の検討に資する基礎資料を提供することを目的として、女性受刑者に関する特別調査を実施し、その結果を分析した。調査の実施に当たっては、女性受刑者の特徴を男性受刑者との比較によって捉えるため、女性受刑者及び男性受刑者に対してそれぞれ調査を行った。

この章においては、同調査の内容及び明らかになった事項について紹介する。

第1節 ■ 調査の概要

特別調査の対象者は、以下のとおりである。**7-5-1-1表**は、調査対象者の属性等を示したものである。

1 調査対象者及び調査方法

全国22庁（主として男性を収容する施設11庁、主として女性を収容する施設9庁、男女を分隔して収容する施設2庁）の刑事施設において、令和4年7月1日から同年12月31日までの間に、新たに処遇施設として刑執行開始時調査を実施した受刑者を調査対象者とした。なお、調査を行う施設の選定については、主として女性を収容する施設は全ての施設（医療刑務所、拘置所及び令和4年度から女性の収容を開始した喜連川社会復帰促進センターを除く。）を対象とし、主として男性を収容する施設に関しては、調査対象となる女性受刑者の処遇指標の構成、人員及び地域性を踏まえ、これらとの著しい相違や偏りが生じないように配慮して全国から11庁を選定し、対象とした。

調査対象者への質問紙の配布・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）において回答を求めた。質問紙には、調査の協力が任意であり、協力の許諾の有無や回答内容によって不利益を被ることはないことを明示して、調査協力に同意が得られた者について無記名で実施し、その回答結果を分析した。

2 調査の内容

今回の特別調査に使用した調査票は、法務総合研究所が作成した合計29問から成る自記式の質問紙（「健康と生活に関する意識調査」）であり、質問の内容は、年齢、性別、今回受刑することになった事件の概要、動機・理由等の基本情報のほか、逮捕前の生活状況、生活・行動歴、生活意識・価値観・心理的側面等に関するものであった。

なお、刑事施設入所時の罪名等の情報については、別途、把握している統計情報に基づき抽出し、符号化を経た上で使用した。

3 分析対象及び分析方法等

本研究では、女性受刑者の逮捕前の生活状況、生活歴、意識等について、主として男性受刑者との比較から、その特徴等を明らかにし、女性犯罪者全般に対するより効果的な指導及び支援を検討するための基礎資料を提供しようとするものであるところ、戸籍上の性別と自認する性別が一致しない者については、それぞれ個別の事情により、その者の処遇上のニーズや必要とされる配慮は大きく異な

るものと考えられること等から、戸籍上の性別と自認する性別が一致する者908人（女性の刑事施設入所者461人、男性の刑事施設入所者447人）を分析の対象とすることとした。

その上で、今回の特別調査は、女性犯罪者について広く総合的にその特徴を明らかにすることに主眼を置いているところ、これまで見てきたとおり、女性による犯罪の中では薬物事犯及び窃盗事犯の占める割合が高いことから、特別調査の結果については、男女の比較に加え、女性犯罪者の特徴をつかむための一つの手がかりとして、薬物事犯者及び窃盗事犯者に関する分析結果を見ることとした。なお、近年における女性の刑法犯検挙人員の罪名別構成比を見ると、傷害・暴行や詐欺の構成比が上昇傾向にあるものの（令和5年は、それぞれ15.0%、4.9%であった。[4-7-1-3図](#)参照）、今回の調査結果における女性受刑者の罪名について見ると、傷害4名、暴行0名、詐欺41名といずれも少なく、これらの罪名を個々に取り上げることによって女性受刑者全体の特徴を示すことは困難であると判断したため、これらの罪名については個別の分析の対象としないこととした。

7-5-1-1表 基本的属性等（男女別）

① 属性等

属性等				区分		総数		女性受刑者		男性受刑者	
総数						908	(100.0)	461	(100.0)	447	(100.0)
年齢	20	～	29	歳		157	(17.4)	52	(11.3)	105	(23.8)
	30	～	39	歳		171	(19.0)	78	(17.0)	93	(21.0)
	40	～	49	歳		209	(23.2)	112	(24.3)	97	(21.9)
	50	～	59	歳		172	(19.1)	95	(20.7)	77	(17.4)
	60	～	64	歳		54	(6.0)	31	(6.7)	23	(5.2)
	65	歳	以	上		139	(15.4)	92	(20.0)	47	(10.6)
刑名	懲役				役	840	(92.7)	426	(92.4)	414	(93.0)
	懲役（一部執行猶予付）					66	(7.3)	35	(7.6)	31	(7.0)
刑期	1	年	以	下		192	(21.1)	99	(21.5)	93	(20.8)
	2	年	以	下		323	(35.6)	185	(40.1)	138	(30.9)
	3	年	以	下		234	(25.8)	115	(24.9)	119	(26.6)
	5	年	以	下		102	(11.2)	47	(10.2)	55	(12.3)
	5	年	を	超	え	57	(6.3)	15	(3.3)	42	(9.4)
刑事施設への入所回数	1			回		492	(54.2)	236	(51.2)	256	(57.3)
	2	回	以	上		416	(45.8)	225	(48.8)	191	(42.7)
犯行時の身上	仮釈放（全部実刑）中					19	(2.1)	10	(2.2)	9	(2.1)
	保護観察付全部執行猶予中					27	(3.0)	18	(4.0)	9	(2.1)
	単純執行猶予中					199	(22.4)	98	(21.8)	101	(23.1)
	仮釈放（一部執行猶予）中					20	(2.3)	8	(1.8)	12	(2.7)
	保護観察付一部執行猶予中					9	(1.0)	6	(1.3)	3	(0.7)
	その他の					613	(69.1)	310	(68.9)	303	(69.3)
刑の執行猶予歴	なし					211	(23.8)	83	(18.5)	128	(29.3)
	単純執行猶予					525	(59.3)	288	(64.1)	237	(54.2)
	保護観察付全部執行猶予					123	(13.9)	64	(14.3)	59	(13.5)
	保護観察付一部執行猶予					27	(3.0)	14	(3.1)	13	(3.0)
保護処分歴	なし					727	(83.2)	402	(90.5)	325	(75.6)
	児童自立支援施設等送致					4	(0.5)	3	(0.7)	1	(0.2)
	保護観察					55	(6.3)	18	(4.1)	37	(8.6)
	少年院送致					88	(10.1)	21	(4.7)	67	(15.6)
婚姻状況	未婚				配偶	316	(35.5)	103	(22.9)	213	(48.3)
					偶	219	(24.6)	159	(35.4)	60	(13.6)
					別	321	(36.1)	158	(35.2)	163	(37.0)
	死				別	34	(3.8)	29	(6.5)	5	(1.1)
教育程度	中学校卒業					221	(25.0)	107	(23.9)	114	(26.1)
	高等学校中退					206	(23.3)	100	(22.4)	106	(24.3)
	高等学校卒業					326	(36.9)	171	(38.3)	155	(35.6)
	大学在学・中退・卒業					130	(14.7)	69	(15.4)	61	(14.0)
就労状況	有職					253	(28.0)	83	(18.1)	170	(38.4)
	無職					649	(72.0)	376	(81.9)	273	(61.6)
精神状況	精神障害なし					666	(76.5)	304	(69.9)	362	(83.0)
	知的障害					9	(1.0)	2	(0.5)	7	(1.6)
	人格障害					9	(1.0)	7	(1.6)	2	(0.5)
	神経症性障害					33	(3.8)	22	(5.1)	11	(2.5)
	その他の精神障害					154	(17.7)	100	(23.0)	54	(12.4)

② 罪名

区分	罪名	総数	女性受刑者	男性受刑者
総数		908 (100.0)	461 (100.0)	447 (100.0)
刑法犯	総数	583 (64.2)	291 (63.1)	292 (65.3)
	殺人	15 (1.7)	5 (1.1)	10 (2.2)
	強盗	18 (2.0)	2 (0.4)	16 (3.6)
	傷害	13 (1.4)	4 (0.9)	9 (2.0)
	暴行	6 (0.7)	4 (0.9)	2 (0.4)
	詐欺	3 (0.3)	—	3 (0.7)
	恐喝	373 (41.1)	223 (48.4)	150 (33.6)
	横領・背任	97 (10.7)	41 (8.9)	56 (12.5)
	強制性交等・強制わいせつ	1 (0.1)	—	1 (0.2)
	放火	17 (1.9)	7 (1.5)	10 (2.2)
	公務執行妨害	21 (2.3)	—	21 (4.7)
	住居侵入	2 (0.2)	—	2 (0.4)
	その他	2 (0.2)	—	2 (0.4)
	危険運転致死傷	8 (0.9)	3 (0.7)	5 (1.1)
	過失運転致死傷等	13 (1.4)	6 (1.3)	7 (1.6)
	総数	5 (0.6)	1 (0.2)	4 (0.9)
	総数	6 (0.7)	1 (0.2)	5 (1.1)
特別法犯	総数	314 (34.6)	168 (36.4)	146 (32.7)
	覚醒剤取締法	232 (25.6)	144 (31.2)	88 (19.7)
	覚醒剤取締法	41 (4.5)	16 (3.5)	25 (5.6)
	覚醒剤取締法	41 (4.5)	8 (1.7)	33 (7.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 各属性等が不詳の者を除く。ただし、総数にはそれぞれ不詳の者を含む。
3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
6 「婚姻状況」は、犯行時による。
7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
8 「就労状況」は、犯行時により、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
10 複数の罪名を有する場合は、法定刑の最も重いものに計上している。
11 「傷害致死」は、傷害の内数である。
12 () 内は、各属性等の総数又は調査対象者の男女別の人員における構成比である。

第2節 ■ 調査の結果（男女別）

この節では、調査の結果について男女別に比較することにより、女性受刑者に特徴的な傾向を明らかにする。

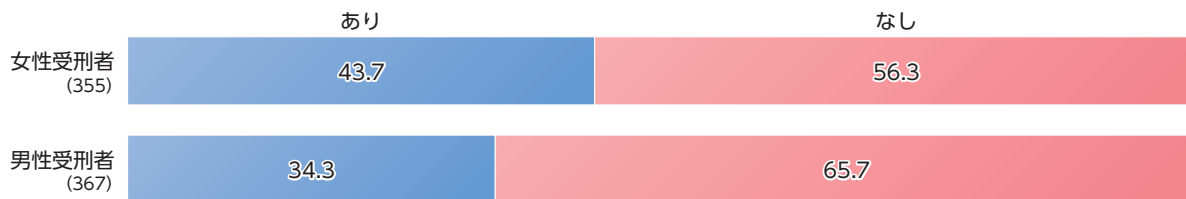
1 事件の概要

(1) 今回受刑することになった事件

ア 薬物犯罪

今回受刑することになった事件中の薬物犯罪（覚醒剤、大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等の使用・所持・譲渡等（営利目的を含む）をいう。以下この編において同じ。）の有無について、男女別に見ると、7-5-2-1図のとおりである。なお、同図は、本調査において、調査対象者が自ら答えた結果に基づくものである。女性受刑者は、男性受刑者よりも「あり」の構成比が高かった。

7-5-2-1 今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無（男女別）

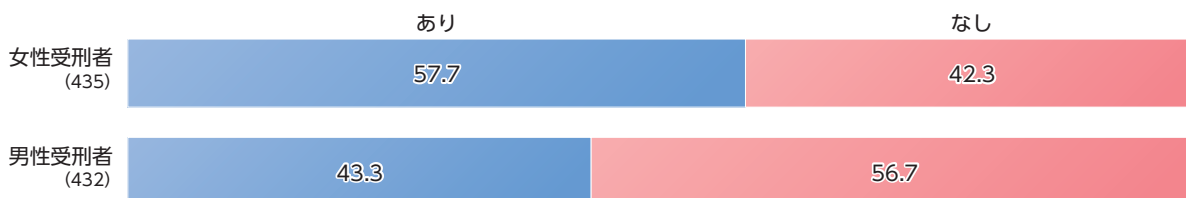


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今回受刑することになった事件中の薬物犯罪の有無が不詳の者を除く。
 3 「薬物犯罪」は、覚醒剤、大麻、その他の違法薬物や危険ドラッグ等の使用・所持・譲渡等（営利目的を含む）をいう。
 4 () 内は、実人員である。

イ 窃盗

今回受刑することになった事件中の窃盗の有無について、男女別に見ると、7-5-2-2図のとおりである。なお、同図は、本調査において、調査対象者が自ら答えた結果に基づくものである。女性受刑者は、男性受刑者よりも「あり」の構成比が高かった。

7-5-2-2 今回受刑することになった事件中の窃盗の有無（男女別）



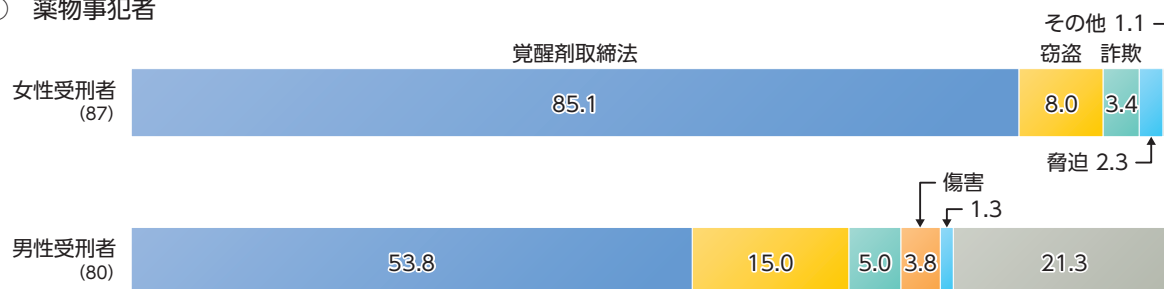
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今回受刑することになった事件中の窃盗の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 再入者の前刑罪名

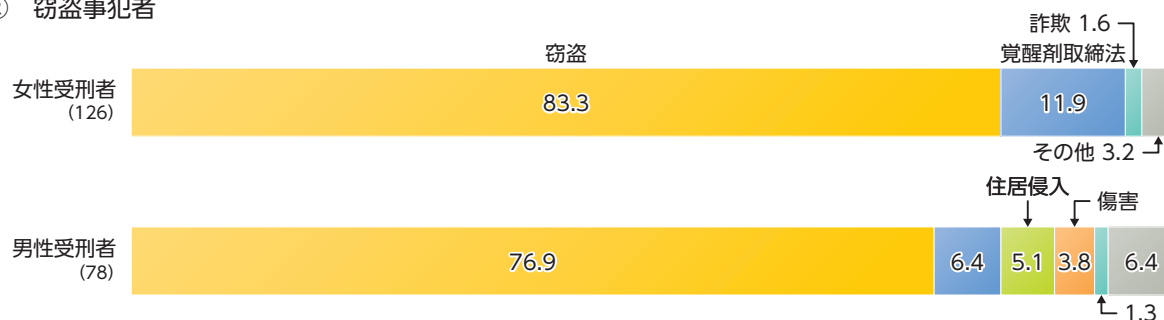
調査対象者のうち、再入者について、薬物事犯者（今回受刑することになった事件中に薬物犯罪が含まれる者をいう。以下この編において同じ。）及び窃盗事犯者（今回受刑することになった事件中に窃盗が含まれる者をいう。以下この編において同じ。）の前刑罪名を男女別に見ると、7-5-2-3図のとおりである。薬物事犯者では、女性受刑者及び男性受刑者のいずれも、覚醒剤取締法違反の構成比が最も高く、次いで、窃盗、詐欺の順であった。また、女性受刑者は、男性受刑者よりも覚醒剤取締法違反の構成比が高かった。なお、前刑罪名について覚醒剤取締法違反以外の薬物犯罪の有無を確認することはできなかった。窃盗事犯者では、女性受刑者は窃盗の構成比が最も高く、次いで、覚醒剤取締法違反、詐欺の順であった。男性受刑者は窃盗の構成比が最も高く、次いで、覚醒剤取締法違反、住居侵入の順であった。

7-5-2-3図 再入者の前刑罪名（男女別）

① 薬物事犯者



② 窃盗事犯者



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 前刑罪名が不詳の者を除く。

3 () 内は、実人員である。

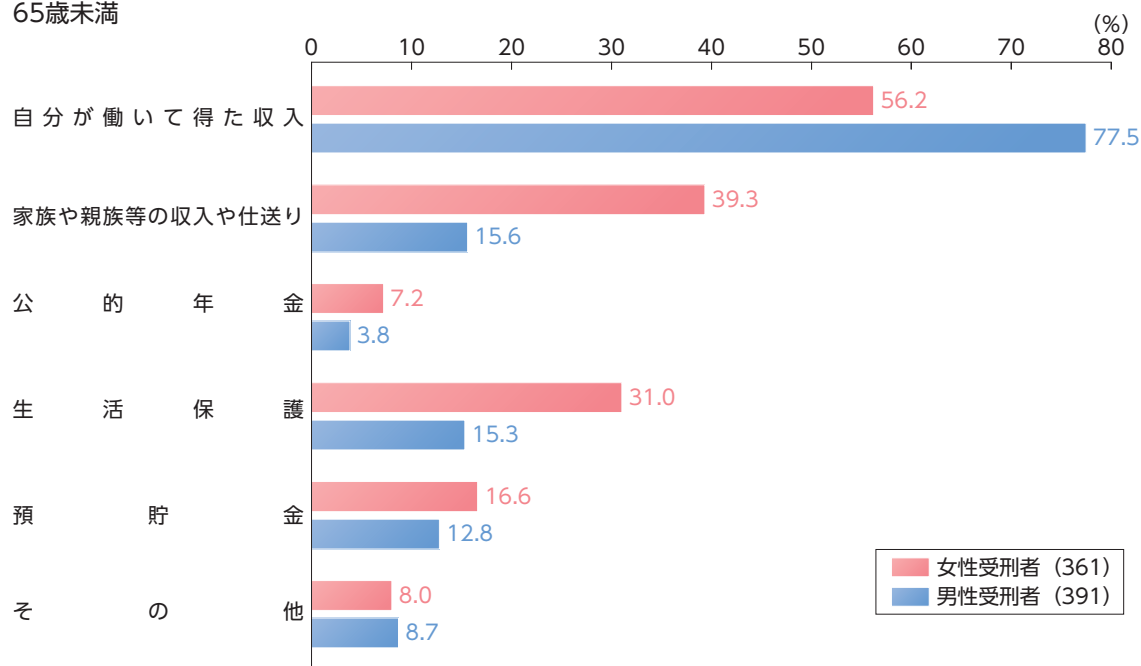
2 生活状況

(1) 収入源

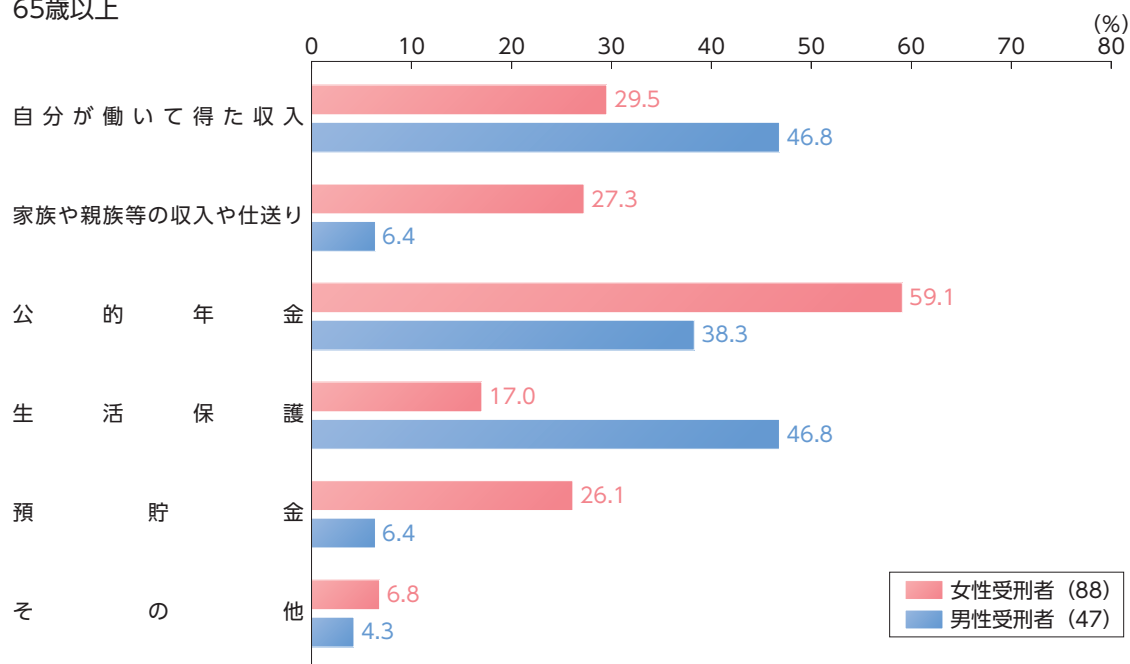
逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、生活費をどのように得ていたか（重複計上による。）について、男女別に見るとともに、これを65歳未満と65歳以上の年齢別（年齢が不詳であった者を除く。）に見ると、7-5-2-4図のとおりである。65歳未満では、女性受刑者及び男性受刑者のいずれも「自分が働いて得た収入」の該当率が最も高く、次いで、「家族や親族等の収入や仕送り」、「生活保護」の順であった。65歳以上では、女性受刑者は「公的年金」の該当率が最も高く、次いで、「自分が働いて得た収入」、「家族や親族等の収入や仕送り」の順であった。男性受刑者は「自分が働いて得た収入」及び「生活保護」の該当率が最も高く、次いで、「公的年金」の順であった。65歳未満では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「家族や親族等の収入や仕送り」及び「生活保護」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「自分が働いて得た収入」の該当率が高かった。65歳以上では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「家族や親族等の収入や仕送り」、「公的年金」及び「預貯金」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「生活保護」の該当率が高かった。

7-5-2-4図 収入源（男女別）

① 65歳未満



② 65歳以上



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 収入源が不詳の者を除く。

3 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。

4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

5 「家族や親族等の収入や仕送り」は、「家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り」又は「家族や親族以外の収入や仕送り」のいずれかに該当した者の比率である。

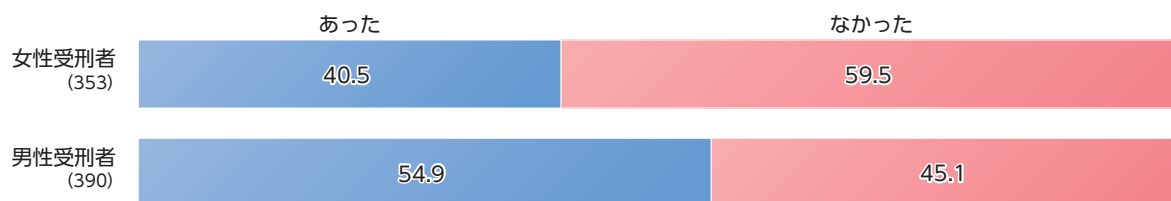
6 () 内は、実人員である。

(2) 自分の収入だけで生活できるという感覚

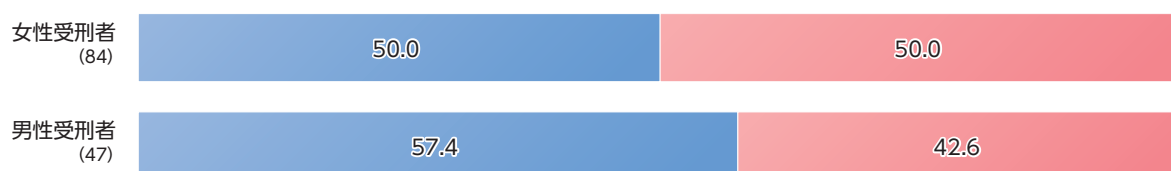
逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、自分の収入だけで生活できるという感覚がどの程度あったかについて、男女別に見るとともに、これを65歳未満と65歳以上の年齢別に見ると、7-5-2-5図のとおりである。「なかった」の構成比は、65歳未満では、女性受刑者は6割程度であったのに対し、男性受刑者は5割を下回った。65歳以上では、女性受刑者は5割で、男性受刑者は4割程度であった。

7-5-2-5図 自分の収入だけで生活できるという感覚（男女別）

① 65歳未満



② 65歳以上



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自分の収入だけで生活できるという感覚が不詳の者を除く。
 3 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
 4 「あった」は、「かなりあった」及び「ややあった」を合計した構成比であり、「なかった」は、「あまりなかった」及び「全くなかった」を合計した構成比である。
 5 () 内は、実人員である。

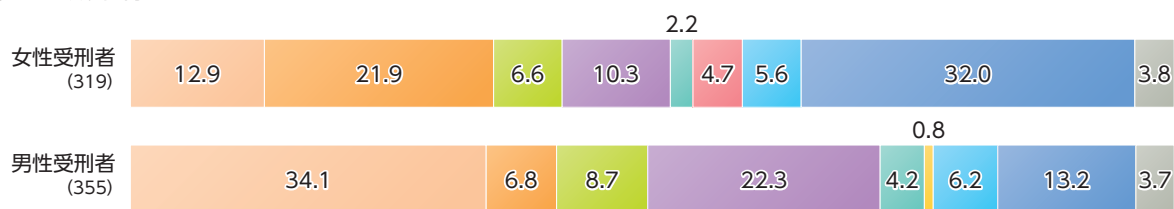
(3) 就労状況

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間における就労状況を男女別に見るとともに、これを65歳未満と65歳以上の年齢別に見ると、7-5-2-6図のとおりである。65歳未満では、女性受刑者は「無職」の構成比が最も高く、次いで、「パートタイム（アルバイトを含む）」、「フルタイム（正社員・正職員）の仕事」の順であった。男性受刑者は「フルタイム（正社員・正職員）の仕事」の構成比が最も高く、次いで、「自営業（手伝いを含む）」、「無職」の順であった。また、男性受刑者は「専業主婦・主夫」の該当がなかった。65歳以上では、女性受刑者は「無職」の構成比が最も高く、次いで、「パートタイム（アルバイトを含む）」、「専業主婦・主夫」の順であった。男性受刑者は「自営業（手伝いを含む）」及び「無職」の構成比が最も高く、次いで、「パートタイム（アルバイトを含む）」の順であった。65歳未満では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「パートタイム（アルバイトを含む）」、「専業主婦・主夫」及び「無職」の構成比が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「フルタイム（正社員・正職員）の仕事」及び「自営業（手伝いを含む）」の構成比が高かった。65歳以上では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「専業主婦・主夫」の構成比が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「自営業（手伝いを含む）」の構成比が高かった。

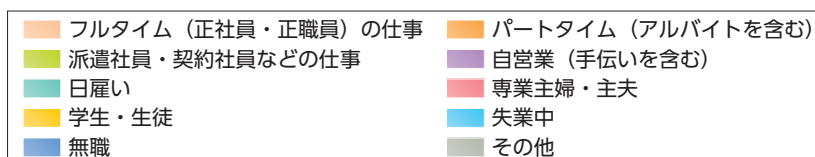
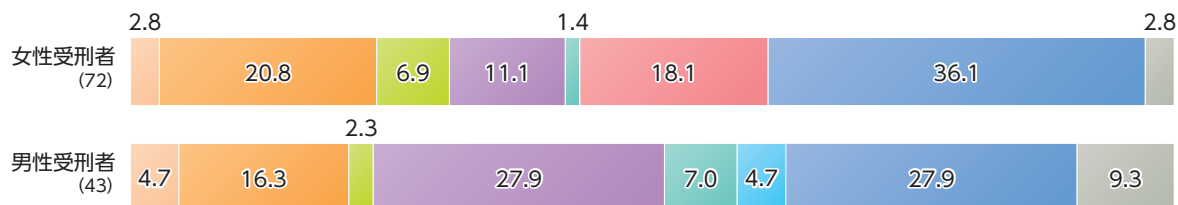
なお、同図は、本調査において、調査対象者が、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間における就労状況を振り返り、自ら答えた結果に基づくものである。一方、本章第1節7-5-1-1表の基本的属性等（男女別）中の「就労状況」は、法務省で把握している統計情報（矯正施設職員が、各種資料に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの）の中の「職業」（犯行時における職業の有無や職業名）に基づくものであることに留意する必要がある。

7-5-2-6図 就労状況（男女別）

① 65歳未満



② 65歳以上

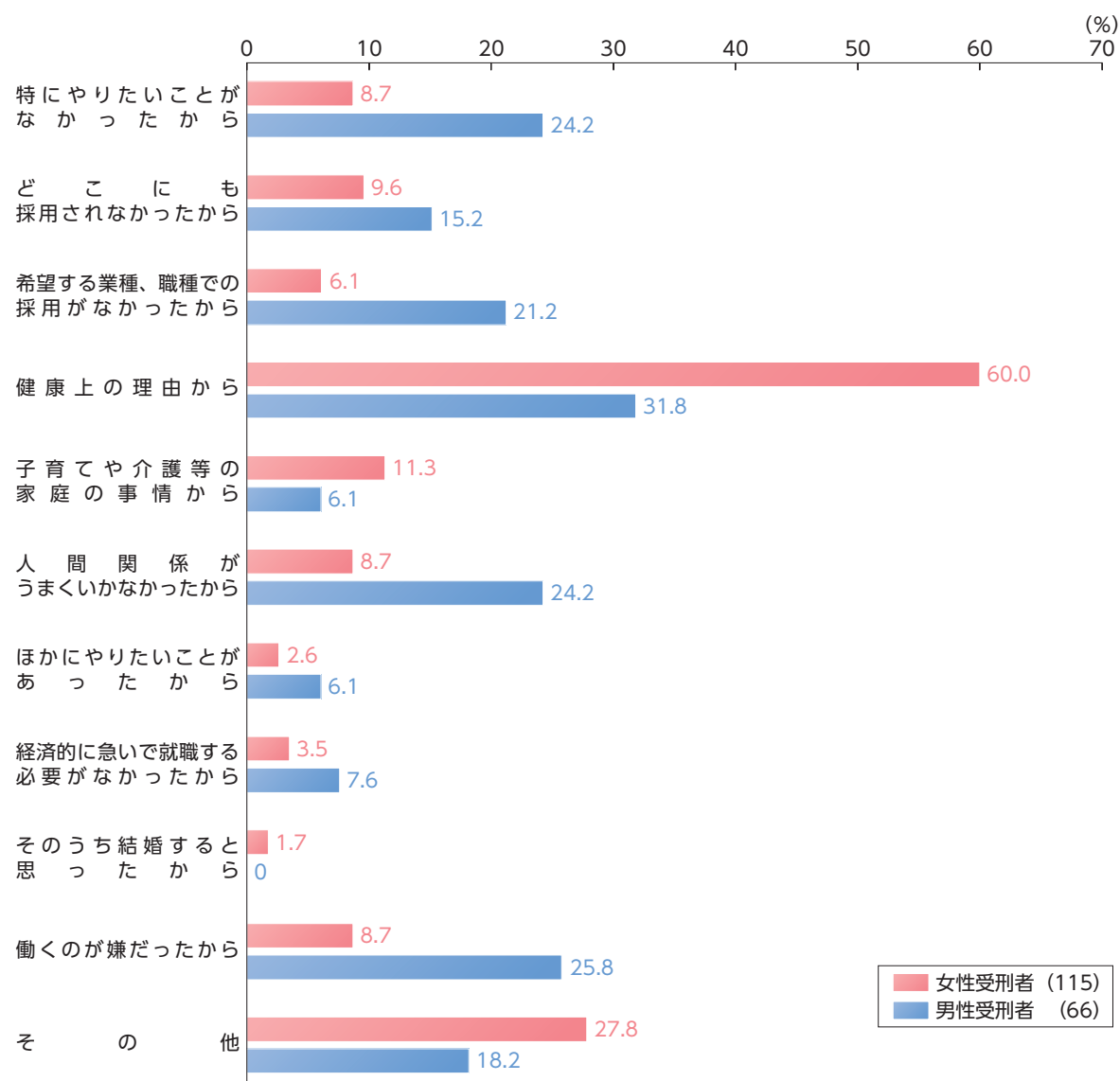


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労状況が不詳の者を除く。
 3 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
 4 () 内は、実人員である。

(4) 働いていなかった理由

前記(3)において「失業中」又は「無職」と回答した65歳未満の者について、働いていなかった理由（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-2-7図のとおりである。女性受刑者は「健康上の理由から」の該当率が最も高く、次いで、「子育てや介護等の家庭の事情から」、「どこにも採用されなかったから」の順であった。男性受刑者は「健康上の理由から」の該当率が最も高く、次いで、「働くのが嫌だったから」、「特にやりたいことがなかったから」及び「人間関係がうまくいかなかったから」の順であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「健康上の理由から」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「特にやりたいことがなかったから」、「希望する業種、職種での採用がなかったから」、「人間関係がうまくいかなかったから」及び「働くのが嫌だったから」の該当率が高かった。

7-5-2-7図 働いていなかった理由（男女別）

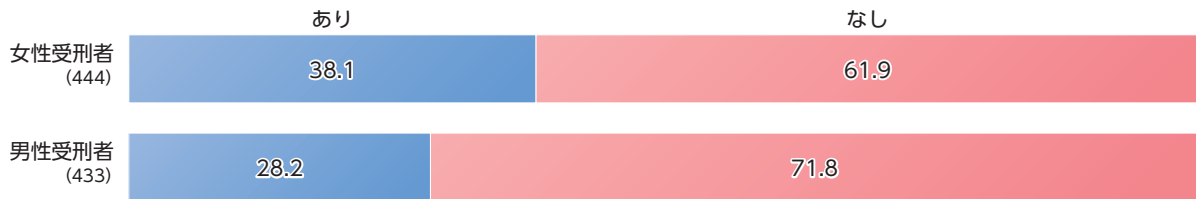


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 就労状況について、「失業中」又は「無職」と回答した65歳未満の者に限る。
 3 働いていなかった理由が不詳の者を除く。
 4 年齢は、調査時により、質問紙調査の結果である。
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 6 () 内は、実人員である。

（5）慢性疾患の有無

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、治療や投薬を受けていた慢性疾患の有無を男女別に見ると、7-5-2-8図のとおりである。なお、質問紙には、慢性疾患の例として「糖尿病、高血圧、ガンなどの身体の病気」を挙げ、「慢性疾患とは、病気の経過が半年ないし1年以上にわたる疾患のことです。」と注意書きを付した上で回答を求めた。慢性疾患「あり」の構成比は、女性受刑者が約4割であったのに対し、男性受刑者は約3割であった。

7-5-2-8図 慢性疾患の有無（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 慢性疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(6) 精神疾患の有無

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、治療や投薬を受けていた精神疾患の有無を男女別に見ると、7-5-2-9図のとおりである。なお、質問紙には「精神疾患とは、気分の落ち込みや幻覚・妄想など、心身に様々な影響が出る疾患のことです。」と注意書きを付した上で回答を求めた。精神疾患「あり」の構成比は、女性受刑者は5割を超えていたのに対し、男性受刑者は2割程度であった。

7-5-2-9図 精神疾患の有無（男女別）

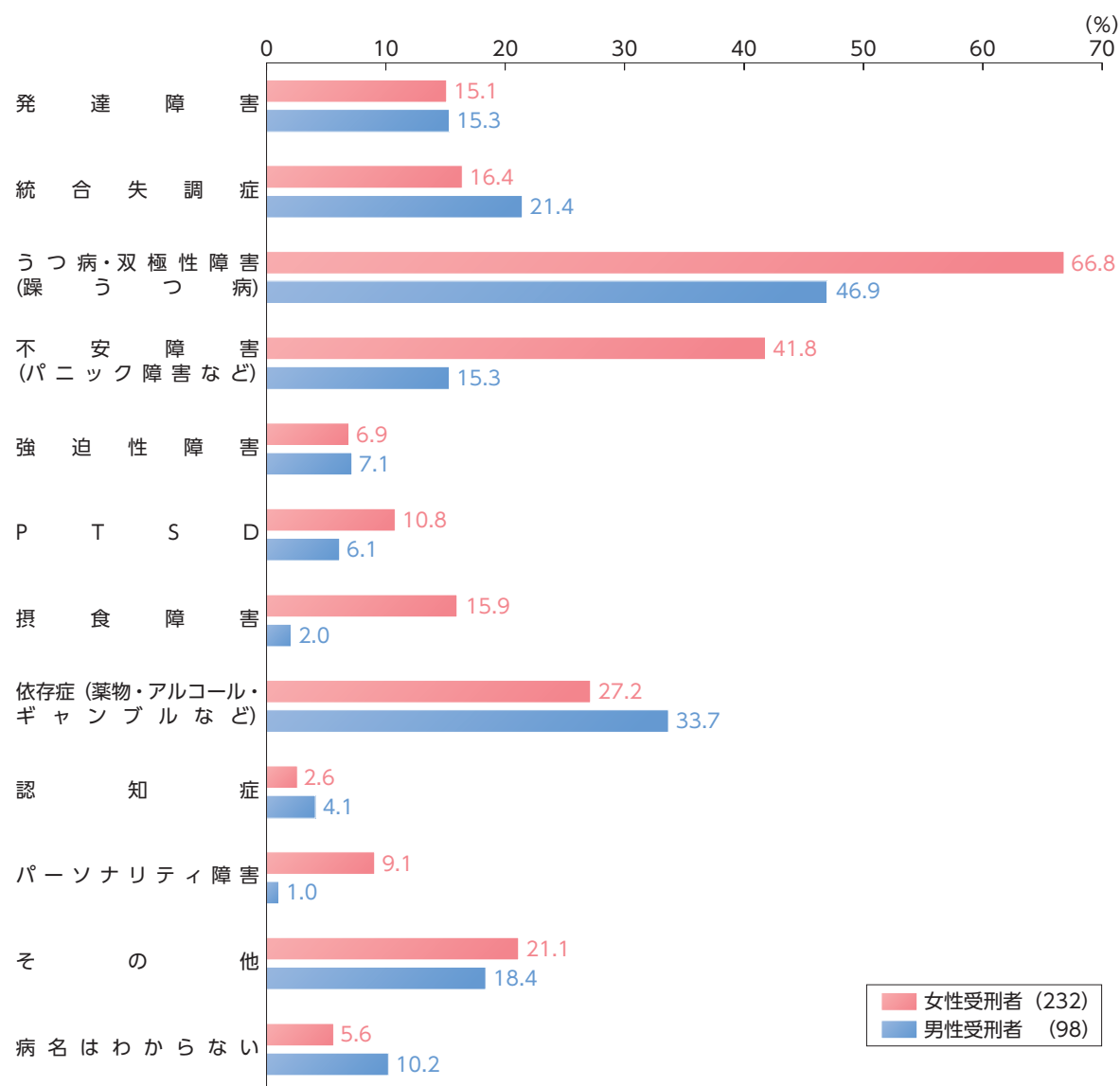


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 精神疾患の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(7) 精神疾患の病名

前記(6)において精神疾患「あり」と回答した者について、精神疾患の病名（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-2-10図のとおりである。なお、「病名はわからない」に該当する者は、同項目に当てはまる旨回答した者であり、回答自体が不詳の者とは異なる。女性受刑者は「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」の該当率が最も高く、次いで、「不安障害（パニック障害など）」、「依存症（薬物・アルコール・ギャンブルなど）」の順であった。男性受刑者は「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」の該当率が最も高く、次いで、「依存症（薬物・アルコール・ギャンブルなど）」、「統合失調症」の順であった。また、女性受刑者は、男性受刑者よりも「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」、「不安障害（パニック障害など）」、「摂食障害」及び「パーソナリティ障害」の該当率が高かった。

7-5-2-10図 精神疾患の病名（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 精神疾患の病名に係る回答が不詳の者を除く。

3 精神疾患「あり」と回答した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

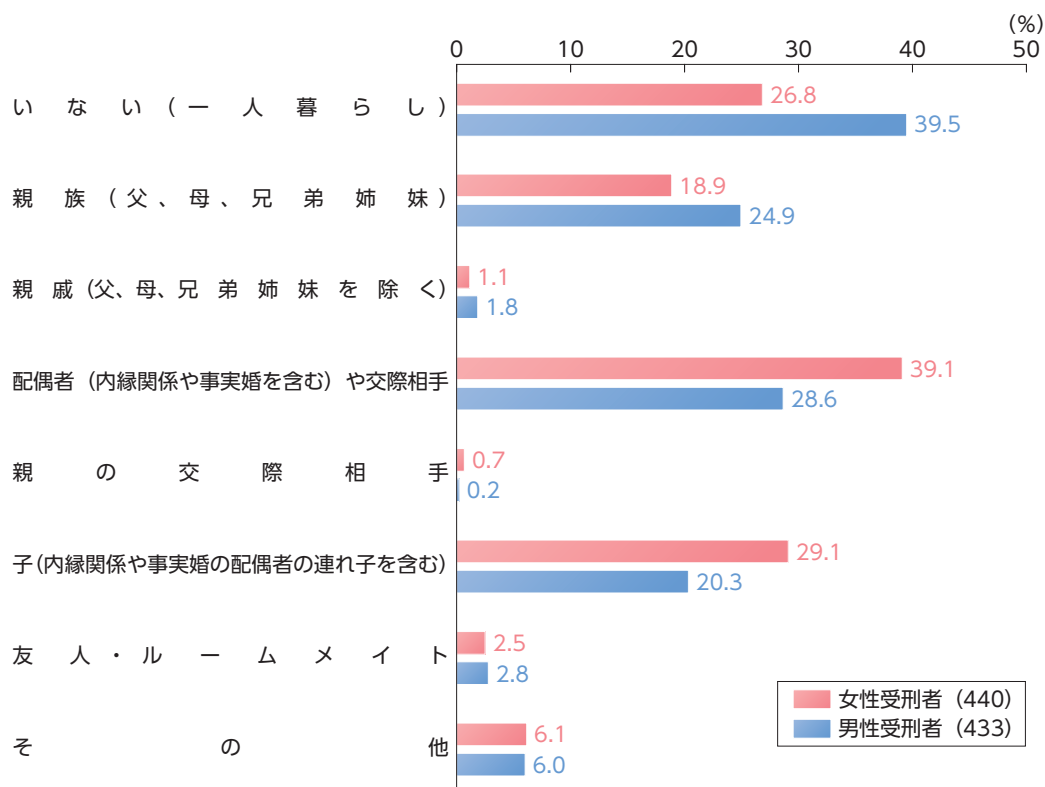
4 () 内は、実人員である。

3 周囲との関わり

(1) 一緒に暮らしていた者

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、一緒に暮らしていた者（重複計上による。）について男女別に見ると、7-5-2-11図のとおりである。女性受刑者は「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」の該当率が最も高く、次いで、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」、「いない（一人暮らし）」の順であった。男性受刑者は「いない（一人暮らし）」の該当率が最も高く、次いで、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」、「親族（父、母、兄弟姉妹）」の順であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」及び「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「いない（一人暮らし）」及び「親族（父、母、兄弟姉妹）」の該当率が高かった。

7-5-2-11図 一緒に暮らしていた者（男女別）

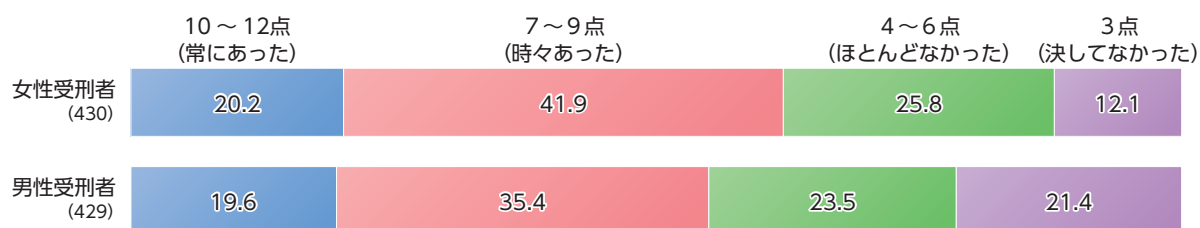


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「親族（父、母、兄弟姉妹）」は、「父」、「母」又は「兄弟姉妹」のいずれかに該当した者の比率である。
 5 （ ）内は、実人員である。

(2) 孤独感得点

7-5-2-12図は、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、どのくらいの頻度で孤独を感じていたかを男女別に見たものである。孤独という主観的な感情を間接質問により数値的に測定するために考案された「UCLA 孤独感尺度」(Russell DW、1996)の日本語版(舩田他、2012)の3項目短縮版(Arimoto A & Tadaka E、2019)に基づくもので、「あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありましたか。」「あなたは、自分は取り残されていると感じることがありましたか。」「あなたは、自分が他の人たちから孤立していると感じることがありましたか。」の3項目に関して、「決してなかった」、「ほとんどなかった」、「時々あった」、「常にあった」の4件法で回答を求めた上で、回答の結果について、「決してなかった」を1点、「ほとんどなかった」を2点、「時々あった」を3点、「常にあった」を4点としてスコア化した後、「10～12点（常にあった）」、「7～9点（時々あった）」、「4～6点（ほとんどなかった）」、「3点（決してなかった）」の4カテゴリーに統合した。女性受刑者及び男性受刑者のいずれも「7～9点（時々あった）」、「4～6点（ほとんどなかった）」の順に構成比が高い点は共通しているが、女性受刑者は、次いで、「10～12点（常にあった）」の構成比が高いのに対し、男性受刑者は、次いで、「3点（決してなかった）」の構成比が高かった。また、男性受刑者は、女性受刑者よりも「3点（決してなかった）」の構成比が高かった。

7-5-2-12図 孤独感得点（男女別）



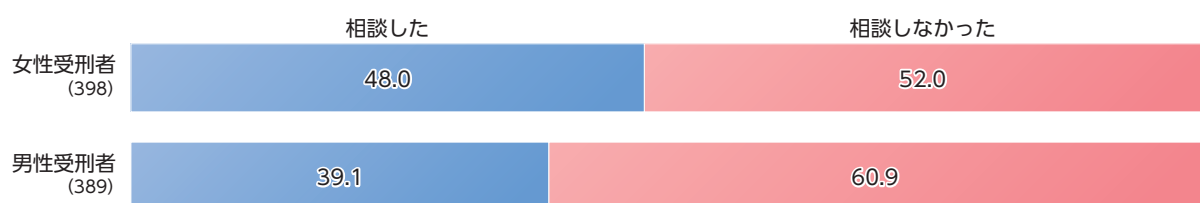
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 孤独感得点が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

（3）相談の有無

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間に悩んだり不安に思ったりしていた内容（※注）として、「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目を選択した者について、当時、悩みや不安が生じた場合の相談の有無を男女別に見ると、7-5-2-13図のとおりである。女性受刑者は、男性受刑者よりも「相談した」の構成比が高かった。

※注 16項目（「経済的なこと」、「仕事のこと」、「健康上のこと」、「妊娠や出産のこと」、「育児のこと」、「介護のこと」、「人間関係（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」、「人間関係（友人・知人）」、「犯罪行為をしていること」、「これまでに受けた保護処分や刑事処分のこと」、「家族から受けた暴力等の被害のこと」、「犯罪の被害に遭ったこと」、「その他」、「特に悩んだり困ったりしていない」）のうち該当するもの全てを選択するように回答を求めた（重複計上による。）ものである（7-5-3-11図①参照）。

7-5-2-13図 相談の有無（男女別）

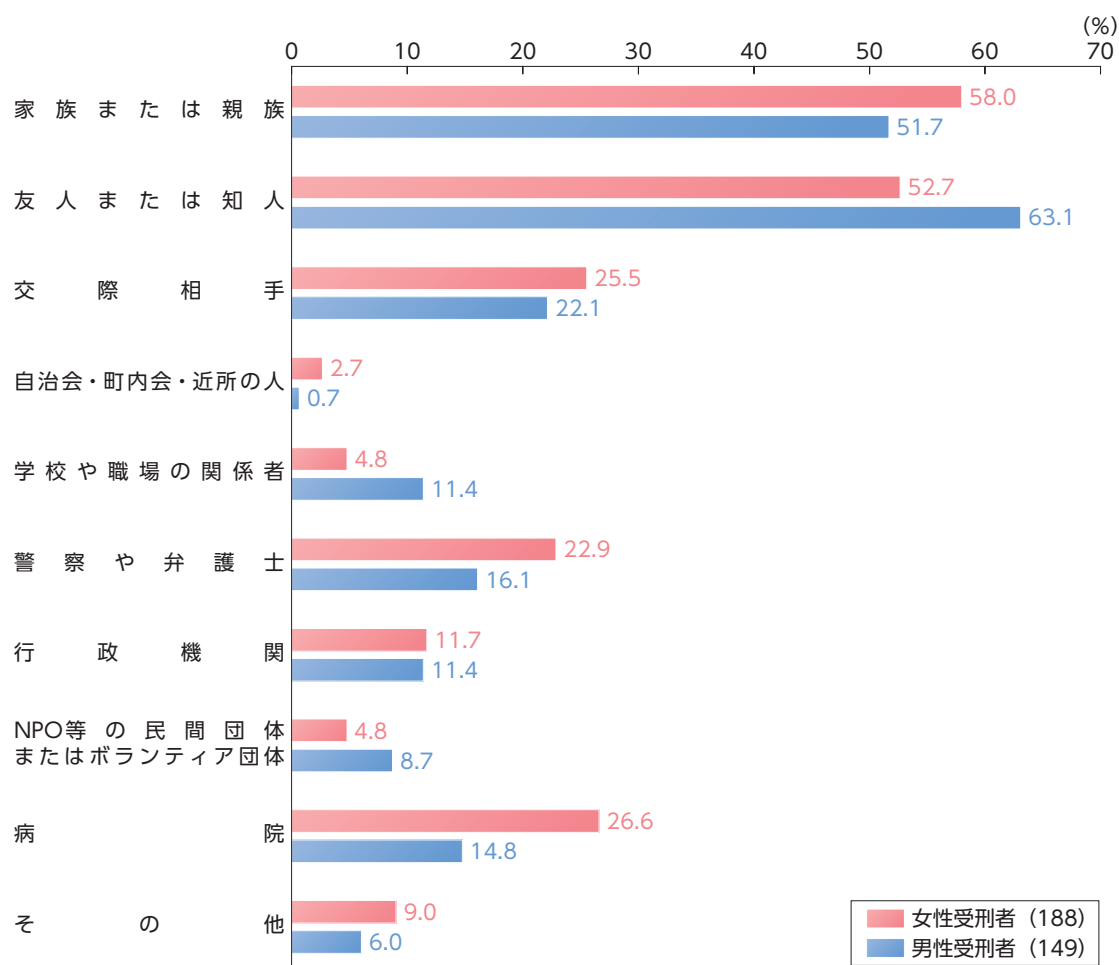


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

（4）相談先

前記（3）において「相談した」と回答した者について、悩みや不安を相談した相手（機関・団体含む、重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-2-14図のとおりである。女性受刑者は「家族または親族」の該当率が最も高く、次いで、「友人または知人」、「病院」の順であった。男性受刑者は「友人または知人」の該当率が最も高く、次いで、「家族または親族」、「交際相手」の順であった。女性受刑者及び男性受刑者のいずれも「家族または親族」及び「友人または知人」の該当率が高く、それぞれ5割を超えていたのに対し、「行政機関」の該当率は1割程度であり、「自治会・町内会・近所の人」及び「NPO等の民間団体またはボランティア団体」の該当率はそれぞれ1割以下であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「病院」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「学校や職場の関係者」の該当率が高かった。

7-5-2-14図 相談先（男女別）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。

3 相談先が不詳の者を除く。

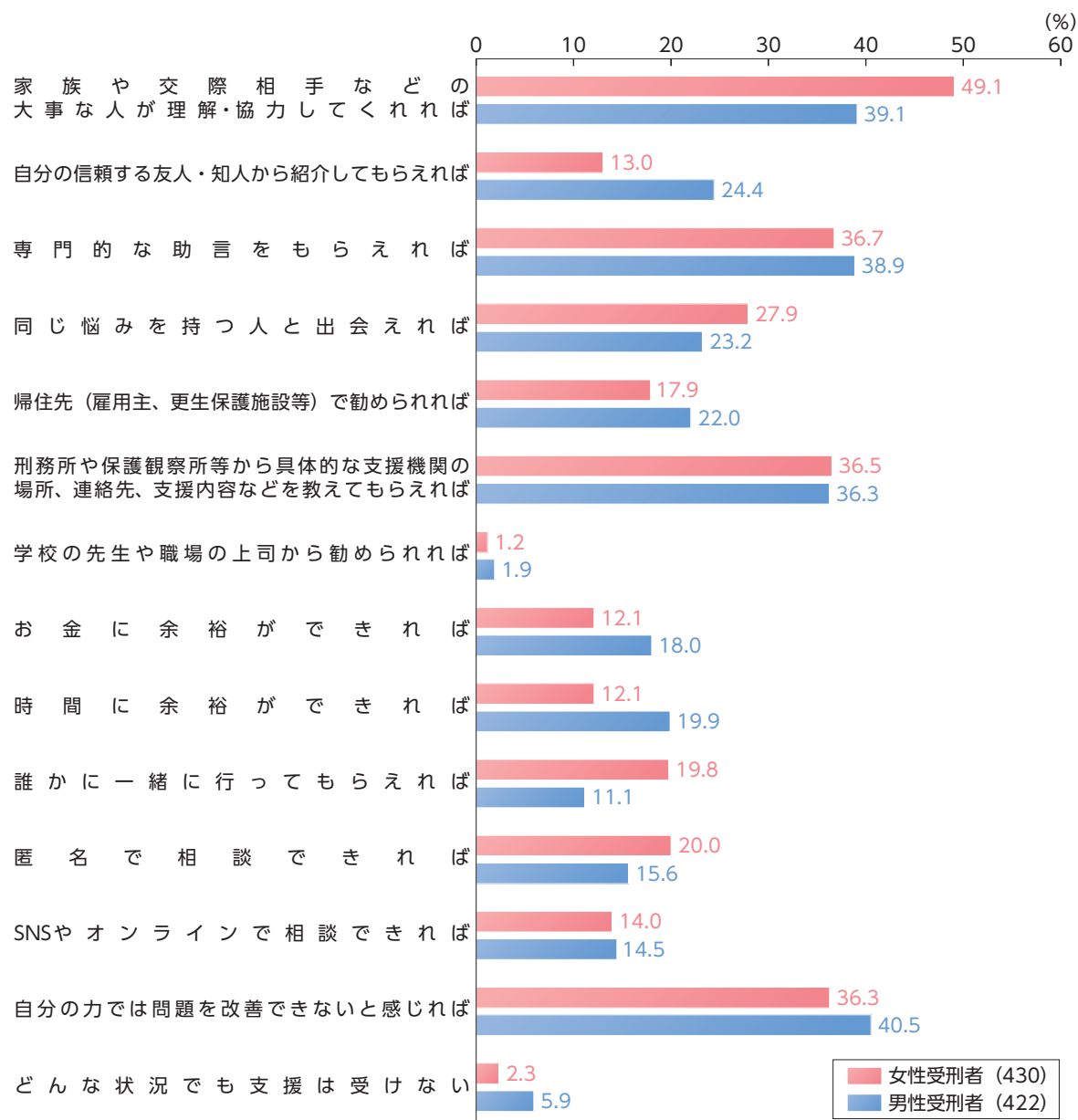
4 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

5 () 内は、実人員である。

（５）支援機関等への相談に対する考え

支援機関等（国や自治体、民間団体やボランティア、病院等）への相談に対する考え（出所後社会に戻ったとき、どのような状況であれば相談する気になるか）（重複計上による。）を男女別に見ると7-5-2-15図のとおりである。女性受刑者は「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高く、次いで、「専門的な助言をもらえれば」、「刑務所や保護観察所等から具体的な支援機関の場所、連絡先、支援内容などを教えてもらえれば」の順であった。男性受刑者は「自分の力では問題を改善できないと感じれば」の該当率が最も高く、次いで、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」、「専門的な助言をもらえれば」の順であった。女性受刑者は、男性受刑者よりも「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」及び「誰かに一緒に行ってもらえれば」の該当率が高く、男性受刑者は、女性受刑者よりも「自分の信頼する友人・知人から紹介してもらえれば」、「お金に余裕ができれば」、「時間に余裕ができれば」及び「どんな状況でも支援は受けない」の該当率が高かった。

7-5-2-15図 支援機関等への相談に対する考え（男女別）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 支援機関等への相談に対する考えが不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 () 内は、実人員である。

第3節 ■ 調査の結果（薬物事犯者）

この節では、薬物事犯者の女性に特徴的な傾向を明らかにするため、調査対象となった受刑者の総数の男女別と薬物事犯者の男女別の比較を行う。受刑者に対する調査結果のうち、主として生活状況及び交友関係の二つの側面から、薬物事犯者の男女別に特徴的な傾向が見られた項目について取り上げる。

1 調査対象者の属性等（薬物事犯者）

（1）基本的属性等

薬物事犯者の年齢、刑名、刑期、刑事施設への入所回数等は、7-5-3-1表のとおりである。年齢層別の構成比を見ると、女性受刑者と男性受刑者の年齢分布に大きな偏りはなく、20歳から39歳までが4割近くを占めたほか、65歳以上は5%を下回った。

7-5-3-1表 基本的属性等（薬物事犯者）

属性等		区分		総数		女性受刑者		男性受刑者	
総数				281	(100.0)	155	(100.0)	126	(100.0)
年齢	20	～	29 歳	44	(15.8)	26	(16.9)	18	(14.4)
	30	～	39 歳	63	(22.6)	34	(22.1)	29	(23.2)
	40	～	49 歳	90	(32.3)	54	(35.1)	36	(28.8)
	50	～	59 歳	61	(21.9)	32	(20.8)	29	(23.2)
	60	～	64 歳	14	(5.0)	5	(3.2)	9	(7.2)
	65	歳	以 上	7	(2.5)	3	(1.9)	4	(3.2)
刑名	懲 役			218	(77.6)	121	(78.1)	97	(77.0)
	懲 役（一部執行猶予付）			63	(22.4)	34	(21.9)	29	(23.0)
刑期	1	年	以 下	22	(7.8)	4	(2.6)	18	(14.3)
	2	年	以 下	118	(42.0)	70	(45.2)	48	(38.1)
	3	年	以 下	89	(31.7)	53	(34.2)	36	(28.6)
	5	年	以 下	41	(14.6)	24	(15.5)	17	(13.5)
	5	年	を 超 え る	11	(3.9)	4	(2.6)	7	(5.6)
刑事施設への入所回数	1	回	以 上	111	(39.5)	66	(42.6)	45	(35.7)
	2	回	以 上	170	(60.5)	89	(57.4)	81	(64.3)
犯行時の身上	仮 釈 放（全 部 実 刑）中			3	(1.1)	2	(1.4)	1	(0.8)
	保護観察付全部執行猶予中			8	(3.0)	6	(4.1)	2	(1.6)
	単 純 執 行 猶 予 中			50	(18.5)	29	(19.7)	21	(16.9)
	仮釈放（一部執行猶予）中			5	(1.8)	1	(0.7)	4	(3.2)
	保護観察付一部執行猶予中			8	(3.0)	5	(3.4)	3	(2.4)
	そ の 他			197	(72.7)	104	(70.7)	93	(75.0)
刑の執行猶予歴	な し			33	(12.2)	14	(9.5)	19	(15.3)
	単 純 執 行 猶 予			177	(65.3)	105	(71.4)	72	(58.1)
	保護観察付全部執行猶予			40	(14.8)	18	(12.2)	22	(17.7)
	保護観察付一部執行猶予			21	(7.7)	10	(6.8)	11	(8.9)
保護処分歴	な し			186	(69.4)	113	(77.9)	73	(59.3)
	児童自立支援施設等送致			2	(0.7)	1	(0.7)	1	(0.8)
	保 護 観 察			30	(11.2)	13	(9.0)	17	(13.8)
婚姻状況	未 配			79	(29.0)	32	(21.6)	47	(37.9)
	有 配			79	(29.0)	62	(41.9)	17	(13.7)
	離 別			111	(40.8)	52	(35.1)	59	(47.6)
教育程度	死 別			3	(1.1)	2	(1.4)	1	(0.8)
	中 学 校 卒 業			84	(31.2)	45	(30.6)	39	(32.0)
	高 等 学 校 中 退			96	(35.7)	55	(37.4)	41	(33.6)
就労状況	高 等 学 校 卒 業			68	(25.3)	35	(23.8)	33	(27.0)
	大 学 在 学・中 退・卒 業			21	(7.8)	12	(8.2)	9	(7.4)
精神状況	有 職			91	(32.5)	27	(17.4)	64	(51.2)
	無 職			189	(67.5)	128	(82.6)	61	(48.8)
精神状況	精 神 障 害 な し			196	(73.7)	93	(64.6)	103	(84.4)
	知 的 障 害			1	(0.4)	1	(0.7)	—	—
	人 格 障 害			4	(1.5)	3	(2.1)	1	(0.8)
	神 経 症 性 障 害			9	(3.4)	7	(4.9)	2	(1.6)
	そ の 他 の 精 神 障 害			56	(21.1)	40	(27.8)	16	(13.1)

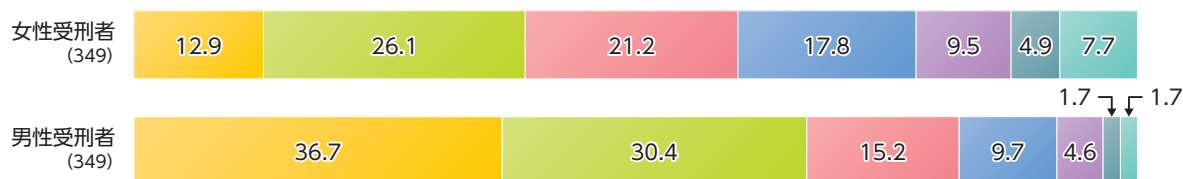
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 各属性等が不詳の者を除く。ただし、総数にはそれぞれ不詳の者を含む。
 3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。
 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。
 5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。
 6 「婚姻状況」は、犯行時による。
 7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
 8 「就労状況」は、犯行時により、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。
 9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。
 10 () 内は、各属性等の総数又は調査対象者の男女別の人員における構成比である。

（2）初めて処分を受けた年齢

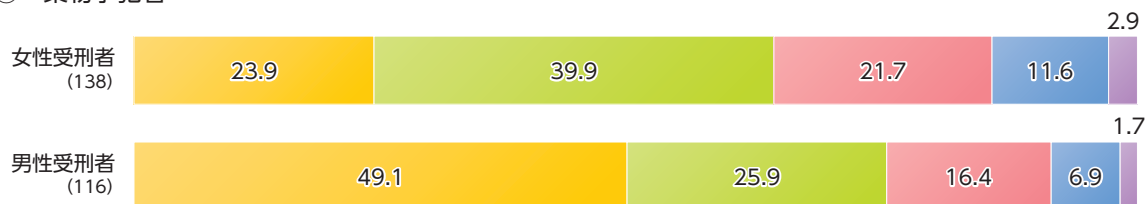
今回の受刑より前に処分（実刑、執行猶予、少年院送致、保護観察処分及び児童自立支援施設・児童養護施設送致）を受けたことがあると回答した受刑者について、初めて処分を受けた年齢を男女別に見ると、**7-5-3-2図**のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「20～29歳」の構成比が最も高く、男性受刑者は「20歳未満」の構成比が最も高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「20歳未満」及び「20～29歳」の若年層の構成比が高かった。

■ 7-5-3-2図 初めて処分を受けた年齢（薬物事犯者）

① 総数



② 薬物事犯者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 今回の受刑より前に処分を受けたことがあると回答した者に限る。
 3 初めて処分を受けた年齢が不詳の者を除く。
 4 「処分」は、実刑、執行猶予、少年院送致、保護観察処分及び児童自立支援施設・児童養護施設送致をいう。
 5 () 内は、実人員である。

2 薬物事犯者の生活状況

（1）市販薬等の目的外使用経験の有無

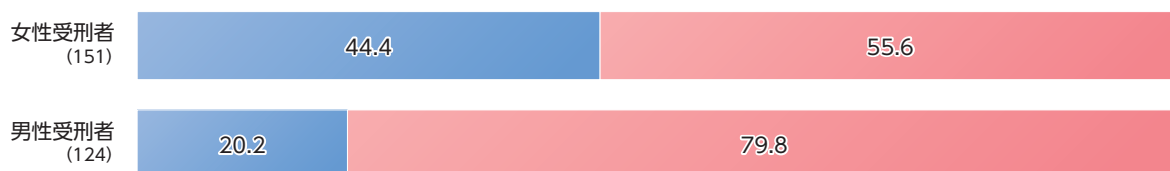
これまでの人生において、処方薬・市販薬を本来の目的や方法から外れて使用した経験の有無について、男女別に見ると、**7-5-3-3図**のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「あり」の構成比が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「あり」の構成比が高かった。

7-5-3-3図 市販薬等の目的外使用経験の有無（薬物事犯者）

① 総数



② 薬物事犯者

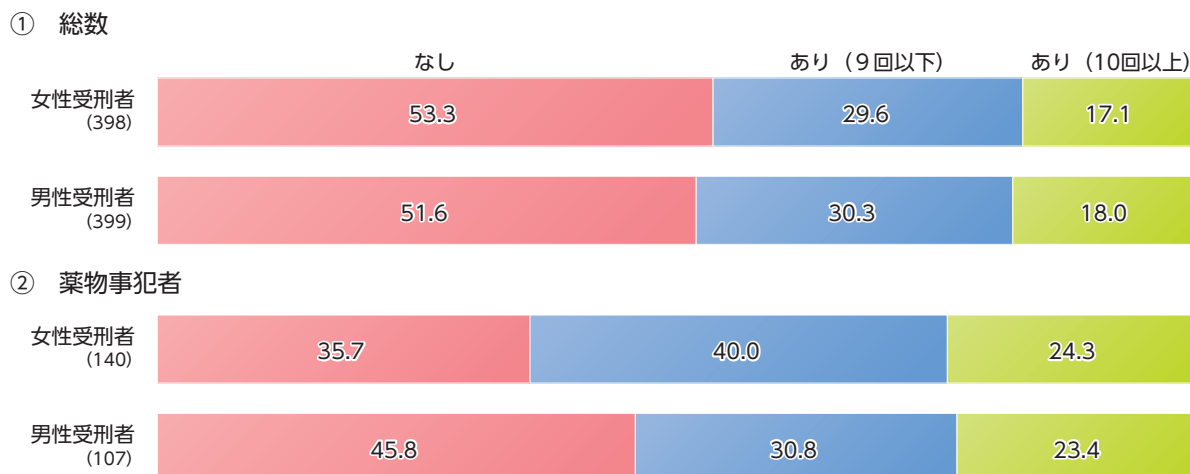


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 市販薬等の目的外使用経験の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 自傷行為の経験

これまでの人生において、自傷行為として、「わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと」、「わざと、シャーペンやコンパスのような尖ったもので自分の身体を刺したこと」、「わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁を殴ったこと」、「わざと、自分の頭を壁にぶつけたこと」、「わざと、血が出るほどはげしく、自分の皮膚をかきむしったこと」、「わざと、内出血してしまうほど強く、自分の皮膚をつねったこと」、「わざと、自分の身体をかんだこと」及び「わざと、火のついたタバコを自分の皮膚に押しつけたり、ライターの火であぶったりするような、自分にやけどさせる行動をしたこと」の8項目いずれかの経験の有無について、男女別に見ると、7-5-3-4図のとおりである。総数では、女性受刑者及び男性受刑者のいずれも、全ての項目に「なし」と回答した者の構成比が約5割を占めたが、薬物事犯者の女性受刑者では、いずれかの項目で「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者の構成比が「なし」を上回った。項目別に「あり（9回以下）」又は「あり（10回以上）」と回答した者の構成比を見ると、総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「わざと、刃物や鋭利なもので自分の身体を切ったこと」（総数29.6%、薬物事犯者41.4%）の構成比が最も高く、男性受刑者は「わざと、自分のこぶしで自分の身体や硬い壁を殴ったこと」（総数37.8%、薬物事犯者37.4%）の構成比が最も高かった。

7-5-3-4図 自傷行為の経験（薬物事犯者）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 自傷行為の経験に係る全ての項目に回答した者に限り、自傷行為の経験が不詳の者を除く。
 3 「なし」は、全ての項目に「なし」と回答した者の構成比であり、「あり（9回以下）」は、いずれかの項目で「あり（9回以下）」と回答した者（いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者を除く。）の構成比であり、「あり（10回以上）」は、いずれかの項目で「あり（10回以上）」と回答した者の構成比である。
 4 （ ）内は、実人員である。

（3）配偶者・交際相手間の加害・被害経験

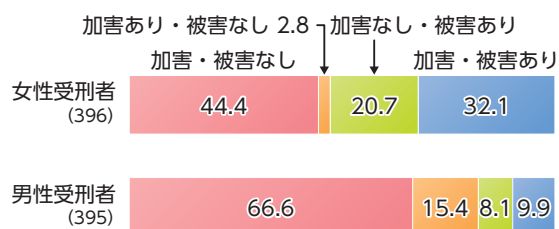
配偶者（事実婚、別居中の夫婦及び元配偶者を含む。）や交際相手間での加害経験及び被害経験について、男女別に見ると、7-5-3-5図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、全ての項目で、女性受刑者は、男性受刑者と比べ、「加害・被害なし」の構成比が低く、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも、全ての項目で「加害・被害なし」の構成比が低く、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。とりわけ身体的暴行については、薬物事犯者の女性受刑者では、「加害・被害なし」は2割弱にとどまり、心理的攻撃の「加害・被害なし」も3割弱にとどまった。

なお、配偶者・交際相手からの暴力の被害経験の有無を男女別に見た7-2-6図の調査は、今回の特別調査の結果とは調査等の前提（例えば、今回の特別調査では、20歳以上の女性受刑者及び男性受刑者が対象となっているのに対し、7-2-6図の調査では、18歳以上59歳以下の男女が対象となっていること）に相違があることに留意する必要があるものの、同図を見ると、女性では、全ての項目で、被害経験が「まったくない」の構成比が8～9割程度であるという傾向が見られた。

7-5-3-5図 配偶者・交際相手間の加害・被害経験（薬物事犯者）

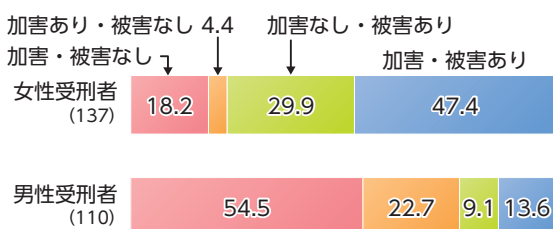
① 総数

ア 身体的暴行

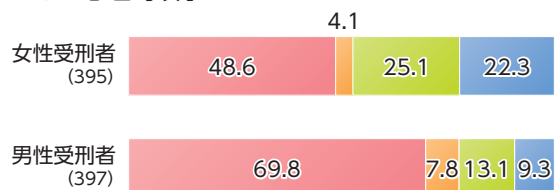


② 薬物事犯者

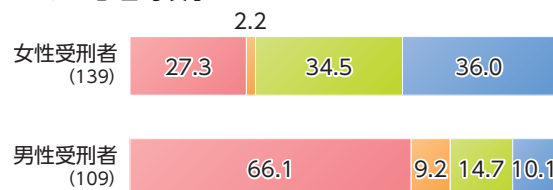
ア 身体的暴行



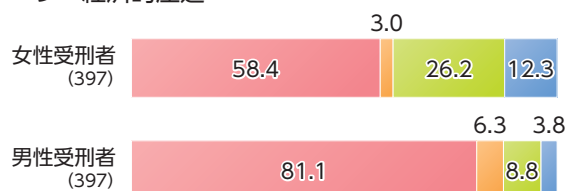
イ 心理的攻撃



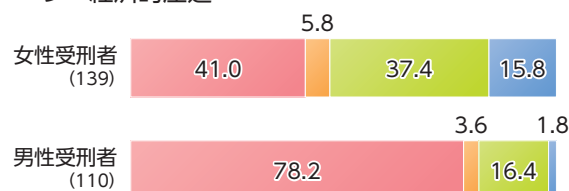
イ 心理的攻撃



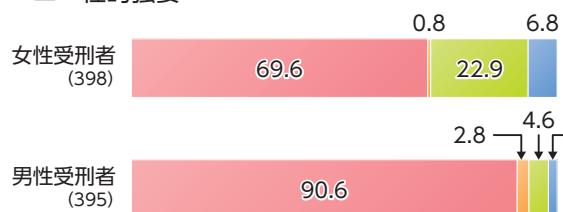
ウ 経済的圧迫



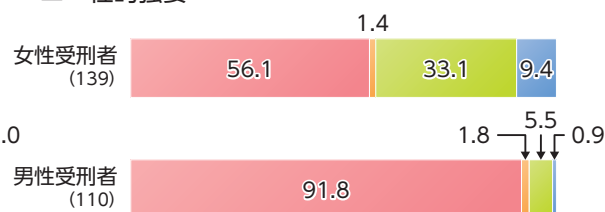
ウ 経済的圧迫



エ 性的強要



エ 性的強要



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 配偶者・交際相手間の加害及び被害経験が不詳の者を除く。

3 加害及び被害経験は、加害又は被害がそれぞれ「1、2度あった」及び「何度もあった」を合計した構成比である。

4 配偶者には事実婚、別居中の夫婦及び元配偶者を含む。

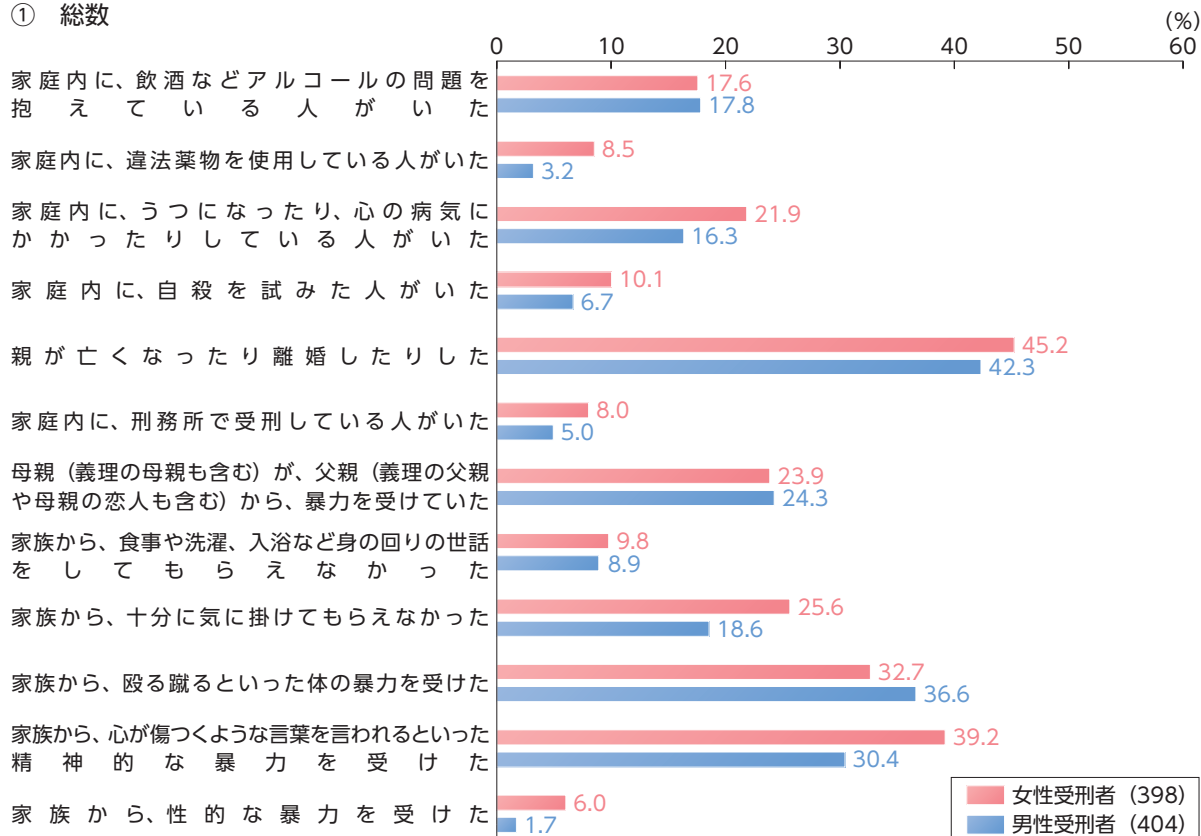
5 () 内は、実人員である。

(4) 小児期逆境体験（ACE）の経験の有無

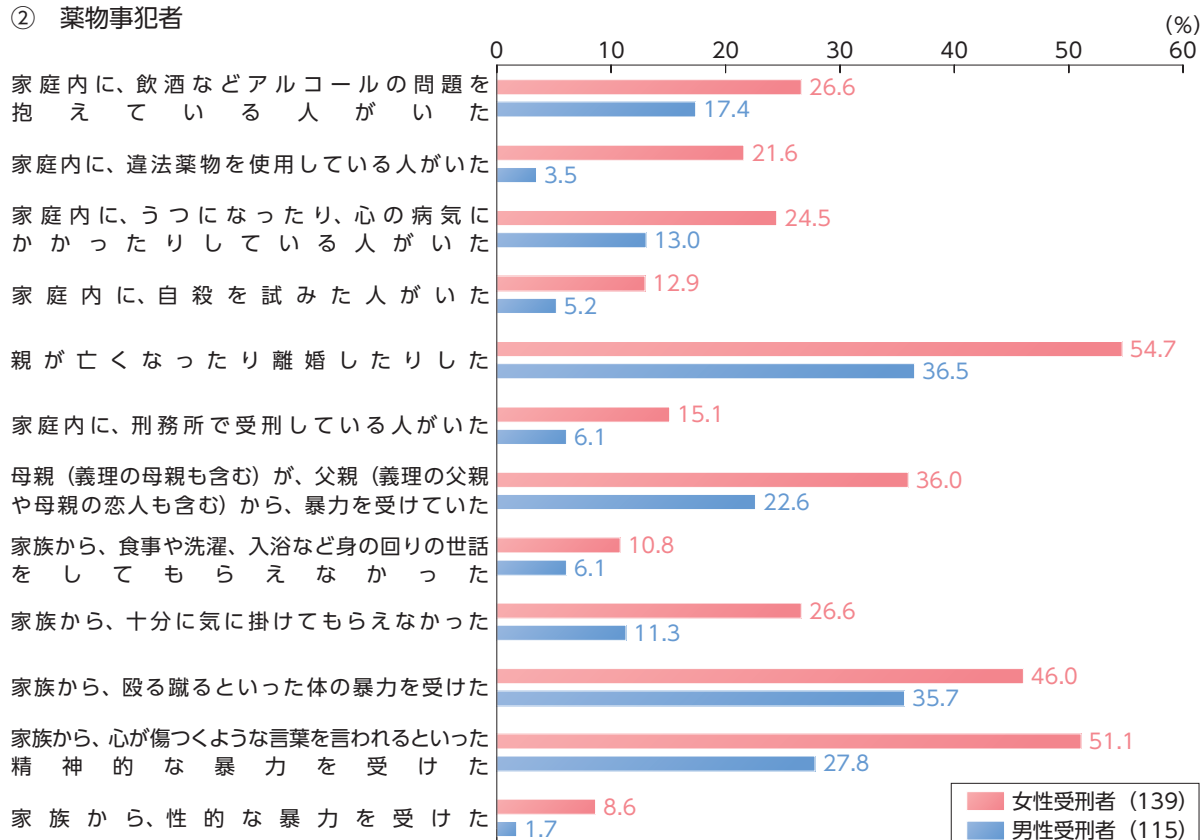
18歳までの小児期逆境体験（Adverse Childhood Experiences。以下この編において「ACE」という。）の経験の有無（重複計上による。）について、各項目の該当率を男女別に見ると、7-5-3-6図のとおりである。総数では、女性受刑者と男性受刑者のいずれも「親が亡くなったり離婚したりした」、「家族から、心が傷つくような言葉を言われるといった精神的暴力を受けた」、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の3項目において、「あり」の該当率が30%を超えた。薬物事犯者の女性受刑者は、前記3項目に加え「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」の「あり」の該当率も30%を超えた。また、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の場合及び薬物事犯者の男性受刑者よりも「あり」の該当率が総じて高い傾向が見られた。

7-5-3-6図 小児期逆境体験（ACE）の経験の有無（薬物事犯者）

① 総数



② 薬物事犯者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 いずれかの項目が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 () 内は、実人員である。

3 薬物事犯者の交友関係

(1) 共犯者の有無

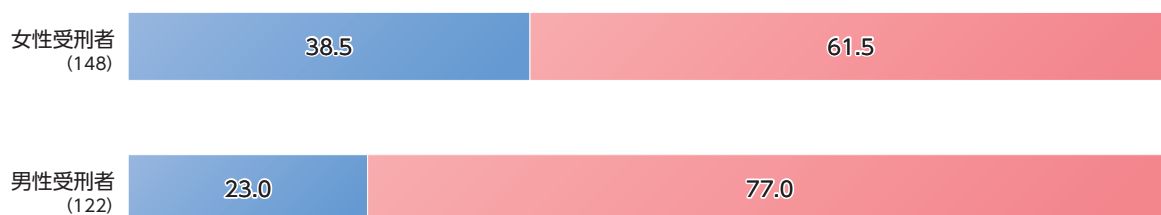
今回受刑することになった事件における共犯者の有無について、男女別に見ると、7-5-3-7図のとおりである。「あり」の構成比は、総数では、女性受刑者と男性受刑者のいずれも20%台であったが、薬物事犯者では、女性受刑者は4割近くを占め、男性受刑者と比べて高かった。なお、複数の事件があった場合には、いずれかの事件で共犯者がいれば「あり」に計上しているため、薬物事犯者における「あり」は、必ずしも薬物事犯において共犯者がいる場合に限らないことに留意が必要である。

7-5-3-7図 共犯者の有無（薬物事犯者）

① 総数



② 薬物事犯者

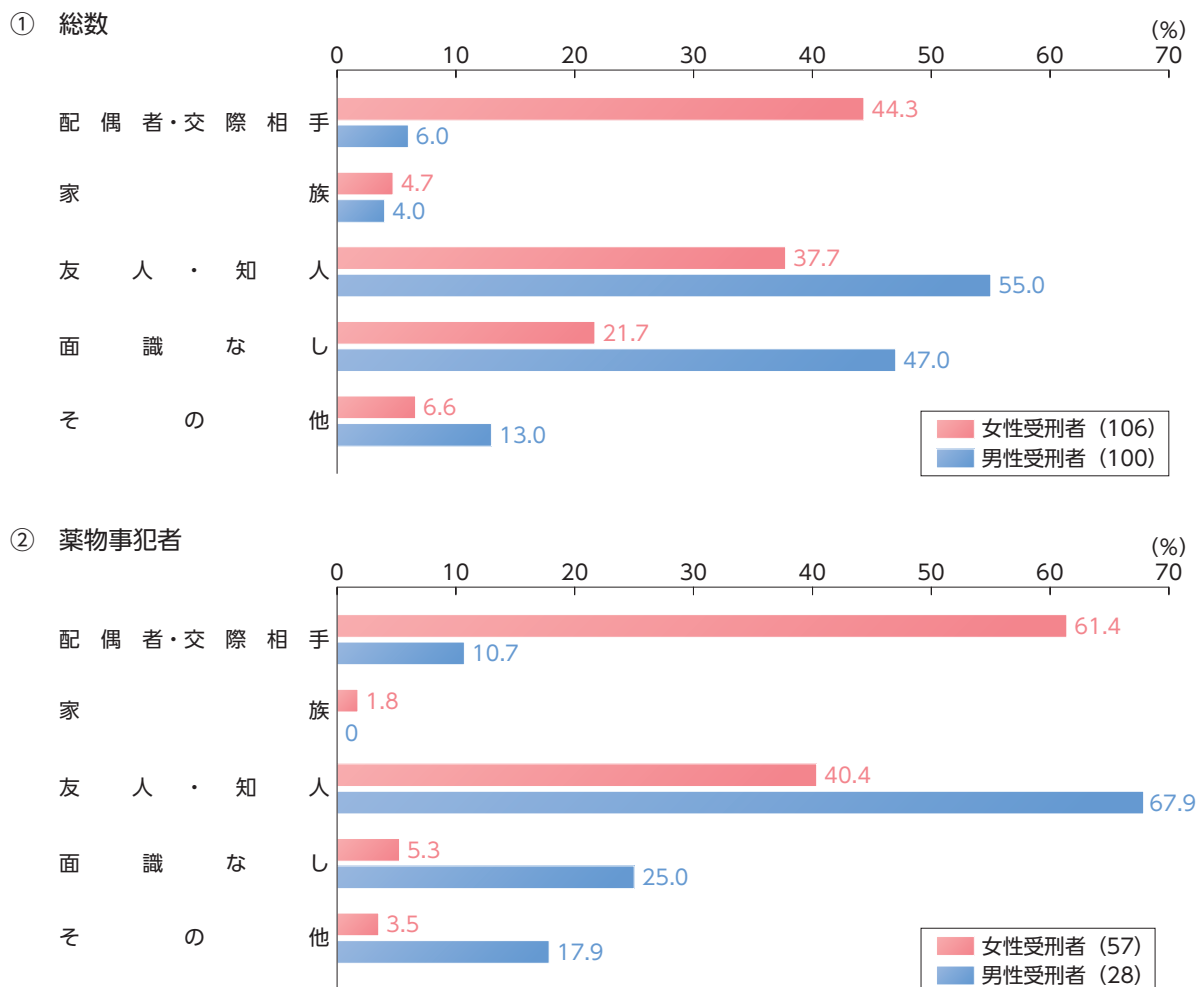


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者の有無が不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(2) 共犯者との関係

前記(1)において共犯者がいると回答した受刑者について、事件当時の共犯者との関係（自分から見た共犯者の立場）（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-3-8図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「配偶者・交際相手」の該当率が最も高く、男性受刑者は「友人・知人」の該当率が最も高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「配偶者・交際相手」の該当率が更に高かった。

7-5-3-8図 共犯者との関係（薬物事犯者）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 共犯者がいると回答した者に限る。
 3 「配偶者」は、内縁関係や事実婚を含む。
 4 「家族」は「親」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」又は「兄弟姉妹」のいずれかに該当した者の比率である。
 5 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 6 () 内は、実人員である。

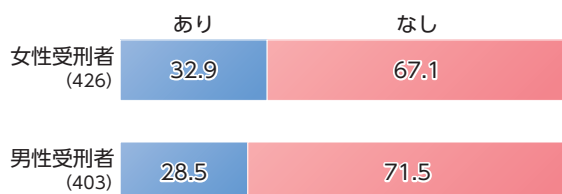
(3) 反社会的行為をする者との関わりの有無等

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間における「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり（日常的に一緒にいたり、頻繁に連絡を取り合ったりしていた家族・交際相手・友人の中で、警察に捕まるような行為をする者との関わり）」、「暴力団関係者との関わり（暴力団の組員やその周辺者との関わり）」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり（暴力団以外の反社会的集団に属する者またはその周辺者との関わり）」の有無について、男女別に見ると、7-5-3-9図のとおりである。「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」の「あり」の構成比は、総数では、女性受刑者と男性受刑者のいずれも30%前後であったが、薬物事犯者では、女性受刑者は7割近くに達し、男性受刑者と比べて高かった。また、薬物事犯者は男女共に、総数の場合よりも全ての項目で「あり」の構成比が高かった。

7-5-3-9図 反社会的行為をする者との関わりの有無等（薬物事犯者）

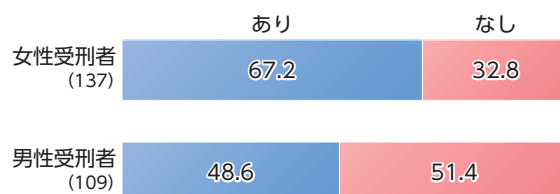
① 総数

ア 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり

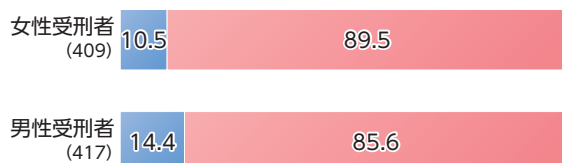


② 薬物事犯者

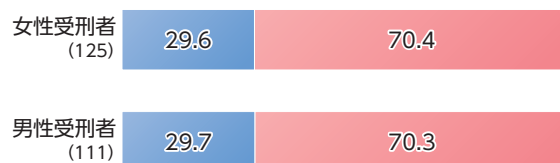
ア 警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり



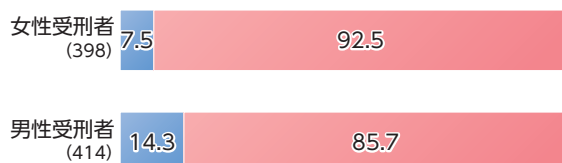
イ 暴力団関係者との関わり



イ 暴力団関係者との関わり



ウ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり



ウ 暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 反社会的行為をする者との関わりの有無等が不詳の者及び反社会的行為をする者との関わりに係る質問において「答えない」と回答した者を除く。

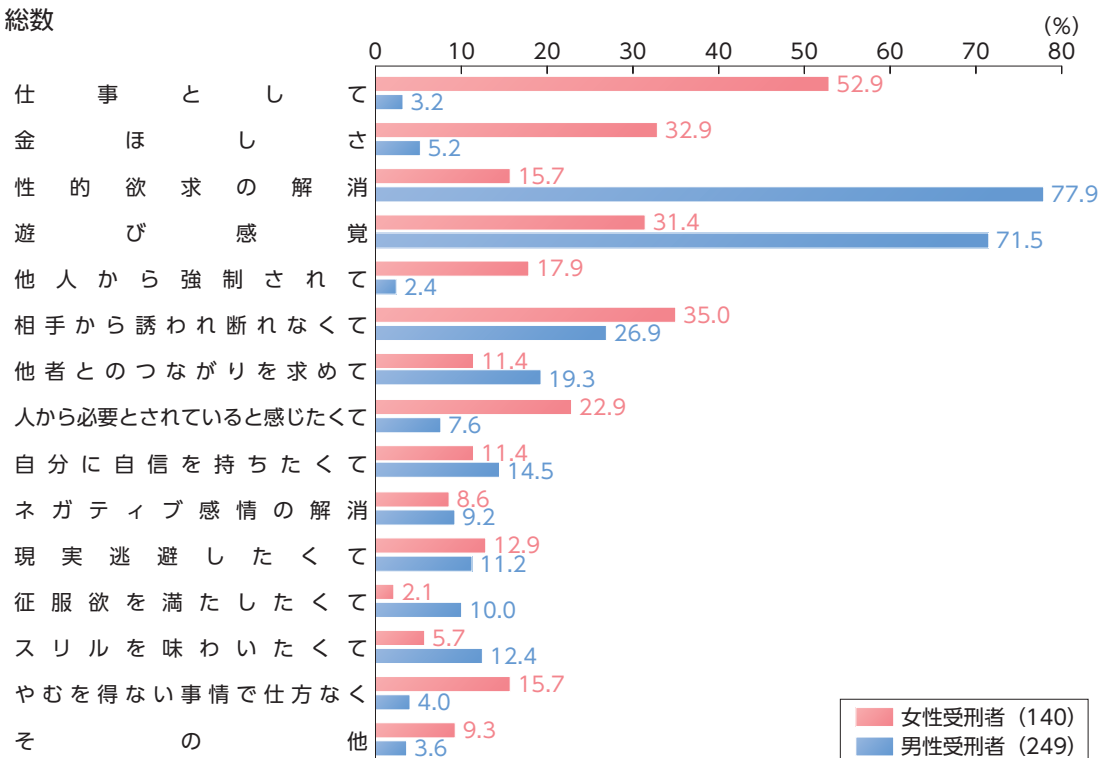
3 () 内は、実人員である。

(4) 不特定かつ多数の者との性交理由・目的

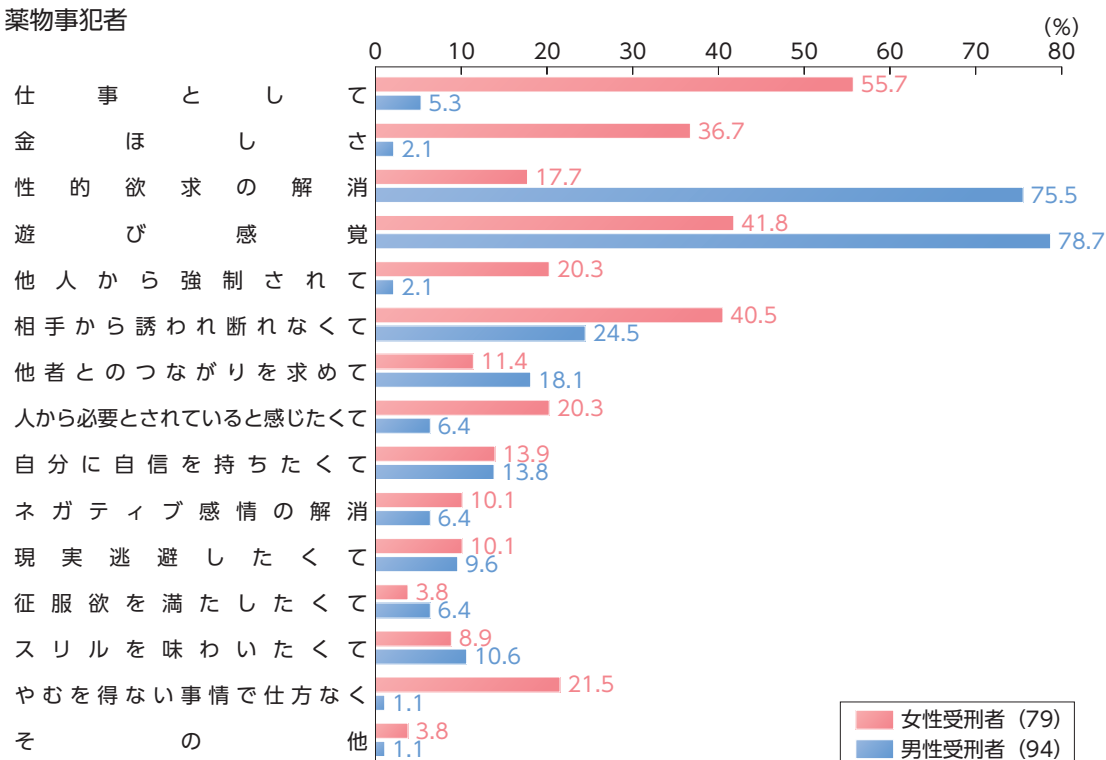
これまでの人生において、不特定かつ多数の者との性交経験があると回答した受刑者について、その理由・目的（重複計上による。）を男女別に見ると、7-5-3-10図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「仕事として」の該当率が最も高かったほか、「金ほしさ」、「他人から強制されて」、「人から必要とされていると感じたくて」及び「やむを得ない事情で仕方なく」の該当率が男性受刑者よりも高かった。男性受刑者は「性的欲求の解消」及び「遊び感覚」の該当率が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「遊び感覚」の該当率が高かった。薬物事犯者の女性受刑者は、薬物事犯者の男性受刑者よりも「相手から誘われ断れなくて」の該当率が高かった。

7-5-3-10図 不特定かつ多数の者との性交理由・目的（薬物事犯者）

① 総数



② 薬物事犯者

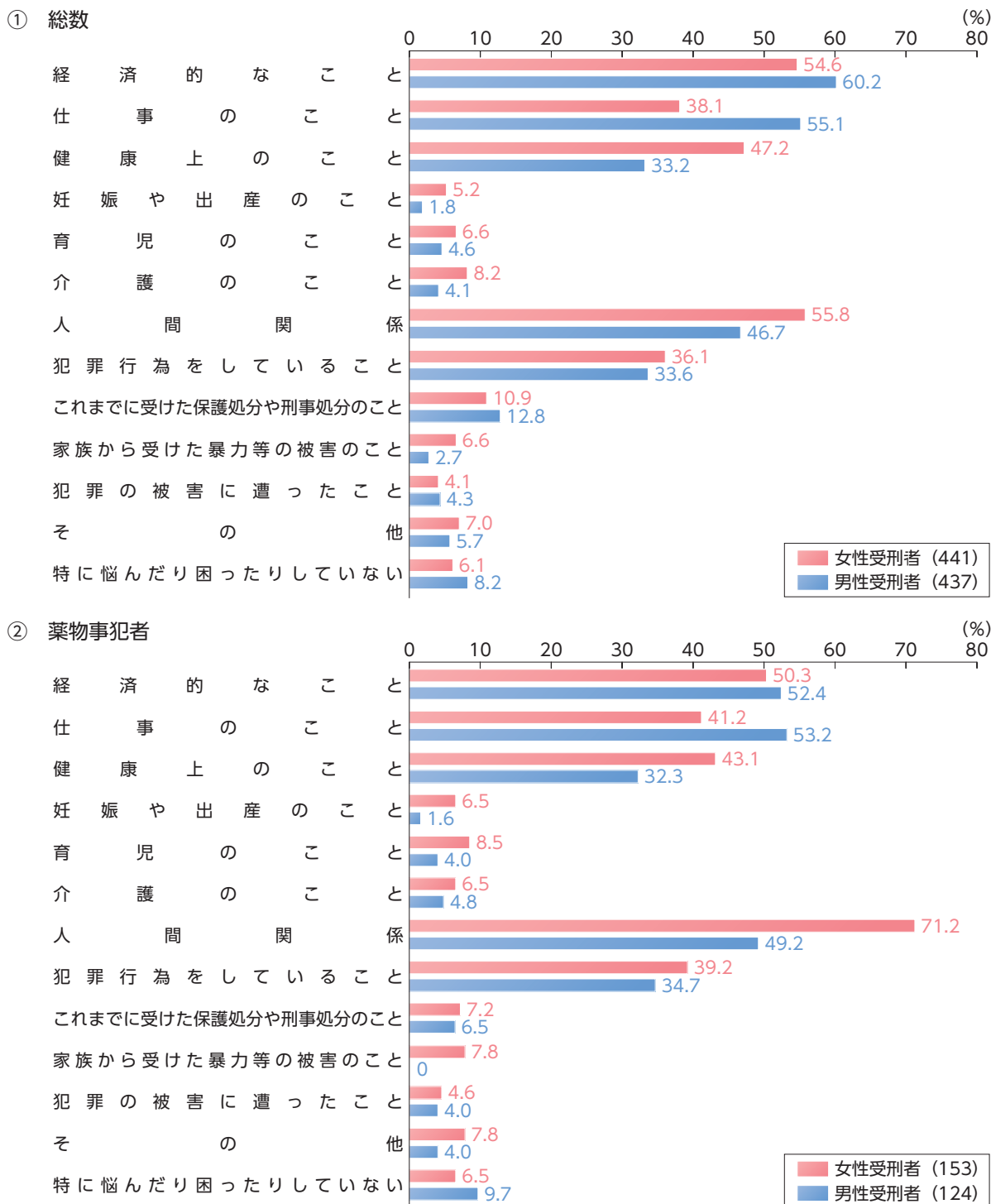


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不特定かつ多数の者との性交経験があると回答した者に限る。
 3 不特定かつ多数の者との性交理由・目的が不詳の者を除く。
 4 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 () 内は、実人員である。

(5) 困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、悩んだり不安に思ったりしていた内容（重複計上による。）について、男女別に見ると、7-5-3-11図のとおりである。総数、薬物事犯者のいずれも、女性受刑者は「人間関係」の該当率が最も高く、次いで、「経済的なこと」であり、男性受刑者は「経済的なこと」及び「仕事のこと」の該当率が高かった。また、薬物事犯者の女性受刑者では、総数の場合よりも「人間関係」の該当率が更に高く、70%を超えた。

7-5-3-11図 困りごとの内容（薬物事犯者）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「人間関係」は、「人間関係（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」又は「人間関係（友人・知人）」のいずれかに該当した者の比率である。
 5 () 内は、実人員である。

第4節 ■ 調査の結果（窃盗事犯者）

調査対象者のうち窃盗事犯者を年齢層別に見ると、女性は男性よりも60歳以上の割合が高く、40歳未満の割合が低く、薬物事犯者と比べて年齢層に偏りがある。また、窃盗事犯者の背景の一つとして経済的状況が考えられるところ、これは就労可能年齢を始めとする年齢による影響も大きいことから、この節では、今回受刑することになった事件に窃盗が含まれる者について、男女別に加え、年齢による違いも考慮した上で比較を行うことにより、特に高年齢の女性窃盗事犯者に特徴的な傾向を明らかにする。受刑者に対する調査結果のうち、主として経済的状況及び周囲との関わりなどの二つの側面から、窃盗事犯者の男女別、年齢別に特徴的な傾向が見られた項目について取り上げる。なお、年齢については、男女別及び年齢別の傾向の違いが明らかであった60歳以上と60歳未満に分けることとする。

1 調査対象者の属性等（窃盗事犯者）

（1）基本的属性等

調査対象者のうち、窃盗事犯者の総数は、年齢が不詳であった者を除くと435名であった。そのうち、調査時の年齢（質問紙調査の結果である。以下この節において同じ。）が60歳以上の女性受刑者（以下この節において「女性受刑者（60歳以上）」という。）は100人（女性受刑者総数の39.8%）、60歳未満の女性受刑者（以下この節において「女性受刑者（60歳未満）」という。）は151人（60.2%）、60歳以上の男性受刑者（以下この節において「男性受刑者（60歳以上）」という。）は31人（16.8%）、60歳未満の男性受刑者（以下この節において「男性受刑者（60歳未満）」という。）は153人（83.2%）であった。

なお、この節において、調査結果を見るに当たっては、窃盗事犯者の男女の60歳以上・60歳未満の人数の分布に偏りがあることに留意する必要がある。

窃盗事犯者の刑名、刑期、刑事施設への入所回数等について、男女別及び年齢別に見ると、**7-5-4-1表**のとおりである。

7-5-4-1表 基本的属性等（窃盗事犯者）

属性等	区分	総数	女性受刑者 (60歳以上)	女性受刑者 (60歳未満)	男性受刑者 (60歳以上)	男性受刑者 (60歳未満)
総数		435 (100.0)	100 (100.0)	151 (100.0)	31 (100.0)	153 (100.0)
年齢	20 ～ 29 歳	59 (13.6)	—	16 (10.6)	—	43 (28.1)
	30 ～ 39 歳	78 (17.9)	—	36 (23.8)	—	42 (27.5)
	40 ～ 49 歳	78 (17.9)	—	47 (31.1)	—	31 (20.3)
	50 ～ 59 歳	89 (20.5)	—	52 (34.4)	—	37 (24.2)
	60 ～ 64 歳	27 (6.2)	21 (21.0)	—	6 (19.4)	—
	65 歳 以上	104 (23.9)	79 (79.0)	—	25 (80.6)	—
刑名	懲役	430 (99.1)	100 (100.0)	148 (98.0)	31 (100.0)	151 (99.3)
	懲役（一部執行猶予付）	4 (0.9)	—	3 (2.0)	—	1 (0.7)
刑期	1 年以下	111 (25.5)	36 (36.0)	39 (25.8)	9 (29.0)	27 (17.6)
	2 年以下	160 (36.8)	44 (44.0)	59 (39.1)	9 (29.0)	48 (31.4)
	3 年以下	110 (25.3)	15 (15.0)	35 (23.2)	9 (29.0)	51 (33.3)
	5 年以下	41 (9.4)	5 (5.0)	15 (9.9)	4 (12.9)	17 (11.1)
	5 年を超え	13 (3.0)	—	3 (2.0)	—	10 (6.5)
	5 年を超え	13 (3.0)	—	3 (2.0)	—	10 (6.5)
刑事施設への入所回数	1 回以下	229 (52.6)	44 (44.0)	78 (51.7)	7 (22.6)	100 (65.4)
	2 回以上	206 (47.4)	56 (56.0)	73 (48.3)	24 (77.4)	53 (34.6)
犯行時の身上	仮釈放（全部実刑）中	10 (2.3)	1 (1.0)	5 (3.3)	—	4 (2.7)
	保護観察付全部執行猶予中	17 (4.0)	2 (2.0)	10 (6.7)	2 (6.5)	3 (2.1)
	単純執行猶予中	112 (26.3)	30 (30.3)	28 (18.7)	7 (22.6)	47 (32.2)
	仮釈放（一部執行猶予）中	7 (1.6)	—	3 (2.0)	—	4 (2.7)
	保護観察付一部執行猶予中	2 (0.5)	—	2 (1.3)	—	—
	その他の	278 (65.3)	66 (66.7)	102 (68.0)	22 (71.0)	88 (60.3)
刑の執行猶予歴	なし	80 (18.8)	10 (10.1)	22 (14.8)	8 (25.8)	40 (27.2)
	単純執行猶予	269 (63.1)	69 (69.7)	97 (65.1)	12 (38.7)	91 (61.9)
	保護観察付全部執行猶予	69 (16.2)	18 (18.2)	27 (18.1)	11 (35.5)	13 (8.8)
	保護観察付一部執行猶予	8 (1.9)	2 (2.0)	3 (2.0)	—	3 (2.0)
保護処分歴	なし	377 (89.8)	95 (96.9)	140 (95.2)	27 (87.1)	115 (79.9)
	児童自立支援施設等送致	1 (0.2)	—	—	1 (3.2)	—
	保護観察	17 (4.0)	2 (2.0)	3 (2.0)	—	12 (8.3)
	少年院送致	25 (6.0)	1 (1.0)	4 (2.7)	3 (9.7)	17 (11.8)
婚姻状況	未婚	161 (37.6)	10 (10.1)	52 (35.1)	13 (41.9)	86 (57.3)
	有配偶	97 (22.7)	38 (38.4)	44 (29.7)	4 (12.9)	11 (7.3)
	離婚	144 (33.6)	31 (31.3)	49 (33.1)	12 (38.7)	52 (34.7)
	死別	26 (6.1)	20 (20.2)	3 (2.0)	2 (6.5)	1 (0.7)
教育程度	中学校卒業	97 (22.8)	29 (29.3)	24 (16.2)	17 (56.7)	27 (18.2)
	高等学校中退	76 (17.9)	9 (9.1)	26 (17.6)	2 (6.7)	39 (26.4)
	高等学校卒業	175 (41.2)	50 (50.5)	60 (40.5)	5 (16.7)	60 (40.5)
	大学在学・中退・卒業	77 (18.1)	11 (11.1)	38 (25.7)	6 (20.0)	22 (14.9)
就労状況	有職	80 (18.6)	9 (9.2)	29 (19.2)	3 (9.7)	39 (25.8)
	無職	351 (81.4)	89 (90.8)	122 (80.8)	28 (90.3)	112 (74.2)
精神状況	精神障害なし	323 (76.9)	83 (86.5)	90 (62.9)	26 (83.9)	124 (82.7)
	知的障害	5 (1.2)	—	—	—	5 (3.3)
	人格障害	3 (0.7)	—	2 (1.4)	—	1 (0.7)
	神経症性障害	17 (4.0)	2 (2.1)	12 (8.4)	—	3 (2.0)
	その他の精神障害	72 (17.1)	11 (11.5)	39 (27.3)	5 (16.1)	17 (11.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 各属性等が不詳の者を除く。ただし、総数にはそれぞれ不詳の者を含む。

3 「年齢」は、調査時の年齢により、質問紙調査の結果である。

4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設送致・児童養護施設送致であり、平成10年3月31日までの教護院・養護施設送致を含む。

5 少年院送致歴がある者は「少年院送致」に、それ以外の者のうち児童自立支援施設等送致歴がある者は「児童自立支援施設等送致」に、保護観察歴のみがある者は「保護観察」に計上している。

6 「婚姻状況」は、犯行時による。

7 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。

8 「就労状況」は、犯行時により、学生・生徒及び家事従事者を除く。また、「無職」は、定収入のある無職者を含む。

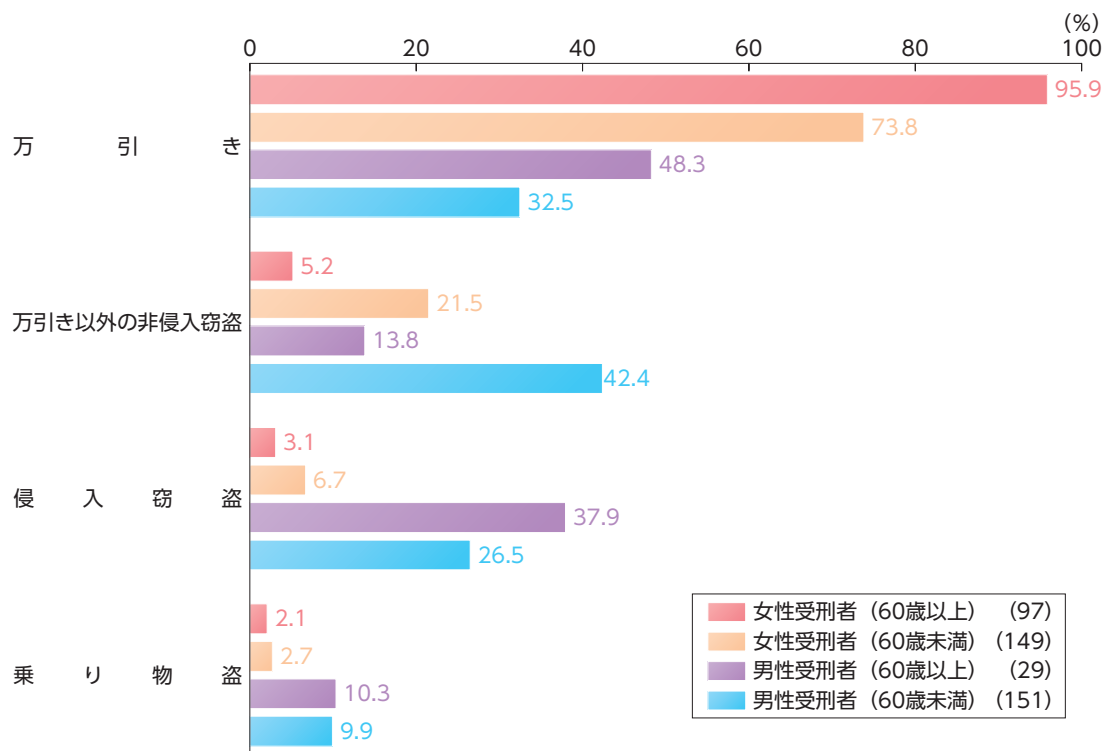
9 「精神状況」は、入所時の精神診断の結果による。

10 () 内は、各属性等の総数又は調査対象者の身分別の人員における構成比である。

（2）今回受刑することになった窃盗の態様・手口

今回受刑することになった窃盗の態様・手口（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、**7-5-4-2図**のとおりである。女性受刑者（60歳以上）は「万引き」の該当率が95.9%と顕著に高かった。女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳以上）でも「万引き」の該当率が最も高かったが、男性受刑者（60歳未満）は「万引き以外の非侵入窃盗」の該当率が最も高かった。以下、この節における男女別及び年齢別の比較においては、窃盗の態様・手口の人数の分布が異なることについても留意が必要である。

■ **7-5-4-2図** 今回受刑することになった窃盗の態様・手口（窃盗事犯者）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 今回受刑することになった窃盗の態様・手口が不詳の者を除く。
3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
4 () 内は、実人員である。

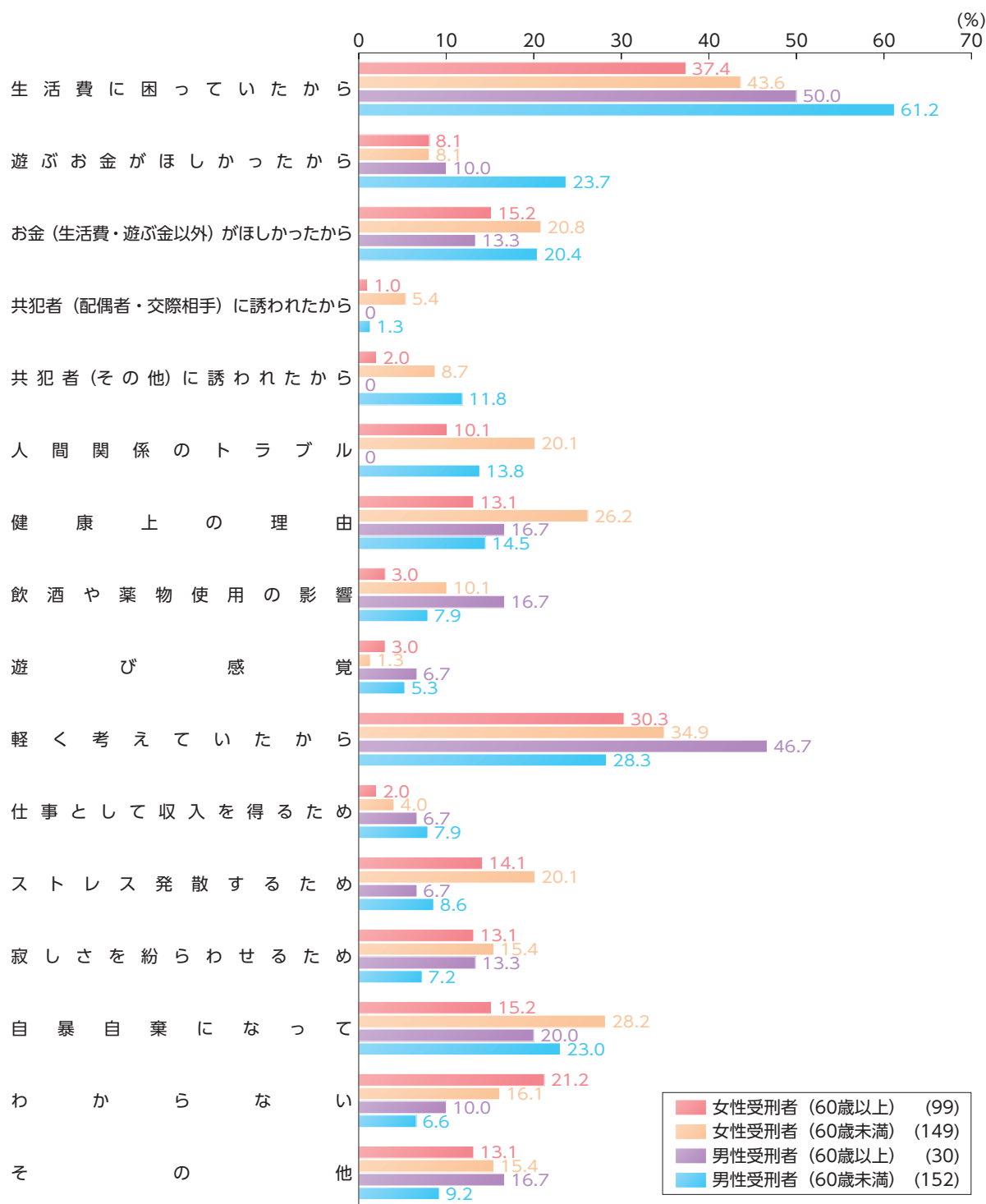
2 窃盗事犯者の経済的状况

（1）事件の動機・理由

今回受刑することになった事件をした動機及び理由（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、**7-5-4-3図**のとおりである。いずれの群も「生活費に困っていたから」の該当率が最も高かったが、男性受刑者（60歳未満）では該当率が60%を上回ったことと比較すると、女性受刑者（60歳以上）の該当率は低く、40%を下回った。女性受刑者（60歳以上）は「わからない」の該当率が他の群よりも高かった。

警察庁の統計によれば、令和4年における窃盗の主たる被疑者の犯行の動機・原因について、「生活困窮」の該当率は、男女総数で30.2%、女性のみでは22.4%であり、女性の方が低いという傾向は一致していた。

7-5-4-3図 事件の動機・理由（窃盗事犯者）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 事件の動機・理由が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

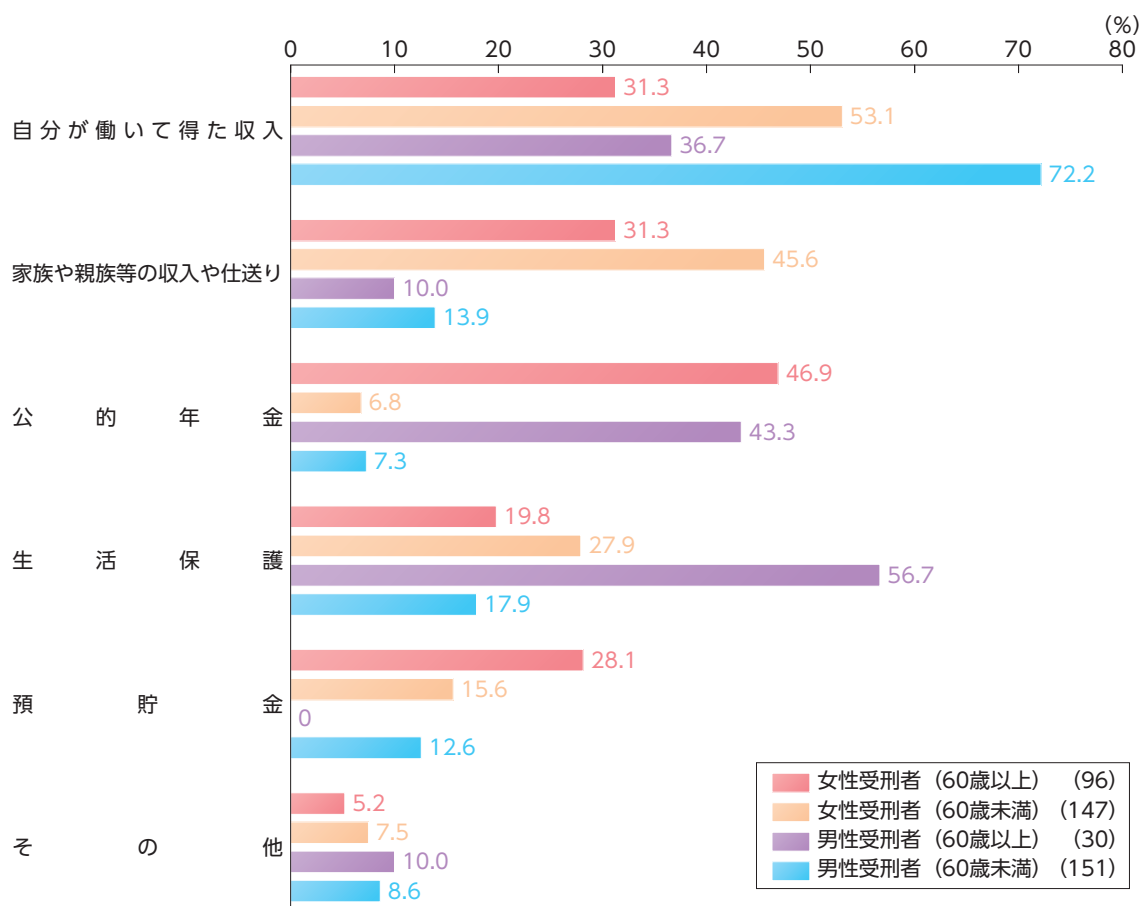
4 「共犯者（その他）に誘われたから」は、「共犯者（友人・知人）に誘われたから」又は「共犯者（面識なし）に誘われたから」のいずれかに該当した者の比率、「人間関係のトラブル」は、「人間関係のトラブル（親子、兄弟姉妹）」、「人間関係のトラブル（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」又は「人間関係のトラブル（友人・知人）」のいずれかに該当した者の比率、「健康上の理由」は、「健康上の理由（依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）」、「健康上の理由（摂食障害）」又は「健康上の理由（依存症・摂食障害を除く）」のいずれかに該当した者の比率、「その他」は、「所属組織の方針だから」又は「その他」のいずれかに該当した者の比率である。

5 （ ）内は、実人員である。

（2）収入源

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、生活費をどのように得ていたか（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-4図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）では「公的年金」、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳未満）では「自分が働いて得た収入」、男性受刑者（60歳以上）では「生活保護」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「預貯金」の該当率が他の群よりも高かった。

■ 7-5-4-4図 収入源（窃盗事犯者）

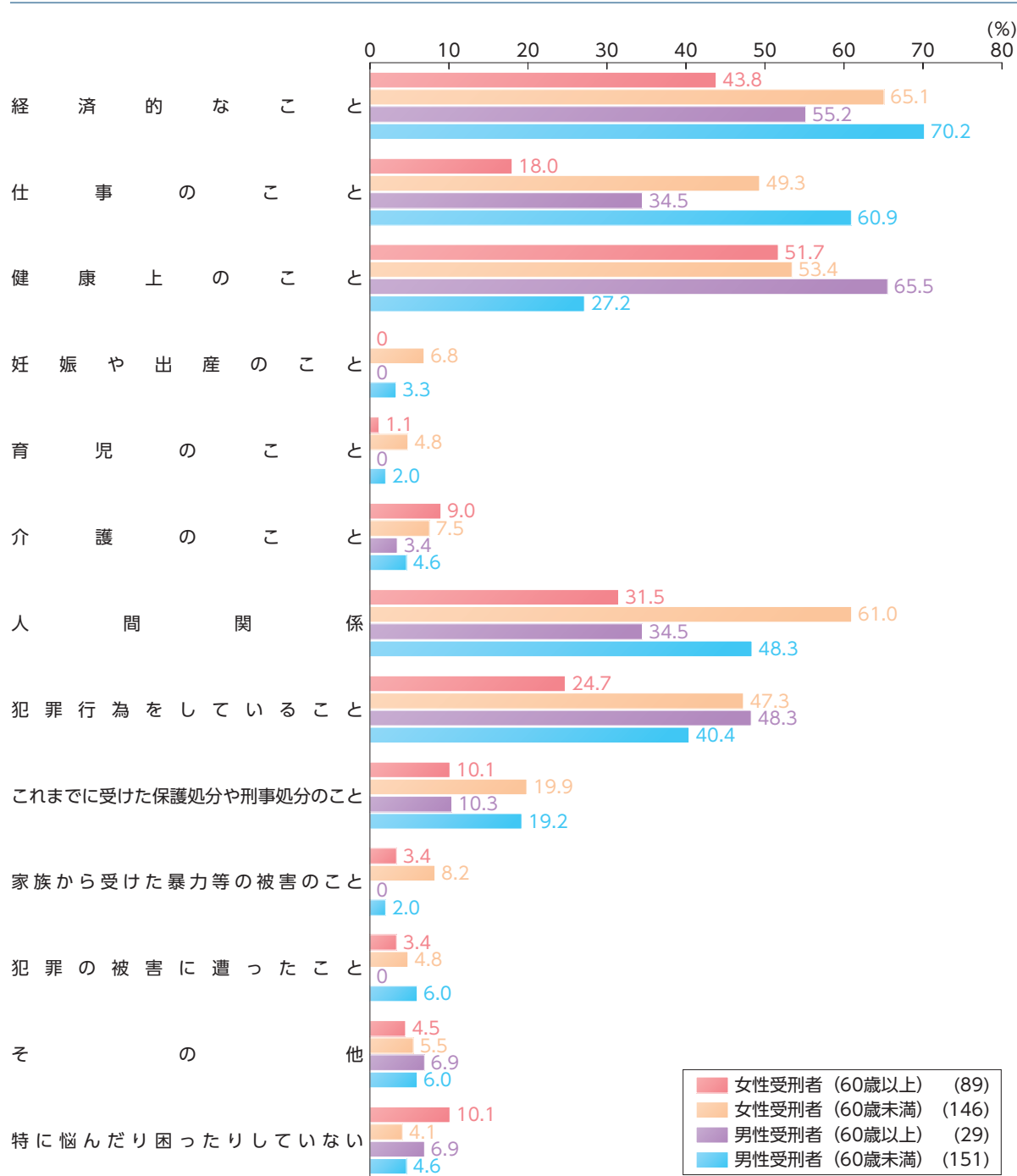


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 収入源が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「家族や親族等の収入や仕送り」は、「家族や親族（離婚した配偶者を除く）の収入や仕送り」又は「家族や親族以外の収入や仕送り」のいずれかに該当した者の比率である。
 5 （ ）内は、実人員である。

(3) 困りごとの内容

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、悩んだり不安に思ったりしていた内容（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-5図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）及び男性受刑者（60歳以上）では「健康上のこと」、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳未満）では「経済的なこと」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「経済的なこと」、「仕事のこと」、「妊娠や出産のこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率が他の群よりも低かった。また、女性受刑者（60歳以上）の約1割が、「特に悩んだり困ったりしていない」と回答した。

7-5-4-5図 困りごとの内容（窃盗事犯者）



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 困りごとの内容が不詳の者を除く。

3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。

4 「人間関係」は、「人間関係（配偶者（内縁関係や事実婚を含む）、交際相手）」、「人間関係（親、兄弟姉妹）」、「人間関係（子）」又は「人間関係（友人・知人）」のいずれかに該当した者の比率である。

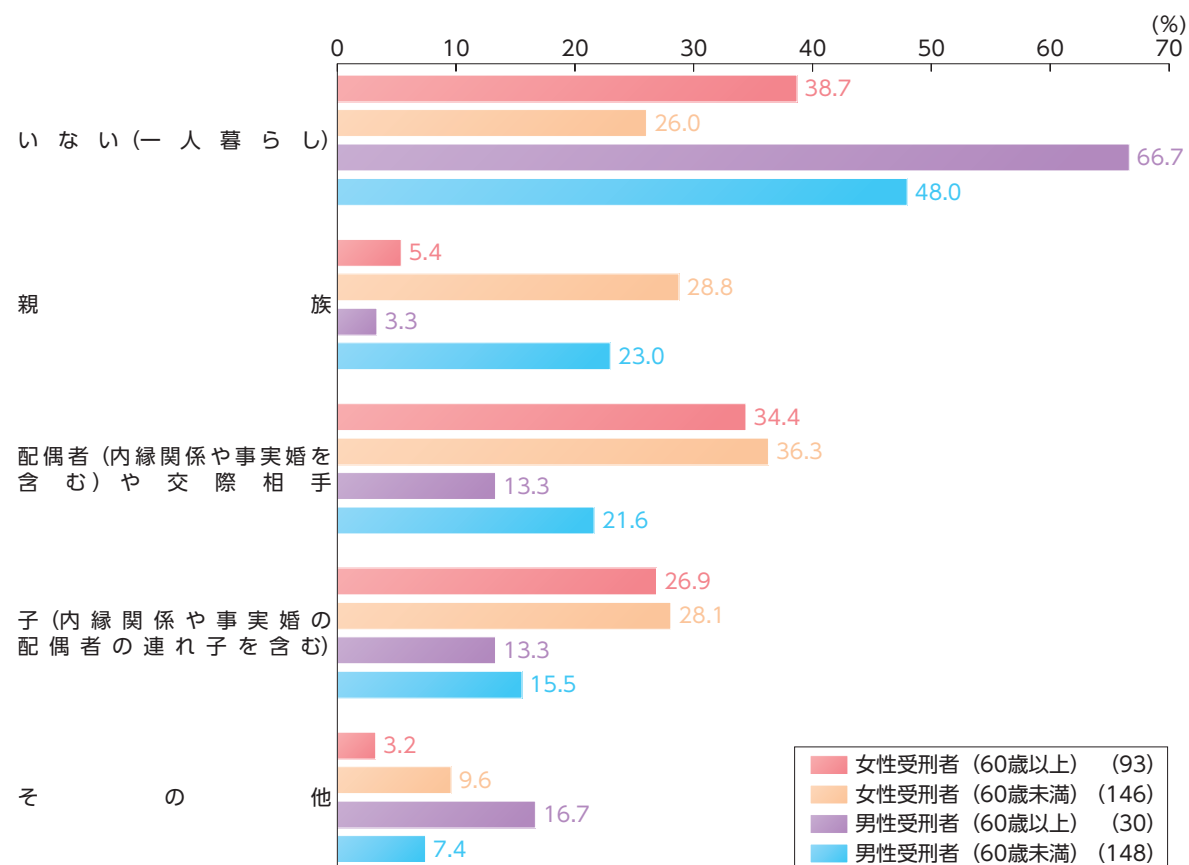
5 () 内は、実人員である。

3 窃盗事犯者の周囲との関わり

（1）一緒に暮らしていた者

逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、一緒に暮らしていた者（重複計上による。）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-6図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）、男性受刑者（60歳以上）及び男性受刑者（60歳未満）では「いない（一人暮らし）」、女性受刑者（60歳未満）では「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、次いで、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」の該当率が高く、いずれも30%前後であった。

7-5-4-6図 一緒に暮らしていた者（窃盗事犯者）

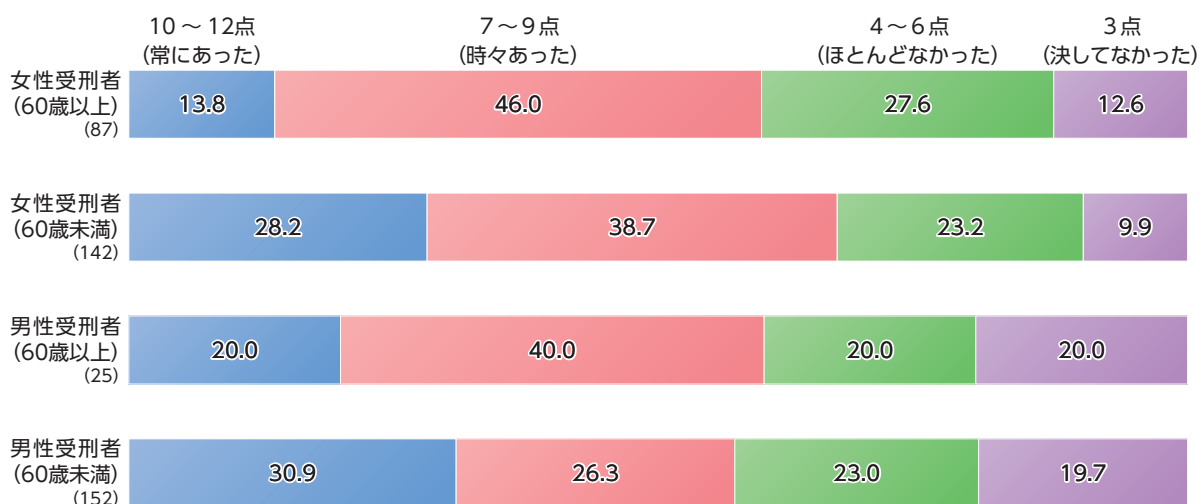


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 一緒に暮らしていた者が不詳の者を除く。
 3 各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 4 「親族」は、「父」、「母」、「兄弟姉妹」又は「親戚（父、母、兄弟姉妹を除く）」のいずれかに該当した者の比率、「その他」は、「親の交際相手」、「友人・ルームメイト」又は「その他」のいずれかに該当した者の比率である。
 5 （ ）内は、実人員である。

（2）孤独感得点

孤独感得点（本章第2節3項（2）参照）について、男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-7図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳以上）では「7～9点（時々あった）」、男性受刑者（60歳未満）では「10～12点（常にあった）」の構成比が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「10～12点（常にあった）」の構成比が他の群よりも低かった。

7-5-4-7図 孤独感得点（窃盗事犯者）

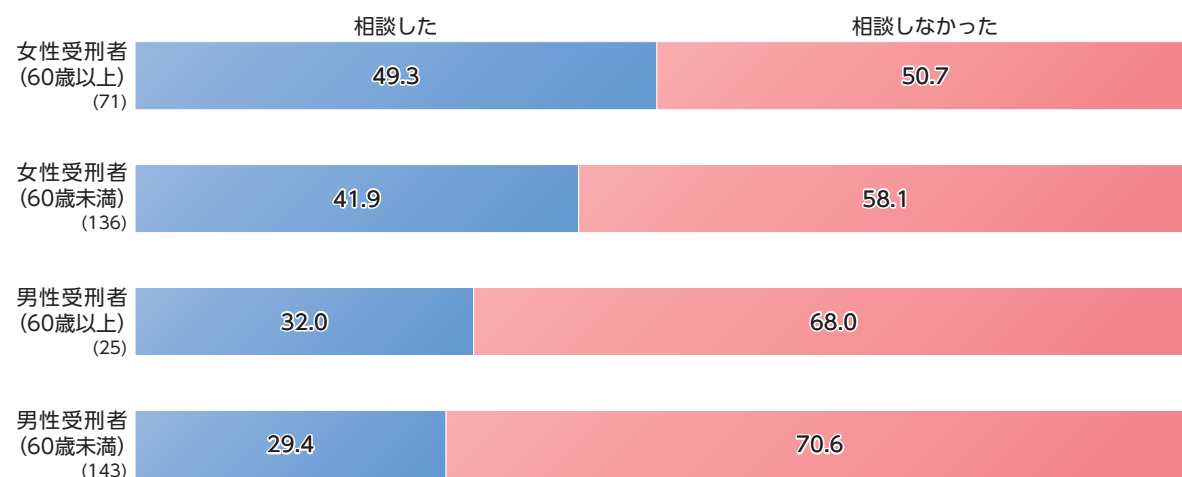


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 孤独感得点の不詳の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(3) 相談の有無

本節2項(3)において「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目を選択した者について、当時、悩みや不安が生じた場合の相談の有無を男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-8図のとおりである。女性受刑者(60歳以上)は、「相談した」の構成比が約5割を占め、他の群よりも高かった。

7-5-4-8図 相談の有無（窃盗事犯者）

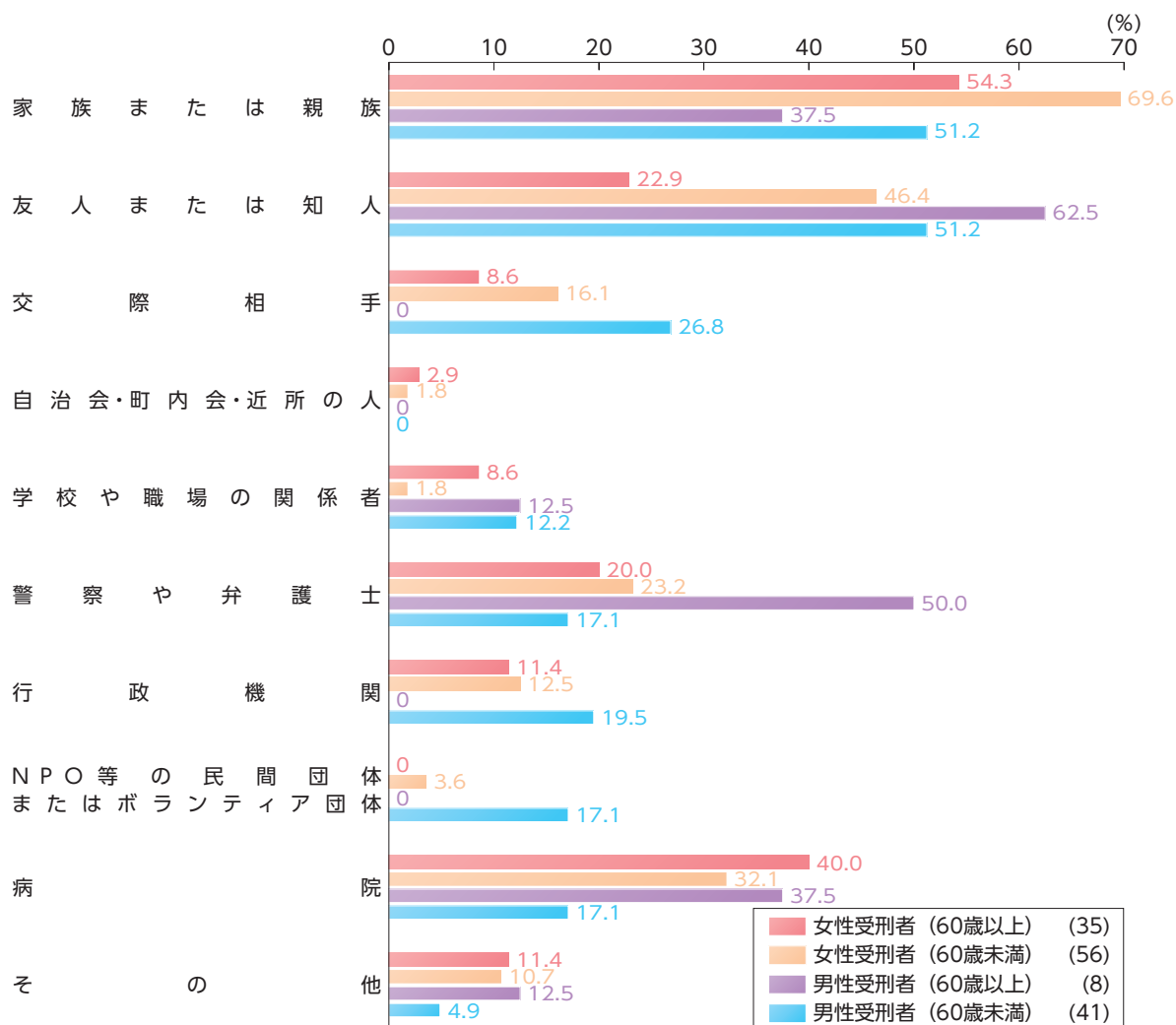


注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談の有無が不詳の者を除く。
 4 () 内は、実人員である。

（4）相談先

前記（3）において「相談した」と回答した者について、悩みや不安を相談した相手（機関・団体含む、重複計上による。）を男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-9図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）及び女性受刑者（60歳未満）では「家族または親族」、男性受刑者（60歳以上）では「友人または知人」、男性受刑者（60歳未満）では「家族または親族」及び「友人または知人」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「友人または知人」の該当率が他の群よりも低かった。

7-5-4-9図 相談先（窃盗事犯者）

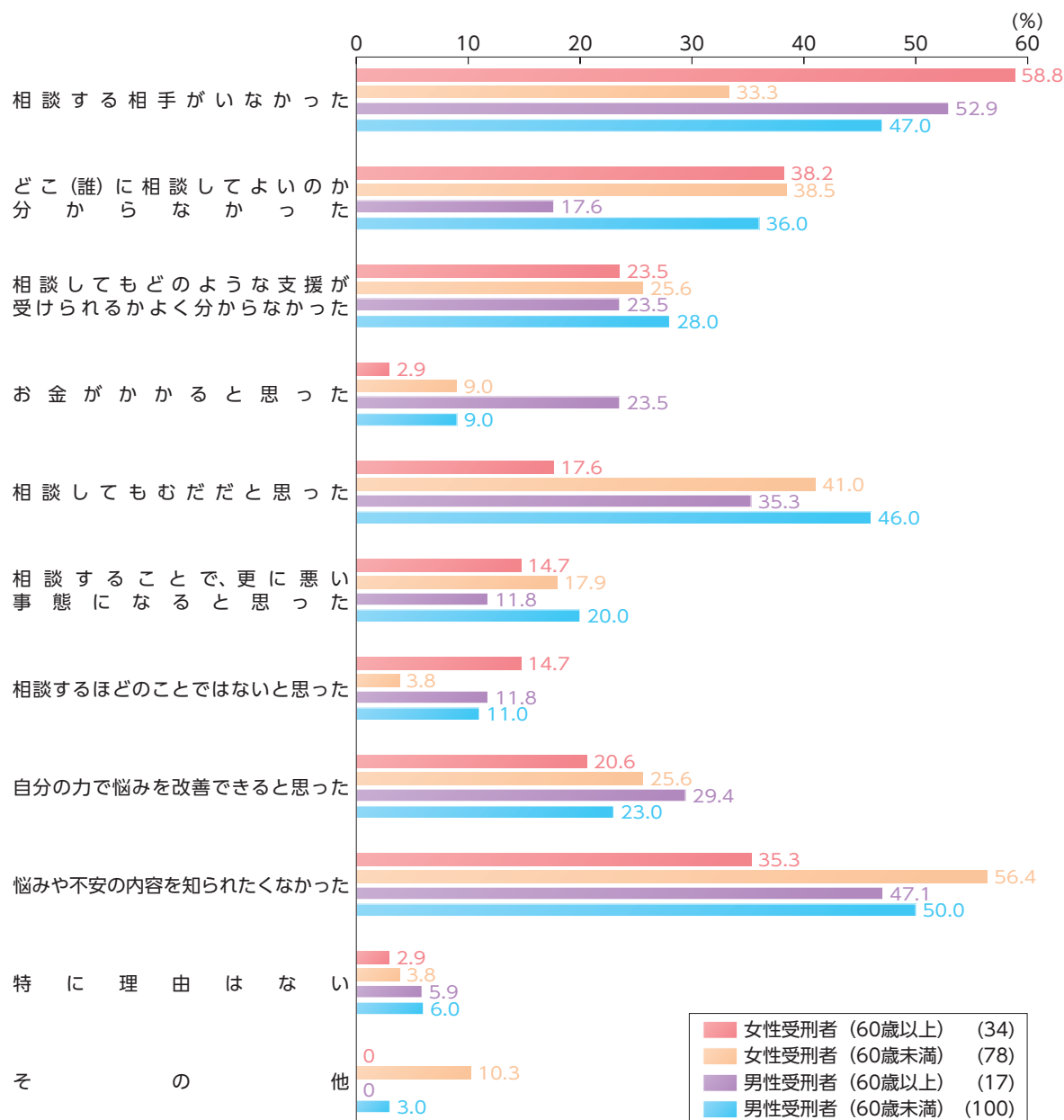


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談先が不詳の者を除く。
 4 相談の有無に係る質問について「相談した」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 () 内は、実人員である。

（５）相談しなかった理由

前記（３）において「相談しなかった」と回答した者について、不安や悩みを相談しなかった理由（重複計上による。）を男女別及び年齢別に見ると、7-5-4-10図のとおりである。女性受刑者（60歳以上）及び男性受刑者（60歳以上）では「相談する相手がいなかった」、女性受刑者（60歳未満）及び男性受刑者（60歳未満）では「悩みや不安の内容を知られたくなかった」の該当率が、それぞれ最も高かった。女性受刑者（60歳以上）は、「相談してもむだだと思った」の該当率が他の群よりも低かった。

7-5-4-10図 相談しなかった理由（窃盗事犯者）



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 困りごとの内容に係る質問について「特に悩んだり困ったりしていない」以外の項目に該当した者に限る。
 3 相談しなかった理由が不詳の者を除く。
 4 相談の有無に係る質問について「相談しなかった」に該当した者に占める各項目に該当した者（重複計上による。）の比率である。
 5 () 内は、実人員である。

第6章 おわりに

本章では、女性を取り巻く社会状況や各種統計に基づく女性による犯罪の動向等をまとめた上で、特別調査により明らかになった女性受刑者の傾向・特徴を整理し、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について検討するとともに、女性受刑者等の困難に応じた処遇・支援の在り方について考察する。

第1節 ■ 女性を取り巻く社会状況等

近年の女性犯罪者をめぐる刑事政策の動向について見ると、平成24年に行われた犯罪対策閣僚会議で、女性特有の問題に着目した指導及び支援が再犯防止のための重点施策の一つとして掲げられ、更に29年の再犯防止推進法に基づく再犯防止推進計画と、それに続く令和5年の第二次再犯防止推進計画においても、それぞれ女性の抱える問題や困難に着目した指導・支援が求められ、刑事施設・保護観察所等においては、女性特有の問題に着目した様々な取組が実施されてきた。

近年の社会生活の状況についてみると、平成23年以降、我が国の総人口が減少していく中で、65歳以上の人口は男女共におおむね増加しており、高齢化が進んでいる状況にあり、また、世帯数の総数は増加傾向にあるところ、高齢者の家族形態別構成比では、男女共に、単独世帯及び夫婦のみの世帯の者はいずれも上昇傾向にあるものの、子と同居世帯の者は低下傾向にあり、世帯状況が変化している様子も見られる。そして、年齢層別就業率では、女性はいずれの年齢層においても男性よりも就業率が低く、雇用形態別構成比では、女性の「正規」が40%台であるのに対し、男性は「正規」が70～80%台を占めており、女性の就業状況は男性と比べて不安定であることがうかがえた。さらに、配偶者・交際相手からの暴力の被害経験の有無では、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれについても、女性は、男性よりも被害経験があると答えた者の構成比が高く、女性は男性と比べて、配偶者及び交際相手からの暴力の被害経験を有する者が多い傾向にあることがうかがえた。

第2節 ■ 女性による犯罪の動向等

1 検挙

ここでは、最近30年間の犯罪動向を調査の対象とした統計調査の結果をまとめていることから、特に断りのない限り、平成6年以降のことについて述べる。

女性の刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数は、一貫して男性よりも少ない。女性の刑法犯及び特別法犯の検挙人員総数に占める窃盗の検挙人員の比率は、男性よりも高く、その態様・手口別人員では、一貫して万引きが窃盗の検挙人員の75%以上を占めている。一方、男性では、万引きは窃盗の検挙人員の5割程度を占めるにとどまることから、女性の窃盗事犯においては、万引きが大きな割合を占めることが男性と比較しての特徴である。そして、女性による万引きの微罪処分率（万引きの検挙人員に占める微罪処分により処理された人員の比率をいう。）は一貫して男性よりも高いことから、万引きの場合、女性は、男性と比べて、検察官に送致されずに刑事手続を終えることが比較的多い傾向が認められる。

他方、女性による覚醒剤取締法違反の検挙人員は、平成7年以降、薬物事犯（覚醒剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬取締法違反、あへん法違反、毒劇法違反及び麻薬特例法違反をいう。以下この項において同じ。）の検挙人員の5割以上を占めており、薬物事犯に占める比率が一貫して最も高いの

に対し、男性では、9年をピークにその後は減少傾向にあり、令和5年には大麻取締法違反の人員が覚醒剤取締法違反を上回っていることから、女性の薬物事犯においては、男性と比べて、覚醒剤取締法違反が大きな割合を占めている。

2 検察

ここでは、最近20年間の犯罪動向を調査の対象とした統計調査の結果をまとめていることから、特に断りのない限り、平成16年以降のことについて述べる（以下この節において同じ。）。

検察庁既済事件（過失運転致死傷等及び道交違反を除く。以下この項において同じ。）における起訴人員は、女性が一貫して男性よりも少ない。このうち、窃盗及び覚醒剤取締法違反の起訴人員は、いずれも女性が一貫して男性よりも少なく、他方で、窃盗及び覚醒剤取締法違反の起訴猶予率は、いずれも女性が一貫して男性よりも高いことから、女性は、男性よりも、起訴に至らず刑事手続を終えることが比較的多い傾向が認められ、特に窃盗において明らかである。

3 矯正

女性入所受刑者の人員は、一貫して男性入所受刑者よりも少ない。女性入所受刑者の65歳以上の構成比は、一貫して男性入所受刑者よりも高く、上昇傾向が続いている。女性入所受刑者の罪名別人員では、女性入所受刑者総数に占める窃盗及び覚醒剤取締法違反の人員の合計の割合が一貫して6割を超えており、平成16年から23年まで、覚醒剤取締法違反の人員が最も多かったものの、24年以降、窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている。一方、男性入所受刑者では、一貫して窃盗の人員が覚醒剤取締法違反の人員を上回っている。

女性入所受刑者の入所度数別構成比では、「1度」が男性入所受刑者よりも高い一方で、「4～5度」、「6～9度」及び「10度以上」は、いずれも男性入所受刑者よりも低く、女性入所受刑者は、男性入所受刑者よりも入所回数の少ない者が多い。女性入所受刑者（懲役）の刑期別構成比では、平成26年以降、「2年以下」及び「1年以下」が男性入所受刑者よりも高い一方で、女性入所受刑者の「5年以下」及び「5年を超える」は、総じて男性入所受刑者よりも低い傾向にあり、女性入所受刑者は、男性入所受刑者よりも刑期の短い者が多い。また、女性の出所受刑者（仮釈放又は満期釈放等により刑事施設を出所した者に限る。以下この項において同じ。）の仮釈放率は、一貫して男性の出所受刑者よりも高い。これらのことから、受刑者全体として見ると、女性受刑者は、男性受刑者よりも、刑期が短い者が多く、比較的早く社会内処遇等へ移行する傾向が認められる。

女性入所受刑者の婚姻状況別構成比では、「有配偶」及び「死別」は、いずれも男性入所受刑者よりも高く、「未婚」は男性入所受刑者よりも低いものの、「離別」については大きな差がない。また、出所受刑者の帰住先別構成比では、女性出所受刑者は、帰住先が親族である者（「父・母」、「配偶者」、「兄弟姉妹」及び「その他の親族」の各構成比の合計）が5割を超えており、一貫して男性出所受刑者よりも高い。これらのことから、受刑者全体として見ると、女性受刑者は、男性受刑者よりも、配偶者を有する者が多く、出所後は、親族が社会復帰の際の支援者・協力者となることが多い傾向が認められる。

女性入所受刑者の有職者率（入所受刑者中の犯行時における有職者及び無職者人員の合計に占める有職者人員の比率をいう。）は、一貫して男性入所受刑者よりも低く、女性入所受刑者は、男性入所受刑者よりも、無職の者の比率が高い傾向が認められる。

4 保護観察

仮釈放者（全部実刑者及び一部執行猶予者）及び保護観察付全部・一部執行猶予者の保護観察開始人員は、いずれも女性が一貫して男性よりも少ない。保護観察終了人員の終了事由別構成比では、仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者における「期間満了」の構成比は、いずれも男女共に大きな差

はないものの、保護観察付一部執行猶予者における「期間満了」の構成比は、令和元年以降、女性が一貫して男性よりも高い。もっとも、平成28年に刑の一部執行猶予制度が開始されてからまだ日が浅いことから、統計上の数値としてこの男女差がどのような意味を持つのかについては、今後の推移を注視しつつ慎重に検討する必要がある。

第3節 ■ 女性犯罪者の処遇・支援

現在、刑事施設においては、薬物依存離脱指導等の特別改善指導のほか、女性受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、女子施設地域連携事業、女子依存症回復支援事業、女性受刑者特有の課題に係る処遇プログラム（窃盗防止指導など）等の様々な取組が実施されているほか、摂食障害を有する受刑者や高齢受刑者への対応もなされている。また、保護観察所を始めとする様々な社会内処遇・支援を行う機関及び団体においても、それぞれの機関や団体の特色を生かした取組が実施されており、保護観察所では、嗜癖的な窃盗事犯者に対する処遇として窃盗事犯者指導ワークブックを活用した指導を実施しているほか、薬物事犯者に対する処遇として、薬物再乱用防止プログラムなども実施されている。更生保護施設においても、女性の施設が設けられているところ、その中には薬物処遇重点実施更生保護施設や指定更生保護施設として指定されている施設もあり、施設ごとに女性の特性に配慮した指導・支援が行われている。

もっとも、法務総合研究所が実施した保護観察所からの聞き取り調査では、女性の保護観察対象者は、男性の保護観察対象者と比べてより複合的な問題を抱えている者が多く、犯罪以外にもケアしなければならない問題が多いほか、トラウマ体験を抱えている者も多いものの、更生保護施設や社会内処遇においてトラウマ体験に適切に対応することは相当に難しいとの所感も得ており（本編第4章第2節1項（3）参照）、被害経験等を有する女性犯罪者に対する処遇・支援の難しさがうかがえた。また、更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者における更生保護施設等入所事由では、女性は、男性よりも「頼るべき親族なし」の構成比は低いものの、「親族が引受けを拒否」及び「親族と同居を望まず」の構成比が高く、親族等があっても頼ることのできない状況が多い様子がうかがえた。

第4節 ■ 特別調査から判明した女性受刑者の特徴

ここでは、特別調査により明らかになった女性受刑者の傾向・特徴を整理し、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点について検討する。

1 男女の比較による女性受刑者の傾向・特徴

（1）基本属性等及び事件の概要から見た傾向・特徴

女性受刑者の罪名では、窃盗が5割近くを占め、覚醒剤取締法違反も3割を超えているところ、これは、本章第2節3項で述べた近年の女性入所受刑者の傾向とも合致している。刑事施設への入所回数では、女性受刑者の48.8%が2回以上の入所回数を有する再入者である。さらに、女性受刑者の再入者のうち薬物事犯者及び窃盗事犯者の前刑罪名では、いずれも同種前刑罪名が8割を超えており、女性受刑者のうち、これらの事犯の再犯者については、前刑と同じ犯罪を繰り返して今回受刑するに至った者が大半を占めていることがうかがえる。したがって、女性の窃盗事犯者及び薬物事犯者に対する処遇を考える上では、特に再犯防止策に重点を置いて考えることが有用である。

（2）生活状況から見た傾向・特徴

健康状態では、女性受刑者は、慢性疾患「あり」の構成比が約4割、精神疾患「あり」の構成比が

5割を超えていたのに対し、男性受刑者はそれぞれ約3割、約2割であった。精神疾患の病名では、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」、「不安障害（パニック障害など）」、「摂食障害」及び「パーソナリティ障害」の該当率が高く、女性受刑者は、心身の不安定な健康状態にある者が多いことがうかがえた。また、困りごとの内容では、女性受刑者は、男性受刑者よりも、「健康上のこと」の該当率が47.2%と高く、心身の健康に関する悩みを抱えている者が多いことが推察された。なお、男性受刑者と比べて、「妊娠や出産のこと」、「介護のこと」、「人間関係」及び「家族から受けた暴力等の被害のこと」の該当率も高く（7-5-3-11図①参照）、女性のライフステージにおいては、様々な困難や家庭内暴力の被害があることもうかがえた。

犯罪に至った当時の環境を自らの力で変え、更生への道を踏み出すためには、ある程度自立した生活を送ることが不可欠であるところ、特に65歳未満の女性受刑者は、同男性受刑者と比べて、逮捕前の収入源について、「自分が働いて得た収入」の該当率が低く、就労状況では、「パートタイム（アルバイトを含む）」、「専業主婦・主夫」及び「無職」の構成比が高いほか、自分の収入だけで生活できるという感覚については、「なかった」の構成比が高く約6割であった。このような状況は、本章第2節3項で述べた女性入所受刑者の有職者率の傾向とも合致している。これらのことから、65歳未満の女性受刑者は、同男性受刑者と比べて、生活費等を得る手段について他律的になりやすく、金銭的な自立感覚がないことがうかがえた。そして、働いていなかった理由では、65歳未満の女性受刑者は、同男性受刑者と比べて、「健康上の理由から」の該当率が60.0%と高い一方、「特にやりたいことがなかったから」及び「働くのが嫌だったから」といった就労意欲に関する理由の該当率は低かったことから、就労意欲に問題がある者は少ないものの、心身の不安定な健康状態から就労に至ることができない者も多いことが推察された。

（3）周囲との関わりから見た傾向・特徴

一緒に暮らしていた者について、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、「いない（一人暮らし）」の該当率が低い一方で、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」と同居していた者の該当率が高いほか、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」と同居していた者の該当率も高かった。これは、本章第2節3項で述べた女性入所受刑者の婚姻状況にも沿うものである。そして、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、どのくらいの頻度で孤独を感じていたかを見る孤独感得点では、女性受刑者の場合、男性受刑者と比べて、「3点（決してなかった）」の構成比が低く、孤独を感じる者が多い傾向にあることがうかがえた。また、悩みや不安が生じた場合の相談の有無では、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、実際に誰かに相談した者の構成比が高く、相談先では、女性受刑者は「病院」の該当率が高かった。女性受刑者の中には、前記（2）で述べたとおり、心身の疾患を抱える者が多く、健康に関する悩みを有する者も多いため、そのことが影響して、相談先として病院の該当率が高くなっている可能性も考えられた。さらに、支援機関等への相談に対する考えについて、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」及び「誰かに一緒に行ってもらえれば」の該当率が高く、親族や身近な人等の理解や協力があれば、支援機関等への相談につながる可能性があることがうかがえた。

（4）小括

男女の比較という観点からは、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、心身の疾患を抱え、不安定な健康状態にある者が多く、健康に関する悩みを抱えている者も多いと考えられた上、特に65歳未満の女性受刑者の場合、心身の不安定な健康状態のため就労に至ることができず、自立的な社会生活を送ることが困難である者が多い傾向にあることが認められた。女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図るに当たり、主としてこうした心身の健康に留意する必要があるものと考えられた。

2 薬物事犯の女性受刑者の傾向・特徴

この項では、調査対象となった受刑者の総数（以下この項において「総数」という。）を男女別に比較するとともに薬物事犯者（今回受刑することになった事件中に薬物犯罪が含まれる者をいう。）を男女別に比較した結果から、薬物事犯者の女性受刑者の傾向・特徴を見ることとした。

（1）基本属性等から見た傾向・特徴

薬物事犯者の年齢層別構成比では、女性受刑者と男性受刑者の年齢分布に大きな偏りはなく、20歳から39歳までが4割近くを占めていることから、39歳以下の者が比較的多いといえる。

（2）生活状況から見た傾向・特徴

配偶者・交際相手間の加害・被害経験では、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫及び性的強要の四つの項目において、総数の女性受刑者は、総数の男性受刑者よりも、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高く、薬物事犯者の女性受刑者は、薬物事犯者の男性受刑者よりも、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高かった。また、前記四つの全ての項目について、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の女性受刑者よりも、「加害・被害なし」の構成比が低い一方で、「加害なし・被害あり」及び「加害・被害あり」の構成比が高いことから、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、配偶者又は交際相手とのトラブルを抱え、あるいは配偶者又は交際相手からの被害経験を有する者が多いことがうかがえた。

他方、小児期逆境体験（ACE）の経験の有無については、薬物事犯者の女性受刑者は、薬物事犯者の男性受刑者と比べて、小児期逆境体験（ACE）に関する12項目について「あり」の該当率が総じて高く、特に「親が亡くなったり離婚したりした」及び「家族から、心が傷つくような言葉を言われる」といった精神的な暴力を受けた」の該当率は50%、「家族から、殴る蹴るといった体の暴力を受けた」の該当率は40%、「母親（義理の母親も含む）が、父親（義理の父親や母親の恋人も含む）から、暴力を受けていた」の該当率は30%をそれぞれ超えていることから、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、小児期逆境体験（ACE）を有する者が多く、被虐待経験を有する者も少なくないことがうかがえた。そして、小児期逆境体験（ACE）のうち特に被虐待経験を有する者は、より多くの潜在的トラウマ体験を有し、心的外傷後ストレス障害（Posttraumatic stress disorder。以下「PTSD」という。）ハイリスク群に該当する割合が高いことが指摘されているところ、男女の比較では、女性受刑者のうち精神疾患「あり」と回答した者の中で、「PTSD」の該当率が10.8%であった（7-5-2-10図参照）ことから、女性受刑者、特に薬物事犯者の女性受刑者の中には、小児期逆境体験（ACE）やこれまでの被害経験がトラウマ化し、PTSDを発症するなどしている者もいることが推察された。さらに、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の女性受刑者の場合よりも、市販薬等の目的外使用経験について「あり」の構成比が高いほか、自傷行為の経験では「なし」の構成比が低いことにも照らすと、薬物事犯者の女性受刑者は、被害経験、小児期逆境体験（ACE）、精神疾患、自傷行為等多方面において問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっていることが推察された。

（3）交友関係から見た傾向・特徴

今回受刑することになった事件における共犯者の有無について、薬物事犯者の女性受刑者では、薬物事犯者の男性受刑者と比べて、共犯者「あり」と回答した者の構成比が高く、同共犯者との関係では、「配偶者・交際相手」の該当率が最も高かったことから、薬物事犯者の女性受刑者の中には、配偶者・交際相手と共に犯罪に及ぶ者が少なくないことがうかがえた。本章第2節3項で述べたとおり、女性受刑者は、親族が社会復帰の際の支援者・協力者となることが多い傾向が認められるところ、薬物事犯者の女性受刑者については、このように共犯者が配偶者であるなどの事情から、親族の中でも

特に配偶者は、直ちに社会復帰の際の支援者・協力者となり得ない場合があることが推察された。さらに、反社会的行為をする者との関わりの有無等について、「警察に捕まるような行為をする者との日常的な関わり」、「暴力団関係者との関わり」及び「暴力団以外の反社会的集団に属する者との関わり」のいずれについても、薬物事犯者の女性受刑者は、総数の女性受刑者の場合よりも「あり」と答えた者の構成比が高く、交友関係や周囲の環境に問題のある者が多いことがうかがえた。困りごとの内容では、薬物事犯者の女性受刑者は、「人間関係」の該当率が71.2%と、総数の女性受刑者の場合よりも高く、また、薬物事犯者の男性受刑者よりも高いことから、薬物事犯者の女性受刑者においては、人間関係の悩みを持つ者が多く、その生きづらさがより複雑なものとなっていることが推察された。

(4) 小括

薬物事犯という観点からは、女性受刑者の場合、男性受刑者と比べて、被害経験、小児期逆境体験(ACE)、精神疾患、自傷行為等多方面において問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者もいることがうかがわれ、中には、人間関係の悩みにより、その生きづらさがより複雑なものとなっている者もいると推察された。女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図るに当たり、主としてこうした被害経験等による生きづらさについても留意する必要があるものと考えられた。

3 窃盗事犯の女性受刑者の傾向・特徴

この項では、窃盗事犯者（今回受刑することになった事件中に窃盗が含まれる者をいう。）について、男女別及び60歳以上と60歳未満の年齢別に分けて比較を行った結果から、窃盗事犯の女性受刑者の傾向・特徴を見ることとした。なお、この項においては、窃盗事犯者のうち60歳以上の女性受刑者については「女性受刑者（60歳以上）」、60歳未満の女性受刑者については「女性受刑者（60歳未満）」、60歳以上の男性受刑者については「男性受刑者（60歳以上）」、60歳未満の男性受刑者については「男性受刑者（60歳未満）」という。

(1) 基本属性等から見た傾向・特徴

窃盗事犯者の年齢層別構成比では、女性受刑者（60歳以上）の構成比は、男性受刑者（60歳以上）の構成比と比べても高いところ、女性受刑者（60歳以上）は、今回受刑することになった窃盗の態様・手口について、「万引き」の該当率が95.9%と顕著に高く、また、婚姻状況では「有配偶」の構成比が最も高いものの、他の群と比べると「死別」の構成比が高かったことから、窃盗事犯者の女性受刑者の中では、60歳以上の万引き事犯の占める割合が極めて高く、60歳以上の女性の万引き事犯者は、配偶者と死別している者も比較的多いといえる。なお、本章第2節1項及び2項で述べたとおり、女性は、男性と比べて、万引きの微罪処分率や窃盗の起訴猶予率が高いことから、窃盗事犯者の女性受刑者の中には、これまでの事件について微罪処分や起訴猶予による刑事手続の終了を経験した後、今回受刑することとなった窃盗に及ぶに至った者も少なからずいることが考えられた。

(2) 経済的状況から見た傾向・特徴

事件の動機・理由では、いずれの群も、「生活費に困っていたから」の該当率が最も高かったものの、女性受刑者（60歳以上）の該当率は37.4%と、男性受刑者（60歳未満）では該当率が60%を上回ったことと比較すると低く、他方で、女性受刑者（60歳以上）は、他の群よりも「わからない」の該当率が高かった。また、収入源では、女性受刑者（60歳以上）は、「公的年金」等の該当率が最も高い一方で、「生活保護」は2割弱に止まっており、その該当率が男性受刑者（60歳以上）よりも低く、福祉的な支援を受けなければならないほどの差し迫った生活困窮状況にはない者が少なくないことがうかがえた。そのため、女性受刑者（60歳以上）は、金銭的な困窮以外の動機又は動機が曖昧な

ままた犯行に及ぶ者が他の群よりも多いことが推察された。さらに、困りごとの内容について、女性受刑者（60歳以上）は、「経済的なこと」及び「健康上的こと」の該当率が、それぞれ4割、5割程度であったが、「仕事のこと」、「妊娠や出産のこと」、「人間関係」及び「犯罪行為をしていること」の該当率は他の群よりも低い傾向にあった。そのため、女性受刑者（60歳以上）は、健康上的なことなどで、それなりの困りごとを抱えているものの、特に「犯罪をしていること」について、他の群よりも該当率が低いことから、自己の犯罪行為の問題性を認識することが十分にできていない可能性がうかがえ、本章第2節1項及び2項で述べたとおり、それまでの万引きの犯行について、微罪処分や起訴猶予により早期に刑事手続が終了したため、自己の犯罪行為と向き合うための機会や時間が不足していた可能性も考えられた。

（3）周囲との関わりから見た傾向・特徴

一緒に暮らしていた者の有無では、女性受刑者（60歳以上）は、「いない（一人暮らし）」の該当率が最も高く、次いで、「配偶者（内縁関係や事実婚を含む）や交際相手」と同居している者、「子（内縁関係や事実婚の配偶者の連れ子を含む）」と同居している者の順に該当率が高かった。厚生労働省政策統括官の資料によると、令和4年の高齢者（65歳以上の者をいう。）の女性の家族形態別構成比では、子と同居世帯及び夫婦のみの世帯の者の構成比がいずれも3割以上を占め、単独世帯の者は2割を超える程度であった（7-2-4図②参照）。同資料と特別調査の結果は、年齢の区分が異なることなどから単純な比較はできないものの、一般の65歳以上の女性と比べて、女性受刑者（60歳以上）における単独世帯の者の比率は高い傾向にある。また、本章第2節3項で述べたとおり、入所受刑者の婚姻状況別構成比では、女性入所受刑者の場合、男性入所受刑者よりも「未婚」の構成比が低く、「死別」の構成比が高いことから、女性受刑者（60歳以上）の中には、このように配偶者との死別により単独世帯に至った者が一定程度いると考えられた。年齢とともに世帯状況も変化し、例えば子供の独立等に伴い新たな悩みが生じたり、配偶者との離別により生活環境が変化する場合もあるところ、特に配偶者との死別は、経済状況や生活環境に大きな変化をもたらす場合が多く、それにより直ちに生活困窮に至ることはなくても、今後の生計に対する漠然とした不安や、環境の変化による新たな悩みが生じることも少なくないことから、女性受刑者（60歳以上）の中には、このような配偶者との死別等による世帯状況の変化により、新たな不安や悩みを抱えるに至る者もいると推察された。そして、逮捕などで身柄を拘束される直前の1年間において、どのくらいの頻度で孤独を感じていたかを見る孤独感得点では、女性受刑者（60歳以上）は、「7～9点（時々あった）」の構成比が最も高いものの、「10～12点（常にあった）」の構成比が他の群よりも低いことから、常に孤独を感じるとまではいえないものの、時折孤独を感じる状況にあることがうかがえた。悩みや不安が生じた場合の相談の有無では、女性受刑者（60歳以上）は、「相談した」の構成比が約5割を占めており、相談先については、「家族または親族」の該当率が最も高いものの、「友人または知人」の該当率が他の群よりも低いことから、家族等以外の身近な相談相手が少ない傾向がうかがえた。他方で、女性受刑者（60歳以上）が相談しなかった理由としては、「相談する相手がいなかった」の該当率が最も高く、5割を超えており、「相談してもむだだと思った」の該当率が他の群よりも低いことから、悩みごとを相談したいという気持ちはあるものの、相談先を見つけることができない様子がうかがえた。

（4）小括

窃盗事犯者という観点からは、60歳以上の女性受刑者が窃盗全体の約4割を占めており、その態様・手口では95.9%が万引きであるところ、その中には、差し迫った生活困窮状態にはないものの、年を経るにつれて経済状況や生活環境が変化していくに従い、将来に対する漠然とした不安や悩みが引き起こされるなどする中で、次第に友人又は知人との関わりも少なくなるにより孤立していき、その結果、自己の抱える不安や悩みについて相談相手も見つけられないまま、時折孤独を感じな

がら、金銭的な困窮以外の理由や曖昧な動機から犯行に及ぶ者が少なくないことがうかがわれた。女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図るに当たり、主としてこうした加齢に伴う不安・悩みや孤立についても留意する必要があると考えられた。

第5節 ■ 女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方

最後に、これまで述べてきた特別調査により明らかになった女性受刑者の傾向・特徴から、女性犯罪者の再犯防止又は円滑な社会復帰を図る上で留意すべき点を検討するとともに、本特集を通じ明らかになった女性犯罪者の傾向・特徴を踏まえ、女性の抱える困難に応じた処遇・支援の在り方について検討する。

1 心身の健康の回復等に資する処遇・支援の更なる充実

特別調査の結果から、女性受刑者は、男性受刑者と比べて、慢性疾患及び精神疾患により、心身の不安定な健康状態にある者が多く、心身の健康に関する悩みを抱える者も多い上、特に65歳未満の女性受刑者は、心身の不安定な健康状態の影響により自らの力のみでは自立的な生活が困難となる者が多い傾向にあることが明らかとなった。

このような状況を踏まえると、女性受刑者の円滑な社会復帰のためには、心身の不安定な健康状態に対する治療等を行い、その回復を図ることはもとより、回復後における心身の健康状態の維持・増進にも資する処遇・支援を充実させていく必要がある。今回の特別調査において、女性受刑者のうち、今回受刑することになった事件に薬物犯罪を含む者は43.7%であったほか、精神疾患の病名では依存症（薬物・アルコール・ギャンブルなど）の該当率が3番目に高かった。その中には薬物への依存が進んでいる者もいると考えられ、その回復に向けた処遇・支援を充実させる必要がある。薬物依存については、現在、本章第3節で述べたとおり、刑事施設及び社会内処遇・支援を実施する各機関・団体において、それぞれ女子依存症回復支援事業や薬物再乱用防止プログラム等の取組が実施されている。もっとも、依存症からの回復や治療は刑事施設や保護観察所におけるプログラム等の受講により完結するものではなく、場合によっては生涯にわたる治療や支援が必要とされることもある。この点、薬物事犯の保護観察対象者については、保護観察終了後も薬物依存からの回復のための必要な支援を受けられるよう、地域における支援体制の構築が図られているところであるが、今後、保護観察対象者以外の者についても、保護観察所が実施する「更生保護に関する地域援助」（以下「地域援助」という。）の取組等により、広く支援体制を構築していくことが期待される。加えて、法務総合研究所が行った聞き取り調査の結果では、保護観察所における指導プログラムの受講者の中には受講について消極的な態度を見せる者もいると指摘されていることから、プログラム受講の動機付けを維持・向上させることを意識しつつ、これらの取組を一層推進することも期待される。また、特別調査の結果のうち精神疾患の病名では、女性受刑者は、男性受刑者よりも「うつ病・双極性障害（躁うつ病）」、「不安障害（パニック障害など）」、「摂食障害」及び「パーソナリティ障害」の該当率が高かったことから、これらについても手厚い処遇・支援を行うことが望まれる。摂食障害については、現在、刑事施設において必要な医療体制が整えられており、出所後も保護観察所等における処遇・支援の中で、治療が必要な者に対する個別の指導が行われているところではあるが、本章第2節3項で述べたとおり、女性受刑者は、男性受刑者よりも刑期が短い者が多い傾向にあることからすると、刑事施設を出所した後、保護観察に付されない場合における社会内支援の重要性は高く、このような場合にも、保護観察に付される場合と同程度の、医療機関の継続的な受診につながるような手厚い支援を行うことが望まれる。加えて、刑事施設においては、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、医療専門施設に加え、全国的女性刑事施設の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施しているところ、社会内処遇に当たる保護観察官や更生保護施設職

員等に対しても同様の研修等を実施することが望まれる。そして、前記うつ病・双極性障害（躁うつ病）、不安障害（パニック障害など）、パーソナリティ障害を含む様々な精神疾患についても、病状に応じた指導・支援を受けられるよう支援者の専門性を高める必要があると考えられることから、同様の研修等を実施することで、円滑な社会復帰のための支援につなげることが期待される。

2 被害経験等による生きづらさを踏まえた処遇・支援の必要性

特別調査の結果から、女性受刑者の中でもとりわけ薬物事犯者は、被害経験、小児期逆境体験（ACE）、精神疾患、自傷行為等多方面において、問題を抱えている者が多く、それが社会における生きづらさの要因の一つとなっている者もいることがうかがわれた。

現在、少年院では、女子の少年院入院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムが実施されているほか、刑事施設においても、問題を抱える成人女性の特性に配慮した処遇がなされているところ、刑事施設出所後も、受刑に至るまでの生育歴、行動歴を理解した上で、長期的な視点からこれまでの生きづらさに対する治療的、支援的な関わりを行うことが有効であると考えられる。そこで、社会内処遇・支援を実施する保護観察所や更生保護施設においても、同処遇プログラムを実践している女子少年院や刑事施設における処遇のノウハウを活用して処遇・支援に当たることが期待される。また、現在、女性の更生保護施設の一部では、依存症や嗜癖問題について、医療・福祉等の専門家の助言を受けるなどしているところ、このような取組が更に多くの施設で行われ、どの施設においても依存症や嗜癖問題に関する処遇・支援を受けることが可能な状況を作り出すことが望ましい。もっとも、法務総合研究所が行った聞き取り調査でも、社会内処遇・支援を実施する機関・団体でトラウマ体験に適切に対応することの難しさが指摘されるなど、社会内における個別の対応には限界がある。今後、トラウマ体験を有する者についての更なる研究の進展が期待される。さらに、薬物事犯者の女性受刑者は、市販薬の目的外使用や自傷行為などの問題行為のほか、人間関係の悩みなどを持つ者も多く、その生きづらさがより複雑なものとなっている。そのため、このような複雑な状況に対応し、地域の中で継続的な支援が受けられるよう、これまで保護観察所が実施する地域援助の取組等により実施されている医療・福祉等を行う機関・団体との間での連携の取組を今後も継続していく必要があるほか、配偶者や親族等に対しても、円滑な社会復帰のための重要な社会資源として更に協力を求める必要がある。もっとも、女性受刑者の中には、配偶者・交際相手からの被害体験等を有している者や、配偶者・交際相手が共犯者である者などもあるため、配偶者・交際相手を更生のための協力者とすべきではない場合がある。このような場合には、本人の意思を尊重しつつ、適切な環境調整を行うことができるよう慎重に処遇・支援を行う必要がある。

3 加齢に伴う不安・悩みや孤立に対する処遇・支援の重要性

特別調査の結果から、女性受刑者のうち特に60歳以上の窃盗事犯者については、加齢に伴い、生活環境や経済状況の変化によって生じる将来への漠然とした不安や、心身の不調の増加に伴い増していく悩みを抱える中で、周囲の人間との関わりが少なくなることによって孤立したまま犯行に至る者が少なくないことがうかがわれた。このような60歳以上の窃盗事犯者の加齢に伴う様々な不安・悩みや孤立に対しては、不安・悩みを解消し、孤立を軽減するための相談先へとつなぐことが必要である。

この点、窃盗事犯者のうち60歳以上の女性受刑者では、相談相手がいないことや、どこに相談すれば良いのか分からないため、悩みごとの相談に至らなかった者が一定程度いたことから、刑事施設のみならず、各支援機関等においても、保護観察所が地域援助の一環として設置している犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」等の社会復帰後の相談窓口等に関する広報を更に推進していくことが重要である。また、支援機関等への相談に対する考えについて男女別の比較では、女性受刑者は、「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」の該当率が最も高かったことから、家族や交際

相手等がいる場合には、これらの者に支援・協力を求めることで、女性受刑者が支援機関等への相談をしやすい状況を作り出すことが可能となるものと考えられる。具体的には、これまで保護観察所において、刑事施設等に入所中の者で生活環境の調整の対象となっている者の引受人又は家族に対する引受人・家族会を開催し、あるいは保護観察対象者と引受人又は家族との面接を実施する際に、引受人又は家族に各支援機関等の情報を提供しているところ、このような取組を更に充実させていくことが重要である。もっとも、本章第3節で述べたとおり、更生緊急保護による宿泊供与の委託終了者における更生保護施設等入所事由では、女性は、男性よりも「親族が引受けを拒否」及び「親族と同居を望まず」の構成比が高いほか、法務総合研究所が実施した聞き取り調査の結果では、特別調整の対象となる女性受刑者は、高齢者、再犯者、窃盗事犯者が多い一方、家族や自宅がある者も多いが、結局、犯罪を繰り返す中で引受けを拒否されるようになったケースも多いと指摘されていることから（本編第4章第1節6項（2）参照）、これまで支援・協力をしてきた家族が、今後の支援等を拒否する場合には、新たな支援体系の構築を検討すると同時に、これまで支援・協力をしてきた家族等との関係修復に向けた助言等の働きかけを行うことが望まれる。

また、これまでは、刑事司法手続の終了に伴い、それまで受刑者等に対する処遇・支援等を行ってきた刑事司法関係者との関係も途切れてしまい、その後の相談先を見つけることが難しい場合もあったところ、近年、保護観察所においては、保護観察期間終了後も支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐなどしているほか、支援対象者の家族に対しても、希望に応じ、支援を行っている。そのほかにも、法務省において、更生保護施設退所者等が更生保護施設に通所して支援を受ける「フォローアップ事業」、更生保護施設職員が更生保護施設退所者等の自宅等を訪問するなどして継続的な支援を行う「訪問支援事業」、保護観察所が実施する地域援助、「刑執行終了者等に対する援助」などの新たな取組が実施されていることから、今後もこのような取組のより一層の充実・拡充が期待される。

さらに、第二次再犯防止推進計画は、福祉的支援の必要が認められるものの就労可能な者に対して、個人の特性に応じて就労に向けた支援を行うなど、個々の特性に応じた必要な支援の充実を図っているものの、年齢が高くなるにつれて就労先を見つけることは難しくなる上、そもそも生活に必要な金銭を得る手段が確保されており就労の必要がないケースもあることから、特に高齢の女性犯罪者については、就労支援が必ずしも円滑な社会復帰に結び付くとはいえない場合もある。このように、直ちに福祉的支援を受けるまでには至らず、かつ就労支援も功を奏さない者については、出所後に自らの力で環境を変えることは相当に難しいことから、これらの者に対しても、福祉的支援や就労支援以外の方法、例えば、各種地域活動への参加をあっせんするなどして、社会内での居場所作りを行っていくことが望まれる。

4 新たな課題への対応

令和5年6月、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が成立した。同法では、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されることが明記されている。今回の特別調査でも、調査対象者のうち一部の者については、戸籍上の性別と自認する性別が一致していなかったが、これらの者については、それぞれ個別の事情により、処遇上のニーズや必要とされる配慮が大きく異なるものと考えられること等の事情から、分析対象より除くこととした。現状では、刑事司法手続の各段階において、戸籍上の性別に従い男女を区別した上で、必要に応じ、個別の事案ごとに性自認に配慮した対応がなされているものと考えられるところ、今後は、同法の成立・施行に伴い、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を考慮した対応・処遇等の検討が望まれる。

第6節 ■ まとめ

本編では、女性犯罪者の実態と処遇について分析・検討を進め、その傾向・特徴を踏まえた対策についても考察を加えた。

これまで見てきたとおり、女性受刑者は、男性受刑者とは異なる傾向・特徴があるところ、女性犯罪者の中でも多くの割合を占める薬物事犯者と窃盗事犯者においても、その傾向・特徴はそれぞれ異なっている。したがって、これらを一まとめにせず、個別的な指導・支援を的確に実現する必要がある。この点、平成25年版犯罪白書では、女性犯罪者のうち若年者層の多くを占める薬物事犯者について、その特性に応じた処遇策を確立する必要があるとともに、高齢者層の多くを占める窃盗事犯者についても、その特有の問題点に応じた適切な処遇方策を確立することが重要であると指摘したところであるが、その後、女性の薬物事犯者の特性や女性の窃盗事犯者に特有の問題点についての分析は、必ずしも十分には行われていなかった。本特集では、各種統計資料等に加え、特別調査により、女性犯罪者全体、薬物事犯者及び窃盗事犯者の傾向・特徴を明らかにした。今回の特集が、女性犯罪者の再犯防止及び円滑な社会復帰に向けた取組を進めるための一助となることを期待する。

法務総合研究所では、我が国における犯罪・非行の状況等に関し、多様な観点から、その時々のニーズを踏まえ、実証的調査・研究を進めているところ、今後も同様に継続して調査・研究を推進し、効果的な刑事政策の推進に資する基礎資料等を提供していくこととしている。